

令和2年第424回定例会

矢吹町議会会議録

令和2年12月4日 開会

令和2年12月15日 閉会

矢吹町議会

令和2年第424回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月4日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
会期外付託案件調査報告	5
議員派遣報告	9
町政報告	9
議案の上程、説明(議案第47号～議案第67号)	12
散会の宣告	16

第 2 号 (12月7日)

議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	17
職務のため出席した者の職氏名	18
開議の宣告	19
一般質問	19
芳賀慎也君	19
関根貴将君	27
富永創造君	36
藤井源喜君	45
散会の宣告	53

第 3 号 (12月8日)

議事日程	5 5
本日の会議に付した事件	5 5
出席議員	5 5
欠席議員	5 5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 5
職務のため出席した者の職氏名	5 6
開議の宣告	5 7
一般質問	5 7
加藤宏樹君	5 7
安井敬博君	7 3
青山英樹君	8 9
会議時間の延長	1 0 5
三村正一君	1 0 5
総括質疑	1 2 0
議案・請願・陳情の付託	1 2 1
散会の宣告	1 2 1

第 4 号 (12月15日)

議事日程	1 2 3
本日の会議に付した事件	1 2 3
出席議員	1 2 3
欠席議員	1 2 4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 4
職務のため出席した者の職氏名	1 2 4
開議の宣告	1 2 5
日程の追加	1 2 5
承認第15号の上程、説明、採決	1 2 6
議事日程の報告	1 2 6
議案第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第54号、第56号、第58号、 第59号、請願第3号、陳情第8号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 2 6
議案第47号、第53号、第55号、第60号、陳情第6号、第7号の委員長報告、質疑、討 論、採決	1 3 1
議案第61号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 3 4

議案第62号、第63号、第64号、第65号、第66号、第67号の委員長報告、質疑、討論、採決	136
日程の追加	139
同意第17号の上程、説明、採決	140
同意第18号の上程、説明、採決	140
発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
閉会中の継続調査の申出書について	142
閉会の宣告	142
署名議員	143

令和 2 年 1 2 月 4 日（金曜日）

（第 1 号）

令和2年第424回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年12月4日(金曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

日程第4 町政報告

日程第5 議案の上程

議案第47号・第48号・第49号・第50号・第51号・第52号・第53号・第54号・第55号・第56号・第57号・第58号・第59号・第60号・第61号・第62号・第63号・第64号・第65号・第66号・第67号

(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	富永創造君	8番	三村正一君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	安井敬博君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	藤田豊君
教育長	鈴木健生君	代表監査委員	佐藤昇一君

企画総務課長	佐藤	豊	君	まちづくり 推進課長	山野辺	幸徳	君
税務課長	三瓶	貴雄	君	会計管理者兼 総合窓口課長	小針	良光	君
保健福祉課長	泉川	稔	君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐藤	浩彦	君
都市整備課長	福田	和也	君	教育次長兼 教育振興課長	阿部	正人	君
子育て支援 課長	国井	淳一	君				

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏家	康孝		副局長	加藤	晋一	
--------	----	----	--	-----	----	----	--

◎開会の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第424回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田秀明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

11番 青山英樹君

12番 熊田宏君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（角田秀明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場にご参集の皆様、おはようございます。

第424回矢吹町議会定例会が本日12月4日に招集になりましたので、それに先立ちまして、12月2日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議いたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画総務課長から説明を求め、さらに、議長から提出されました日程案については議会事務局長から説明を求め、協議しました結果、会期を本日から12月15日までの12日間とし、会議日程についてはお手元に配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（角田秀明君） お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日12月4日から12月15日までの12日間をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月4日から12月15日までの12日間に決定しました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等についてご説明いたします。本定例会の議案書及び議案説明資料、例月出納検査結果報告書、令和2年度定期監査結果報告書、会期外付託案件報告書、請願書、陳情書、要望書並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告をいたします。

さきの9月定例会において議決されました発議第7号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書につきましては9月11日付で、また、発議第8号 福島第一原発の汚染水の海洋・大気放出に反対する意見書につきましては9月24日付で各関係機関に送付いたしました。

◎監査報告

○議長（角田秀明君） これより、例月出納検査結果及び令和2年度定期監査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果及び令和2年度定期監査結果の2件であります。

初めに、例月出納検査結果について報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については8月分を9月25日に、9月分を10月22日に、10月分を11月25日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、7月1日から9月30日までの第2四半期分を10月23日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び都市整備課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては報告書をご覧くださいと存じます。

続きまして、令和2年度の定期監査の結果について報告いたします。

監査の実施期間は、11月2日、4日、5日、6日、9日、10日の6日間で行いました。

監査の結果ですが、提出された関係資料、書類等を照合審査の結果、提出資料に記載誤りがあったものの、全課にわたる事務処理及び事業の執行については、おおむね適正であると認めます。

なお、今後もさらに努力することが適正であると認められる事項についてであります。初めに、経費の削減等についてであります。国・県の経済情勢は穏やかな回復基調にあるとされていますが、依然として厳しい状況にあります。さらには、新型コロナウイルス感染拡大は大きな打撃であり、今後、国内外に及ぼす影響が大いに懸念されるところであります。

こうした背景から、町の財政状況においても、地方交付税の減額のほか、第6次まちづくり総合計画の実施、財政負担として増加する社会保障関連予算、さらには老朽化する公共施設の大規模な改修や更新など、今後も大変厳しい状況が続くものと考えられます。投資的経費の削減もさることながら、引き続き経常的経費の節減に努めていただきたいと思います。

次に、町税等の収納向上についてであります。

厳しい財政状況の中で、収入未済額の解消は、財源確保と公平・公正を期すためにも極めて重要な課題であります。今後も、継続して適正な債権回収と滞納整理の取組をお願いします。

最後に、指定管理者制度における全庁的な事務の取扱いについてであります。

行政サービスの維持・向上や事務の効率化のために導入された指定管理者制度であり、受委託者による定期的な協議が行われるなど改善が見られますが、提出資料においても数字の誤り等も見受けられましたので、今後も定期的に全庁的な連絡調整をする機会を設け、提出書式の統一をするなど、業務の履行状況や事業計画の進捗実態の確認に努めていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、定期監査の結果報告書をご覧くださいと存じます。

以上で、例月出納検査結果及び令和2年度定期監査結果の報告を終わります。

○議長（角田秀明君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（角田秀明君） 次に、会期外に行われました委員会の調査結果について委員長から報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員会委員長、4番、藤井源喜君。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 議場の皆さん、おはようございます。

閉会中の所管事務調査結果の報告についてお話をさせていただきます。

第421回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告します。

総務教育常任委員会所管事務調査結果報告書。

報告書の1から5までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

6、調査経過。

今回、気仙沼市教育委員会が実践している「教育を通じた地域創生～持続可能な社会の創り手を育む気仙沼ESD」を研修してきました。

E S Dとは、エデュケーション・フォー・サステナブル・ディベロップメントの略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。E S Dとは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むこと、シンク・グローバルリー・アクト・ローカリーにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。つまり、E S Dは持続可能な社会づくりの担い手を育む教育で、その学習及び活動が持続可能な開発目標SDG sにつながっていくということでもあります。

気仙沼E S Dの取組には、6つの視点があると説明がありました。

1つ目は「復興」です。東日本大震災で大きな被害を受け、これまで以上に地域との協力・連携・協働の意識が高まり、自らが判断し、他者と協働し、主体的に行動することが重要になりました。市では「海と生きる」を震災復興のキャッチフレーズとし、目標として、①持続可能－仕組みづくり、②地方創生－まちづくり、③人材育成－ひとづくりの3本柱を掲げました。

2つ目は、Society5.0、新学習指導要領です。Society5.0とは、「デジタル革新と多様な人々の想像力・創造力の融合によって、社会の課題を解決し、価値を創造する社会」であります。新学習指導要領でも「豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手になることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指す」とされています。

3つ目は、気仙沼市教育大綱です。大綱の基本理念に「持続可能な社会の創り手を育む」ことを明記し、魚（フィッシュ）の頭文字を取り、①先を見渡す力（フォーサイト）、②本質を見抜く力（インサイト）、③道を切り開く力（ストラテジー）、④つなぐ力（ハーモニー）を掲げ、持続可能な未来を創造する力を養うことに取り組んでいます。

4つ目は、E S Dを念頭に置いた「学校経営ビジョン」の策定です。学校全体で、学校教育及び活動においてE S Dを意識した取組を行うことです。特別なことをするのではなく、一つ一つの活動等がE S DやSDG sに関係していることを意識づけし、新たな価値を創造することです。

5つ目は、カリキュラムを改善し、課題発見力・表現力を育むことです。地域への誇りを持ち、学びと視野を広め、地域をつなぎ、地域づくりの主体者の育成・共創する教育をSDG sに関連づけし、展開することです。

6つ目は、地域間連携、校種間連携等の事業展開であります。自助、共助、公助はもちろん、そこにN助、いわゆる「つながり、ネットワーク」を加えた取組です。市内から、全国から、世界からのネットワークを生かし、防災のみならず、まちづくりや教育にも生かしていくことが重要であるとのこと。

これらの取組により、子供、教師、地域が変容し、それぞれの場面において新たな価値が創造され、様々な課題解決が図られ、SDG s及びE S Dが掲げる目標の実現につながっていくという内容でありました。

説明の中で「特別なことをすることではなく、それぞれの活動にE S DやSDG sを意識した取組を継続的に行うことが大切である。」という言葉が印象に残りました。

今回の研修により、先進的に取り組んでいる事例を調査することができ、大変有意義なものでありました。当町でも、児童生徒、教師、地域住民それぞれができることから継続的に取り組んでいくことが重要であると

いうふうに感じました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） 続いて、産業民生常任委員会委員長、8番、三村正一君。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） 議場の皆さん、おはようございます。

閉会中の所管事務調査結果の報告について報告をいたします。

第421回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告します。

産業民生常任委員会所管事務調査結果報告書。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、調査経過。

今回の会期外付託案件は、岩手県紫波町に所在する紫波オガールプラザを訪れ、「オガールプロジェクトについて」をテーマに視察調査を実施してまいりました。

紫波オガールプラザは、JR東北本線紫波中央駅の西口に位置し、平成24年6月にオープンをしました。現在では、オガールプラザを含む約10ヘクタールの土地に役場庁舎や民間複合施設はもとより、バレーボール専用体育館や保育園、さらには分譲住宅地までが展開されており、これら施設の土地一帯をオガールエリアと称しております。

このエリアの成り立ちは平成10年に端を発しており、当時、紫波中央駅が開業されることを受け、宅地分譲や公共施設の集約等を掲げた「日詰西地区土地利用基本計画」が策定され、紫波町が10.7ヘクタールを先行取得しましたが、実質公債費比率の上昇や町が保有する基金残高の減少等の理由から、事実上計画が凍結されるに至りました。

しかし、平成19年、当時の藤原孝町長とキーマンである岡崎正信氏らが中心となり、公民連携のまちづくりを掲げる「公民連携元年」を宣言し、平成21年には公民連携基本計画が町議会にて議決され、当該地の整備事業を推進する第3セクター、オガール紫波株式会社が設立されました。

同社の事業推進に当たって特徴的なものは、パブリック・プライベート・パートナーシップ、いわゆるPPPと呼ばれる手法の採用であります。これは岡崎氏が東洋大学大学院で学んだもので、公共サービスの提供や地域経済の再生など、何らかの政策目的を持つ事業が実施されるに当たって、地方自治体や国、その他公的機関等の「官」と、民間企業やNPO、住民等の「民」がその事業の目的決定、施設建設及び所有、事業運営、資金調達など何らかの役割を分担して行うことでもあります。

具体的に言えば、図書館や子育て支援施設と民間施設の複合体であるオガールプラザの整備運営において、オガール紫波株式会社が資産保有会社を立ち上げ、町から定期借地契約により土地を賃借し、金融機関等から資金を調達し設計、建設しました。また、竣工後には、図書館や子育て支援施設等の公共部分を町が買い取り、施設管理や民間へのテナント貸出し等についてはオガール紫波株式会社が実施しております。

なお、この施設には、飲食店、各種医院、美容室、トレーニングジム、産地直送店舗、その他、多種多様な店舗等がテナントとして入居しております。

ここで特筆すべきは、建設開始時には既に民間業者の入居率は100%であり、また、オガールエリア内の施設に係る固定資産税及び土地の賃借料約3,000万円が町へ納入されることであります。

また、エリア内の施設、店舗等での雇用は300名に至り、町とオガール紫波株式会社と町民の間で、まさしくウィン・ウィンの状況となっています。

この成功の要因は、岡崎氏の持論である「まちづくりとは、不動産の価値の向上である」との理念の下、華美、過大な設計ではなく、家賃相場や必要床面積、想定利回りの実現可能な工事価格の設定、着工時入居率100%といった視点から設計する「逆算方式」を採用しており、リスクの少ない安定事業として評価される不動産開発事業を展開していることが大きく、これまでの複数の施設整備において資金回収等、全て成功しているとのことでありました。

また、今回の研修で講師を務められた方からは、このPPP方式の成否を分けるポイントは、官はいかに民に委ねる勇気があるか、そして、民は、もうけ主義ではなくしっかりとしたパブリックマインドがあるか、この2点であるというお話がありました。

今回の視察は、民間と自治体の連携による成功例として名高いオガールプロジェクトについて深く学ぶことができ、今後の本町での施設整備や維持管理等においても大変参考となるものであったものと認識しております。

結びに、視察を快く受け入れてくださったオガール紫波株式会社の皆様に深く感謝を申し上げますとともに、今回の調査を契機に、我が産業民生常任委員会は、今後もより一層、町の産業活性化を図るため、町執行部とともに様々な政策立案を実施してまいります。

以上、報告といたします。

○議長（角田秀明君） 続いて、議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 改めまして議場の皆様、おはようございます。

議会運営委員会、閉会中の所管事務調査結果報告について報告いたします。

第421回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議会運営委員会所管事務調査結果報告書。

報告書の1から5までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

6、調査結果。

茨城県守谷市議会の議会機能強化改革とICTへの取組状況について調査を行いました。

守谷市議会は、「議会が何をしているか分からない、市議会は必要なの」などの議会不要論等から議会改革に着手しました。

議会改革は、平成24年度の本会議録画映像配信開始から取り組み、「事業評価（事業仕分け）」も議会改革の一つであります。事業評価は平成25年度から開始され、その目的は、決算審査の結果や指摘事項を翌年度の予算編成に反映させるため、長が執行した事業に対し事業評価（仕分け）を行うことでもあります。

毎年度、4月に議長を除く全議員で構成する決算予算特別委員会を設置し、常任委員会を単位として分科会

も併せて設置されます。分科会ごとに事業評価を実施する事業を1ないし2事業を選定し、6月の定例会議会で中間報告として選定経過を報告し、選定事業を特別委員会で決定します。

その後、分科会による執行部や関係団体へのヒアリング、現地調査等研究を行い、その結果を踏まえ、分科会ごとに最終評価を行い、その評価を基に選定事業に対する予算措置を含む今後の提案をすることになります。

分科会ごとに最終評価を取りまとめて、9月定例会議会で「守谷市議会重点事業評価」として決議し、市長へ提出することになります。

執行部では、提出された「守谷市議会重点事業評価」に対する事業を分科会ごとに質疑を行い、2月に執行部から「守谷市議会重点事業評価に対する対応」が議会へ提出されます。

3月定例会議会の予算審議を行う際に事業評価が予算に反映しているかも併せて審査し、この予算審議後に特別委員会が解散する流れで令和元年度まで実施していました。

本事業評価については、令和元年度の総括で「事業評価は7年目を迎え、原点に立ち返り、事業選定や評価方法を含めて見直すべき時期が来ている」等の意見を踏まえ、本年度は事業評価を行っていません。市民に十分に周知されていない、かける時間に見合った効果が薄くコストパフォーマンスが低いなどの様々な課題等を整理し、改めて事業評価の在り方について方向性を決めたい旨の話がありました。

また、議会改革の一つであるタブレットを導入した「ペーパーレス議会」についても研修を受けてきました。

タブレット導入については、平成25年に導入検討を開始し、他自治体の視察研修を経て、平成26年11月に導入を開始しました。

タブレットは全議員に貸与され、議会活動と議員活動の全てに使用でき、それまで紙ベースで配付されていた議案書等は全てデータ化され、いつでも閲覧できる状態になっています。議会関係及び執行部の資料提供の迅速化が図られること、議員間の迅速な情報共有ができること、これまでの通知がメールで行えること、年間スケジュール管理ができることなど、非常にメリットがあります。

デメリットとしては、経費がかかること、故障、電池切れの対応等がありますが、総合的に勘案すれば、タブレット導入は国が進めるデジタル化推進に相応する取組となるため、本町においても導入に向け検討すべきであると感じました。

今回、先進的に取り組んでいる事例を調査することができ、大変有意義なものでありました。今回の研修で学んだことを生かし、議会改革等の議論を深めてまいります。

以上、報告いたします。

◎議員派遣報告

○議長（角田秀明君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告をいたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終了いたします。

◎町政報告

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

第424回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、角田議長をはじめ、議員の皆様にご挨拶申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第424回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋しまして、ご報告をさせていただきますので、ご了承ください。

まず、1ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症関連についてであります。初めに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止において、町民の皆様には新しい生活様式の徹底と継続についてご理解とご協力をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。

また、最前線で懸命に対応していただいております医療機関等の関係者の皆様をはじめ、感染対策に取り組みながら町民の皆様の生活を支えていただいている事業者の皆様にも、深く敬意と感謝の意を表します。

本町では、これまでに4月に1例、そして10月に3例、合わせて4例の新型コロナウイルス感染症の陽性患者が確認されたところであります。

町民の皆様には、命と健康を守り、安全・安心の確保に向け、手洗い、手指消毒、咳エチケット、小まめな換気、身体的距離の確保、そして三密の回避等「新しい生活様式」の徹底と継続に加え、感染された方やそのご家族等に対する差別的偏見や言動を慎んでいただくよう防災無線やホームページ、新聞への折り込み等により周知を図り、感染拡大防止対策を呼びかけてまいりました。

これから年末年始の長期休暇を控えておりますが、寒さや乾燥により感染リスクが高まることが懸念されております。新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があります。自分がいつ感染してもおかしくないと認識いただき、感染予防対策の継続をよろしくお願いいたします。

今後も、国や県の動向を踏まえながら、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、感染防止対策と社会経済活動の両立を図りながら、強い危機意識とスピード感を持ち、引き続き万全の体制で取り組んでまいります。

次に、矢吹町くらし応援商品券についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の店舗の応援及び家計への支援を目的にしまして、令和2年11月1日から令和3年1月31日までの期間、町内の取扱店舗で使用できる「矢吹町くらし応援商品券」を1名当たり1万円配付いたしました。

配付対象は、令和2年10月1日現在、住民基本台帳に登録されている1万7,233名、6,729世帯でありまして、10月31日より各世帯に商品券を送付いたしました。

次に、経済支援策についてであります。11月10日現在の状況につきましては、国の雇用調整助成金の支給決定を受けた事業所に対し、国の助成率に応じて、1事業者につき50万円を上限に上乗せ助成を行う新型コロナウイルス感染症対策雇用維持助成金につきまして、4件の申請があり、53万3,000円を交付いたしました。また、国に雇用調整助成金の申請をした際に、社会保険労務士に事務の代行を依頼した場合の費用を助成する

申請費用助成金につきましては、3件の申請があり、24万9,000円の交付を行いました。

また、前年より20%以上売上げが減少している飲食店等や小規模事業者を対象に、固定費の支援としまして1事業者9万円を給付する新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金につきましては、216事業者に対し1,944万円を給付いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施している町内店舗として矢吹町商工会及び町が認定しまして、感染予防対策として1店舗につき3万円を助成する矢吹町店舗応援キャンペーンにつきましては、78店舗に認定証の交付を行いました。

5ページをご覧ください。

次に、米のモニタリング検査についてでございます。

福島県産米の放射性物質検査につきましては、平成24年産から全量全袋検査を行ってまいりましたが、令和2年産から避難指示等のあった市町村を除き、モニタリング検査へ移行いたしました。矢吹町におきましては、旧矢吹町、旧中畑村、旧三神村、旧広戸村の4地区からそれぞれ3点、計12点の玄米を採取して検査を実施し、いずれの米も基準値を超える放射性物質の検出はありませんでした。

6ページをご覧ください。

次に、矢吹町表彰式についてでございます。

11月20日に町文化センターにおきまして令和2年度の矢吹町表彰式を開催し、多年にわたり矢吹町長として町政発展に寄与されました野崎吉郎様、また、多年にわたり町議会議員として町政発展に寄与されました藤井精七様、栗崎千代松様、吉田伸様、大木義正様、鈴木一夫様を特別功労者として、また、多年にわたり教育長として教育行政の発展に寄与されました栗林正樹様、多年にわたり教育委員として教育行政の推進に寄与されました水戸勘十様、多年にわたり環境美化整備活動に尽力し環境行政の推進に寄与されました長田良枝様を功労者として、それぞれ表彰いたしました。

さらに、この道一筋に技術を磨き、みそ・こうじ製造職として卓越した技能者となられ、より一層の技術の向上に努められている佐藤忠義様を現代の名工として、そして農業技術の研さんに努められ、地域農業の振興に尽力されております菊地敏行様、蛭田誠一様、小林正司様の3名を農業功労者として表彰いたしました。

次に、矢吹町複合施設のオープンについてであります。10月14日、矢吹町複合施設、KOKOTTOがプレオープンいたしました。当日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、午前中の記念式典を延期といたしましたが、午後1時にテープカットを行い、供用開始をいたしました。当面の間は、三密を回避するなど、施設利用等の一部を制限することになりますが、多くの方に多面的に活用される施設を目指し、運営してまいります。

なお、矢吹町複合施設建設に関連する工事等の完了により、矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業の全てが完了いたしました。

次に、町政懇談会についてであります。

町民の皆様の意見等を今後の町政に反映させることを目的に、11月10日、12日、13日、16日の4回の日程により、新型コロナウイルス感染症の対策を十分に行いながら、町内を4地区に分け開催し、延べ103名の参加をいただきました。懇談会では、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の重点プロジェクトや新型コ

コロナウイルス感染症に係る各種対策等について資料に基づく説明を行い、参加者からのご意見等をいただきました。寒い中、ご参加いただいた皆様、議員の皆様にも大勢ご参加をいただきました。貴重なご意見をいただきました皆様に感謝を申し上げます。

ここまで、町政報告から6点を抜粋し、報告を申し上げます。

矢吹町の地方創生に向け、議員の皆様のご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

その他18項目につきましては、お手元に配付いたしました第424回矢吹町議会定例会町政報告により、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 以上で、町政報告は終了いたします。

◎議案の上程、説明（議案第47号～議案第67号）

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより議案の上程を行います。

議案第47号、第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号、第59号、第60号、第61号、第62号、第63号、第64号、第65号、第66号及び第67号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆様、改めましてこんにちは。

それでは、提案理由をご説明いたします。

初めに、議案第47号 矢吹町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたため、印鑑の登録を受けることができない者の規定について、所要の語句を改正するものでございます。

次に、議案第48号 矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。放課後児童支援員につきましては、保育士等の資格を有する者であって、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了したものでなければならないとされておりました。これを地方自治法に定める指定都市及び中核市の長も研修を実施できることとなったため、条例の一部を改正し、受講機会の拡充を図るものでございます。

次に、議案第49号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、本案は、令和2年度より中畑公民館内に開設した中畑公民館児童クラブの設置及び廃止について、また、令和3年度より矢吹小学校及び善郷小学校児童クラブの受入定員を増やすことについて、条例の一部を改正するものであります。令和2年度において、矢吹小学校及び善郷小学校児童クラブの申込数が定員を大幅に超えたということで、待機児童解消のため、4月から中畑公民館内に児童クラブを開設し、両小学校の4年

生以上の児童を受け入れております。

なお、令和3年4月より中畑公民館児童クラブは廃止し、矢吹小学校及び善郷小学校の校舎内に新たな児童クラブ育成室を確保し、受入定員を増やすことで待機児童の解消を図るものであります。

次に、議案第50号 矢吹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設等との連携に関する基準等を改正するものであります。

次に、議案第51号 矢吹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等との連携に関する基準等を改正するものであります。

次に、議案第52号 矢吹町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、国の無償化制度において、預かり保育料の無償化上限額を、日額上限450円に利用日数を乗じた額としておまして、町で規定している月額料金の場合、利用日数によっては利用者の自己負担額が発生することとなるため、全額が無償化の対象となるように日額料金に改め、預かり保育を利用する保護者の負担軽減を図るものであります。

次に、議案第53号 矢吹町集会施設条例の一部を改正する条例についてであります。地域住民の健康増進及び福祉の向上を図ることを目的に設置されております集会施設につきましては、現在、34の全ての施設において指定管理者として地域の行政区に維持管理業務を行っていただいております。令和3年3月末で指定期間が満了することから、指定管理の検証を実施したところであります。この検証結果を踏まえまして、集会施設について、指定管理者制度に限らず、行政区と町が協働により管理運営を行うため、所要の改正を行うものであります。

また、寺内地域農業推進拠点施設につきましては、県道須賀川・矢吹線の道路整備事業に伴い、現在、建築工事を実施しているところであり、令和3年2月末に移転が予定されていることから、名称及び住所の変更を行うものでございます。

次に、議案第54号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和3年1月1日に施行されることに伴い、国民健康保険税の減額に係る所得の基準等について、基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げる等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第55号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

公共の福祉の増進、町民の安らぎの場、憩いの場所として設置されております公園施設につきましては、現在、13施設において指定管理者として地域の行政区等に管理運営を行っていただいております。令和3年3月末で指定期間が満了する施設があることから、全ての公園施設について、これまでの業務内容に関するヒアリング及びアンケート等の検証を実施したところであります。この検証結果を踏まえまして、公園施設について、今後は各公園の特性に応じた管理形態を構築し、指定管理者制度に限らず、行政区及び各種団体等と町が協働により管理運営を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第56号 矢吹町議会議員及び矢吹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてありますが、本案は、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大のため、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年12月12日に施行されることに伴い、矢吹町議会議員選挙及び矢吹町長選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成が公費負担の対象となったということから、候補者の負担を軽減し、立候補しやすい環境を整備するため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第57号 矢吹町債権管理条例についてであります。本案は、地方自治法第240条に規定される金銭債権である町の債権について、町の責務や法令等の規定を整理し、債権の状況を正確に把握しながら、統一かつ効率的な債権の管理に関する事務処理を行い、債権の徴収、放棄等について定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第58号 矢吹町税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は、租税特別措置法及び地方税法等の一部改正に伴い、延滞税等の割合の引下げ、一部文言の変更等、関連する5つの条例について一括して所要の改正を行うものであります。

次に、議案第59号 矢吹町屋内外運動場の指定管理者の指定についてであります。当該施設につきましては、平成30年度から指定管理者制度を導入し、施設運営を行ってきたところであります。

今回、令和3年3月末で指定期間が満了することから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定に基づき公募を行い、選定委員会で選定された指定管理者候補者との協議が調いでしたので、矢吹町屋内外運動場の指定管理者に、東京都江東区大島一丁目9番8号、株式会社フクシ・エンタープライズを指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の指定についてであります。当該施設につきましては、平成13年3月より本町の保健福祉サービスの拠点として、保健センター、デイサービスセンター、在宅介護支援センターを集約した複合施設として業務を開始いたしました。現在は、それらに加え、矢吹町社会福祉協議会が地域包括支援センター、ボランティアセンターを展開し、総合的な保健福祉の拠点としての機能を併せ持つ施設となっております。

平成21年より指定管理者制度を導入し、効率的な管理運営を行ってきたところであります。指定管理者である矢吹町社会福祉協議会は、関係法令を遵守し、維持管理経費の削減に努め、適切な人員等の確保により住民サービスの向上が図られており、安定的な運営が行われております。これまでの実績に加え、施設の管理業務に精通していること、また、利用者の安全、安心に最大限の取組を行っていることなどから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条ただし書の規定に基づき非公募とし、指定管理者候補者との協議が調いでしたので、保健福祉センターの指定管理者に福島県西白河郡矢吹町一本木100番地1、社会福祉法人矢吹町社会福祉協議会を指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、指定管理者制度導入当初より安定した施設運営を行い、利用者の安全、安心に配慮している姿勢が十分であること、中長期的な運営により住民サービスの向上が見込まれることなどか

ら、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第61号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ4,904万5,000円を減額し、総額を109億1,980万9,000円とするとともに、地方債の補正を行うものでございます。

歳入の主な内容は、県支出金998万円、繰入金2,613万円をそれぞれ増額し、国庫支出金6,997万6,000円、諸収入871万5,000円、町債620万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出予算の主な内容は、4月の人事異動に伴う一般会計と各特別会計間の職員の異動等による補正を行ったほか、民生費が保育園業務運営事業等により1億2,573万6,000円の増額、土木費が主要町道道路整備事業等により4,716万3,000円の増額、商工費が新型コロナウイルス対応に係るフロンティア祭り等の事業の中止により4,718万3,000円の減額、そして教育費が新型コロナウイルス対応に係る中学生海外派遣事業等の事業の中止により1,837万8,000円の減額、災害復旧費が令和元年台風災害に係る災害廃棄物処理事業の完了によりまして1億6,250万6,000円減額するものでございます。

次に、地方債補正の内容につきましては、地方道路等整備事業債470万円、狭あい道路整備等事業債150万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第62号 令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ93万3,000円を減額し、総額を17億5,837万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金419万8,000円を増額しまして、県支出金513万1,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費545万2,000円を増額し、保健事業費638万5,000円を減額するものであります。

次に、議案第63号 令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,303万7,000円を追加し、総額を6億7,185万5,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、国庫補助金4,211万2,000円、繰入金121万6,000円、繰越金115万8,000円、諸収入216万3,000円、町債4,640万円をそれぞれ増額し、県支出金1万2,000円を減額するものでございます。

歳出の内容は、総務費52万8,000円、事業費9,250万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、公共下水道事業債を4,640万円追加するものでございます。

次に、議案第64号 令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ52万円を減額し、総額を3億1,142万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金97万7,000円を増額し、繰入金149万7,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費52万円を減額するものであります。

次に、議案第65号 令和2年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億73万円を追加しまして、総額を15億5,448万円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金1,920万2,000円、支払基金交付金2,245万5,000円、県支出金1,332万6,000円、繰入金74万9,000円、諸収入952万5,000円、繰越金3,497万3,000円、寄附金50万円を増額するものでございます。

歳出の内容は、総務費268万2,000円、保険給付費8,117万2,000円、地域支援事業費200万円、基金積立金1,487万6,000円、これらを増額するものでございます。

次に、議案第66号 令和2年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでございます。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ47万4,000円を追加し、総額を1億8,983万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料331万2,000円、繰越金7万5,000円、国庫支出金82万5,000円をそれぞれ増額し、繰入金344万1,000円、諸収入29万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金338万7,000円を増額し、総務費261万6,000円、諸支出金29万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、議案第67号 令和2年度矢吹町水道事業会計補正予算(第2号)についてでございます。本案は、収益的収入につきましては、既定の額から164万円を減額し、収入予算総額を4億711万2,000円といたしまして、収益的支出につきましては、既定の額から180万3,000円を減額し、支出予算総額を4億3,790万円とするものであります。

収入の内容につきましては、営業収益164万円を減額し、支出の内容につきましては、営業費用180万3,000円を減額するものであります。

また、資本的収入につきましては、既定の額から4,600万円を減額し、収入予算総額を8,820万9,000円とし、資本的支出につきましては、既定の額から4,850万円を減額し、支出予算額総額を1億7,555万2,000円とするものであります。

収入の内容につきましては、企業債4,600万円を減額いたしまして、支出の内容につきましては、建設改良費4,850万円を減額するものであります。

以上、長くなりましたが、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長(角田秀明君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ご協力、誠にありがとうございました。

なお、議員の皆さんは議員控室にお集まりいただくようお願い申し上げます。

本日は大変ご苦労さまでございました。

(午前11時06分)

令和 2 年 1 2 月 7 日 (月曜日)

(第 2 号)

令和2年第424回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年12月7日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	富永創造君	8番	三村正一君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	安井敬博君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	藤田豊君
教育長	鈴木健生君	企画総務課長	佐藤豊君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	税務課長	三瓶貴雄君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐藤浩彦君	都市整備課長	福田和也君
教育次長兼 教育振興課長	阿部正人君	子育て支援 課長	国井淳一君

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝

副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問の時間について確認させていただきます。

一般質問は、一問一答方式により行います。

質問の回数に制限はありませんが、質問時間は30分以内であります。

質問時間の残り時間を議会事務局長前でお知らせいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

質問時間終了3分前には予鈴を1回鳴らし、30分終了時に終了鈴を2回鳴らし、質問の途中であっても、質問は打切りとしますので、ご承知ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻るようになります。

それでは、通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 芳 賀 慎 也 君

○議長（角田秀明君） 通告1番、1番、芳賀慎也君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） 議場の皆様、おはようございます。

また、傍聴席の皆様、大変ご苦労さまでございます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、罹患された皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。また、新型コロナウイルスへの対応が長期化する中、感染拡大防止にご尽力されている皆様に深く感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。大きく2つの質問をさせていただきます。

まず、1つ目は、公共施設等のトイレ整備について。

町内の各公共施設においてトイレ設備の老朽化が進んでおり、老朽化対策や、高齢者の方などに配慮した便器の洋式化等の対応が求められております。老朽化が進んだトイレは、どうしても汚い、臭い、古いなどのイメージが払拭できず、衛生面や防犯面に対する不安から利用者にとっては使用しづらいことがうかがえます。特に女性の利用者数については極端に少ない状況でございます。そして、衛生面の向上はもとより、設備面や

安全面での向上も必要であり、車椅子の方や障害を持つ方々も安心して利用できるようユニバーサルデザイン、バリアフリーを施したみんなに優しいトイレづくりが必要であります。

現在、町内で体に障害を持つ方が安心して利用できるトイレはどれだけございますでしょうか。

また、オストメイトの方が利用できるトイレはどれだけありますか。

皆さん、最近、駅や公共トイレなどで、おなかの部分に十字が書いてあるマークを見たことはありませんか。そのマークは、オストメイトを表しているマークになります。オストメイトとは、病気や事故などで腸や膀胱の手術を受けて、おなかに便や尿の出口、いわゆる人工肛門、人工膀胱をつくった人のことでございます。全国で約20万人以上おられ、県内では約5,000人、この矢吹町内でも現在、38名のオストメイトの方がおられます。体に障害がある方やオストメイト方は、日頃の生活の不安から、家の中に引き籠もりがちになってしまいます。その理由の一つとして、外出先でのトイレが不安であるということがございます。身体障害者の方も、オストメイトの方も、外へ出て運動をしたいです。公園も散歩をしたいです。健全な方と同様に一般社会生活を送りたいのです。そのためにも、老朽化が進んでいる公共施設等の既存トイレの整備改修が必要であると考えます。

福島市やいわき市、会津若松市などでは、障害者用のトイレ一覧表が作成されております。特に、福島市では、観光案内マップのように、トイレ専用のトイレマップというものが発行されております。これこそ人に優しいまちづくりの一環なのではないでしょうか。

また、東日本大震災や台風19号の災害発生時にも、一時避難場所に指定されている各小中学校や集会所等で、「避難者に対するトイレの数が少ない」や、「トイレの整備状態が不十分であった」、また、「各家庭の断水で多くの方がトイレに困られた」という問題がございました。

そういった際に、備蓄用、災害用の緊急トイレが活躍します。組立てが簡単なワンタッチで設置可能なものから、車椅子に完全対応しているもの、一度に男性4人が利用可能なクワトロタイプのもの、災害用のオストメイト専用トイレなど様々な備蓄可能なトイレがございます。

災害はいつ何どき起こるかもしれません。災害発生時の緊急トイレを整備することにより、衛生面の向上も図れます。

以上のことから、公共施設等のトイレの整備が必要であると考えます。

そこで、質問させていただきます。

まず、1つ目です。役場の本庁舎を含め、老朽化が進む各公共施設のトイレについて、既存トイレのバリアフリー改修が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

2つ目。当町におけるオストメイト対応トイレの設置状況及び車椅子多目的トイレ、障害者用対応トイレの設置状況をお伺いします。

3つ目ですが、災害発生時における備蓄用、防災用の緊急トイレ、普段は小さく収納可能で、組立て式の緊急のトイレや、水が不要で排せつ物を吸わせたり固めたり密封することができる携帯用の簡易トイレ等の現在の整備状況、または、備蓄しているものがあるのであれば、その管理状況をお伺いいたします。

それでは、次に、2つ目の質問に移ります。

GIGAスクール構想の実現へ向けて、質問をさせていただきます。

まず、GIGAスクール構想とは、文部科学省が推し進めるものであり、まず、義務教育を受ける児童生徒のために1人1台の学習用PCと、高速ネットワーク環境などを整備する5年間の計画でございます。目的としては、子供たち一人一人の個性に合わせた教育の実現と、教職員の業務を支援する統合系校務支援システムの導入で、教員の働き方改革を狙うものでございます。

当町においても、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画にも掲げられている教育環境の整備において、GIGAスクール構想に基づきICTを活用した授業を実施するための環境整備が課題となっております。校内LANの整備や、各小中学校の児童1人につき1台のタブレット端末の支給が既に決まっており、既に三神小学校においてはタブレット端末を利用した授業が開始されております。

今後、タブレット端末を利用した授業が円滑に進められるために、次の点について所見を伺います。

まず、1つ目ですが、新型コロナウイルス感染拡大により、今年度は長期休校が続きました。子供たちの学ぶ環境を失わないためにも、自宅でも遠隔で授業が受けられるよう、オンライン授業の必要性が急速に高まっております。現在、学校側でのICT環境整備が進められておりますが、学校と各家庭の間でオンライン授業を実施するに当たり、子供たちの各家庭においてインターネットが整っているのかという問題がございます。ネット環境が整っていないご家庭でのオンライン授業はどのように対応していくのか、お伺いいたします。

続いて、2つ目ですが、タブレット端末での授業が円滑に進められるためには、教える側、教職員の知識やスキルがとて重要になってくると思われまます。教職員の技量によってはICTを活用した事業内容に差が出てきてしまうのではないかと危惧されます。今後さらにICTを活用した授業が進む中で、それと並行して教職員のスキルアップも課題となってくると思われまますが、どのようにお考えでしょうか。

以上の点につきまして、ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めまます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございまます。

また、傍聴に来られた皆様、大変貴重な時間を割いてこの議場においてくださりまましてありがとうございます。町政への、そして、こういって議会への関心が我々の励ましにもなり、そして、また、よりよい町政の根幹かと思われまます。本当に皆さんありがとうございます。

また、私のほうからも、新型コロナウイルスで亡くなられた方に対して衷心よりお悔やみを申し上げるとともに、現在苦しまれている方にお見舞いを申し上げます。そして、現在、テレビ等でも伝えられるように、医療崩壊等が一部で言われる中で、日夜奮闘されている医療関係者、そして、福祉の関係者の皆様、そして、エッセンシャルワーカーの皆様方に、心から感謝を申し上げます。

それでは、1番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、公共施設等の既存トイレのバリアフリー改修についてのおただしでございまます。

町では、第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づく、「だれもが地域で自分らしく安心して生活できるまち」を目指し、高齢者や障害を持つ方々の支援体制の充実を図るため、地域社会での自立及び社会参加の支援等の福祉施策を総合的かつ計画的に実施してございまます。

その中において、公共施設等のバリアフリー化を促進し、高齢者や障害を持つ方々の不利な条件を解消し、安全かつ住みよい社会をつくるよう環境整備を進めていく、これは大変重要な施策であると認識しております。

なお、本町では、矢吹町公共施設等総合管理計画におきまして、施設の改修・更新等に当たっては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、多様なニーズや施設の状態を踏まえながら、誰もが利用しやすい施設となるよう計画的に取り組むこととし、バリアフリー化の推進を図っているところであります。

年次計画によりまして計画的に進める中、近年の主な取組としましては、役場本庁舎は、昨年度に1階トイレの洋式化、そして、手すりの設置、段差解消を行っておりまして、今年度は2階と3階、まさにこの下の2階とここの3階、ここのトイレについて同様の改修を実施する予定であります。

また、各小学校につきましては、複数年の事業計画によりトイレの洋式化を行っているところであり、今年度で全ての小学校の改修を終える予定であります。これも長年の懸案でございます。

さらに、集会施設につきましても、複数年の事業計画により、順次バリアフリー改修を行っているところでありますが、公園等を含め、現時点では、バリアフリー化が進んでいない施設がございます。これらにつきましては、現在、策定を進めている公共施設等の個別施設計画、さらには、来年度予定しております総合管理計画の見直しの中で、老朽化対策とともに施設改修の全体的な方向性や時期等を示してまいりたいと考えております。

今後も引き続き、利用者の視点に立ちながら各施設の状況把握を行い、町民の皆様の意見に配慮しながら計画的に改修を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、オストメイト対応のトイレ及び多目的トイレの設置状況についてのおたただしでございます。

令和2年12月現在、オストメイト対応トイレは、屋内外運動場及び複合施設の2施設、そして、多目的トイレは矢吹駅や保健福祉センターなど15の施設に設置しております。

このように、オストメイト対応トイレ及び多目的トイレなど、誰もが快適に利用できる公共トイレを整備していくことは、移動経路のバリアフリー化と併せまして、高齢者や障害者をはじめとするあらゆる人々が行動範囲を広げるための重要な要素でありまして、重要な施策であると認識しております。

また、オストメイトは、ストーマ用装具を装着することによって積極的に社会参加をすることができますが、外見では分かりづらい内部障害であるということで、社会的な理解、認知がまだ十分に進んでいない部分がございます。

障害のある人の行動や社会参加を阻んでいるのは、こういった物理的なバリアに加え、周囲の人の偏見、無理解、差別意識といった心理面のバリアも少なからずあるのではと考えるところでありまして、私たち一人一人が障害についての正しい理解を深めることも重要であると、併せて認識しているところであります。

公共施設は不特定かつ多くの方々が利用する施設であり、今後も引き続き、福祉施策との連携の下、バリアフリーへの対応はもとより、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが気軽に、安心して利用しやすい施設環境の整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

私の答弁としましては、最後に、災害発生時における防災用緊急トイレについてのおたただしでございます。

町では、平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓としまして、平成26年12月に役場駐車場の敷地内に災害用備蓄倉庫を建設しまして、平成27年度から発電機、投光器、バリケードなどの災害対策用資機材及び災害

用毛布やタオル、歯ブラシ、マスクなどの生活必需品を計画的に備蓄整備しております。

議員おただしの防災用緊急トイレ、これにつきましては、仮設トイレ、組立て式簡易トイレ及び携帯トイレの3つのタイプがあります。町では現在、2種類の組立て式の簡易トイレを合計24台備蓄しております、そのうちの1種類、12台、24台の半分、この12台につきましては、体の不自由な方も使用可能なトイレでございます。

また、東日本大震災以降、防災用緊急トイレにつきましては、下水道に直結できるマンホールトイレ、そして、専用トラック積載型のトイレなど様々な状況に対応できるものができております。今後、備蓄資材としての適用を検討してまいります。

また、今般は新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延しており、このような状況下において防災用緊急トイレを設置する際には、町民の安全、安心を守るため、より衛生的な備蓄資材の整備が必要であり、課題でございます。

今後は、組立て式簡易トイレや携帯トイレなど、衛生面を十分に考慮しながら計画的に整備してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、芳賀議員への私の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） 皆様、おはようございます。

それでは、1番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、G I G Aスクール構想の実現に向けてのおただしであります、文部科学省が提唱するG I G Aスクール構想の内容は、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させることを目標としております。

現在、町では今後のI C T環境整備計画において、各小中学校の無線L A N環境の整備、児童生徒全員分のタブレット端末約1,350台の導入を進めており、各学校への配置は令和3年3月を予定しております。

議員おただしの小中学校が長期休校となった場合のオンライン授業に関しましては、町では、今後予想される長期休校中の授業を継続するためのオンライン授業の実施を見据え、今年度各学校を通じて児童生徒宅1,098世帯に対してインターネット環境の有無等に関する調査を行った結果、自宅にインターネット環境がない世帯が172世帯、全体のおよそ15%、また、子供が日中使えるインターネット利用端末がない世帯が256世帯、全体のおよそ23%あることが分かりました。

このため、導入予定のタブレット端末のうち、約200台をインターネット通信可能なL T Eモデル仕様で整備することとしております。長期休校等があった際には、インターネット環境のない児童生徒の家庭に対しては、このタブレット端末の貸与を行い、オンライン授業ができる環境を整備できるよう準備を進めております。

また、オンライン授業の実施については、オンライン会議システムZ o o mを活用した研修及び授業検証を各学校で実施しており、休校中における双方向のオンライン授業を実現できるよう研修を実施しました。

次年度には、今年度のタブレット端末導入及び校内LAN環境の整備を受け、授業での本格的なICT教育の運用が行われることとなります。

まずは、教員・児童生徒がタブレット端末の操作、取扱いに慣れ、授業等で十分に活用できる取組を進めるとともに、長期休校があった場合にはオンライン授業への移行が速やかに行われるよう、引き続き、教員研修の実施についても検討してまいります。

さらに、長期休校中の児童生徒の授業対応については、オンライン授業を軸に学習を進めていくことを検討しておりますが、オンライン授業のメリット、デメリット、また、効果的なオンライン学習の在り方についても検証を進め、学校で対面の授業を受けることができない状況であっても教育を継続できるよう考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、タブレット端末での授業が円滑に進められるための教職員のスキルアップに関するおたただしであります。学習指導要領の改訂によるプログラミング教育の実施、さらに新型コロナウイルスによる長期休校期間中のオンライン授業対応等、今後、教職員に求められるICT教育スキルはますます重要になると認識しております。

教育委員会では、昨年度、学習指導要領の改訂によるプログラミング教育に対応することを目的に、三神小学校をモデル校に指定してタブレット型端末iPadを50台整備し、プログラミング教育における活用はもとより、授業支援アプリケーションソフトを用いたプレゼンテーションの実施等、様々な場面でタブレット端末を活用した授業を行ってまいりました。

さらには、三神小学校では、今年度この端末を活用し、新型コロナウイルスによる長期休校となった際のオンライン授業に対応するため、会議ソフトシステムZoomを利用した模擬オンライン授業の検証を実施いたしました。

また、三神小学校以外においてもオンライン授業の取組を進めるために、三神小学校で保有するタブレット端末を各小中学校に貸出ししてオンライン授業の研究を実施しており、教職員のタブレット端末の活用を通じて、スキル向上を図っております。

そのほか、11月30日には、各小中学校の教員を対象として、県内のICT教育先進地視察として新地町の駒ヶ嶺小学校を訪問し、ICT機器を効果的に活用する方法や課題等について研修しております。

なお、本年度のタブレット端末の1人1台の整備を受け、次年度より本格的なICT教育が始まることに伴い、教員のICT活用指導力の向上が図られるよう、ICT支援員の配置を進めてまいりたいと考えております。

ICT支援員の配置により、教員向け端末操作研修の実施や、教員・児童生徒への効果的な授業支援の方法の検討等、端末の整備の導入期から本格的な運用が早期に実現できるよう、その体制づくりについても進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） それでは、再質問させていただきます。

先ほど、公共施設等のトイレ整備について、町長のほうからご答弁いただきましたが、役場庁舎の1階トイレの洋式化と、あと手すりの設置及び段差解消は行っているということで、確かに私も何度も利用して、1階のトイレがきれいになっているのは分かっているんですけども、やはり障害の方とかオストメイトの方が安心して使えるトイレには、正直まだほど遠い、多目的トイレにはちょっとほど遠いような状況であるのかとも思います。

先日、体に障害を持たれる町民の方からこのような相談受けました。先日、役場に用事があって、役場を訪れた際に、トイレに行きたくなくなったそうですね。窓口のほうで、職員の方に、障害者用のトイレはどこにありますかと尋ねたところ、回答に困ってしまったということです。そこで受けました説明が、保健福祉センターでございますという回答だったそうです。身体障害者の方の生理現象が、ちょっとそこまで間に合いませんよね。ちょっとかなり距離もありますから。

こういう状況では、役場窓口に来てほしいと依頼があっても足が遠のいてしまうのではないのでしょうか。まずは、矢吹町の窓口である役場本庁舎の1階を手始めに、車椅子の方も安心して利用可能な多目的トイレの改修が必要であると考えますが、いかがお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 芳賀議員のご質問にお答えします。

まだ、具体的な計画というわけにはいきませんが、とにかく先ほどお答えしたように、1階、そして、やっぱりお客さん目線でいくと1階まず。そして、2階、3階。ただ、そのときに、今おっしゃったように、障害者の方というのは、私は非常に重視したいと思っておりますので、できるだけ早く具体化して、計画を立てて整備をしたいと思っております。ただ、具体的にはまだですので、後ほどまたそういったことについて、ご説明をさせていただきます。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） すみません。今、町長のほうから、計画をこれから立てていただくということで、誠にありがとうございます。

1階のトイレですけれども、やっぱりスペース的に狭いですね。実際、車椅子の方は、バリアフリーというか、段差は解消されているんですけども、車椅子で入って旋回とか、スペースの問題があると思うんですけども、改修の実施するに当たって、その辺のスペース、やっぱり多目的トイレってある程度スペースを要するんですよ。なので、みんなのトイレをつくるために、そういったところをしっかりと計画に入れて、あと、なお、その計画もいつ実施するのかという、そういう町民の方はやっぱり、役場1階庁舎のトイレ改修は皆さん非常に、つくってほしいという声が非常に多く聞きますので、その辺、本当に実現、計画とか、タイムリーにいろいろ情報提供していただきたいと思うんですが、その辺について、よろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 芳賀議員の質問にお答えします。

実は、その検討を内部で若干やったことがあるんですが、1階の構造からいくと、隣の給湯室とか、ああい
うところの壁をぶち抜いて、かなり大きな工事にしないとできないんですね。ご覧になれば分かると思うんで
すけれども。そういうこともありますので、ほかの、例えば洋式化するとか、それよりもかなり大きな工事に
なります。ですから、そのことについてこれから検討して。ただ、先ほどの基本スタンスは、もうできるだけ
早くというふうに思っておりますので、あとはやっぱり壁ぶち抜いてかなり本格的な工事になるかと思われま
すので、コストの問題ですね。そのあたりをまた検討しながら、これについても情報というか、計画について
はまた、密にお知らせしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） また、町長、今ありがとうございます。

今、コストの面ちょっと話が出たんですけども、私、素人なりにちょっといろいろ、トイレ改修のこうい
った、いろんなカタログ見たんですけども、スペースの問題は大きな問題なんですけれども、やっぱり安価
な改修というのも可能ですので、その辺も、何でかんでお金をいっぱいかけて、すばらしいトイレつくるのが
ベストですけども、なかなかやっぱり、予算という部分が問題であるとは思っていますので、できるだけ低コス
トにできるやり方もいろいろ考えながらやっていただきたいと思うんですが。

やっぱりお金をいっぱいかけると時間もかかる、予算化するのに時間がかかりまして、そうしますと町民の
声に対して、町は動きが遅いみたいになってきてしまう部分もあると思っておりますので、予算はもうできるだけ低
コストでできるようなことも検討しながらやっていただきたいのと、早期実現のためと先ほど町長言われたけ
れども、お願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 芳賀議員のご質問にお答えします。

芳賀議員のおっしゃること、大変もつともございまして、幾つかの恐らくパターンを考えて、その中で、
先ほどの壁をぶち抜いてというような、環境づくりのところはかなりお金かかりそう。あとは、オストメイト
なり、あるいは多目的トイレの、目的のためのその部分に幾らかかるかとか、このあたりを幾つか検討させて
いただいて、また、そのあたりを皆様とご相談しながらというふうに思っておりますので。ただ、積極的に私
はやっていきたいと思っています。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問はありますか。

○1番（芳賀慎也君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、1番、芳賀慎也君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は10時50分からです。よろしく申し上げます。

(午前10時38分)

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

(午前10時50分)

◇ 関根貴将君

○議長（角田秀明君） 通告2番、2番、関根貴将君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 改めまして、議場の皆様、おはようございます。

また、傍聴にお越しいただいた皆様、ありがとうございます。

質問の前に、現在においてもコロナウイルスの脅威は去ることなく、福島県においても日々感染者が出ており、いまだ予断を許さぬ状況であり、日々対策対応に当たられている町執行部の方々はもちろん、全国の医療従事者に敬意と感謝を申し上げます。また、感染した方々の一日も早いご回復を心よりご祈念いたします。

それでは通告に従い、大きな項目2点の一般質問をさせていただきます。

1、情報通信技術によるスマート自治体への取組について。

今年9月16日に菅内閣が発足し、注目を集めたのがデジタル庁の設置に向けた動きでありました。これにより、地方自治体においても情報通信技術を利用した行政サービスがますます促進されていくこととなるでしょう。

当町においても、今後、人口や税収の増加が見込めないと仮定した場合、人件費の抑制や職員の負担軽減などの理由からも、ICT化の推進などによる持続可能な行財政システムの構築が必要不可欠となり、スマート自治体への取組が喫緊の課題となると思いますので、以下のことについて見解をお伺いいたします。

(1) 本町において、今後のICT推進計画などの構想はあるのか。また、おありならば、全体像、目指すべき理想形、将来に向けた課題など、どのようなものであるかお示しいただきたい。

(2) マイナンバーカードの使用により行政手続の効率化や簡略化が進められている時代であり、また、情報があふれ、情報技術革新が早い時代に合わせ、他市町村において、ICT推進課や情報システム課といった独自の課が設置されている自治体もあるが、本町はこのような情報技術に特化した専門の課を設置するお考えはあるのか。

(3) コロナ禍である現在、そして、このような状況が続くと仮定した未来を見据えた場合、ITやAIによる行財政システムを今のまま民間へ業務委託するだけでは将来のまちづくりに支障が生じると考えます。また、小中学校や議会へタブレットを導入していく流れからも、専門知識を持つ職員の育成や採用などが求められ、さらに、ITコーディネーターの活用なども視野に入れるべきであると思うが、町の見解をお伺いいたします。

大きな項目2番目として、パークマネジメントについて。

昭和59年から「水・花・緑が香る公園」をテーマに総合公園として整備された大池公園は、豊かな自然景観という魅力を生かし、今や憩いの場、教育の場、健康増進の場としても多くの町民が利用する場となっておりますが、行政や地域住民、専門家を巻き込んだパークマネジメントにより、地域の活性化や地方創生につながる新しい段階に移行していく時期であると考えておりますので、大池公園における現在の管理及び運営、今後の展望などについてお伺いいたします。

(1) 現在、大池公園は指定管理者制度による管理運営となっておりますと思いますが、公園利用者から「駐車場を広くしてほしい」や「ごみ箱やごみ集積所がない」などの意見もございますので、町民からの意見や要望なども踏まえ、どの指定管理者がどのような管理と運営をしており、どのような問題点があるのかをお示しいただき、また、管理運営計画などがあれば伺わせていただきたいと思います。

(2) とてもきれいに整備された大池公園は、老若男女を問わず町民の憩いの場であり、年に数回大規模なイベントも開催されておりますが、町民からさらに愛されるためにも住民参画による公園づくりを目指し、さらなる有効利用があってもよいと思われるが、今後の展望などがあればお伺いいたします。

(3) 公園は憩いの場というだけでなく、ほかにも様々な役割があり、地域の活性化にも貢献するものと考えます。白河市の南湖公園道路沿いにはおいしい飲食店が並び、最近では公園内に県外の有名なカフェをオープンさせ、人の流れをつくることに成功しております。矢吹町においても大池公園というすばらしい社会資本を利用し、未来へのビジョンを描き、地域のために収益化を図っていくことも大切であると思うが、今後の政策などをお示してください。

以上、大きな項目2点に関しましてご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） それでは、2番、関根議員の質問にお答えいたします。

初めに、ICT推進計画についてのおただしでございます。

本町のデジタル社会への対応につきましては、現在、国の方針等の情報収集を行い、対応に向けた検討を進めているところであります。

国の動向としましては、本年の7月に閣議決定された世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画におきまして、喫緊に取り組むべき事項として、押印の見直し、今盛んにやっておりますね、そして、情報システムの標準化、マイナンバーカードの利活用等が挙げられております。

また、国では、デジタル化を推進するためのIT基本法の改正に向けた検討を進めておりまして、行政サービスの質の向上など、迅速かつ重点的に講じる施策の骨子案として、デジタル社会を形成することで多様なサービスの価値を高めること、ニーズに合ったサービスを選択できるよう民間が主導的な役割を担い、行政が環境の整備を図ること、行政サービスの質の向上やデータ環境の整備など、迅速かつ重点的に講じる施策について目標や達成期間を明記した重点計画を作成し、公表することなどが示されております。

デジタル化の動きは大きな社会変革であり、人口減少が深刻化しても自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持していくためにも必要な施策でありますので、社会の動きに伍していけ

るよう、ICT化の推進に積極的に取り組んでまいります。

町といたしましては、平成23年度に第2次矢吹町地域情報化計画を策定しておりますが、今後のIT基本法の改正等を踏まえまして、地域情報化計画の見直しを図り、町民が安心して暮らし豊かさを実感できるデジタル社会の実現に向けて、ICTの推進計画の策定について国の動向を注視しながら調査検討してまいります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、情報技術革新に対応する専門部署の設置についてのおたしでございます。

国は、行政のデジタル化の集中改革を強力で推進していくことを目的に、デジタル社会形成の司令塔としてのデジタル庁について、令和3年9月の創設を目指しております。年内には基本方針が取りまとめられるという予定であります。マイナンバーの所管も現在の総務省あるいは内閣府からデジタル庁に移管し、マイナンバーカードの普及、活用の促進を加速化させる方針を示しております。

また、地方自治体の基幹系業務システムの統一、そして、標準化を早急に推進し、2025年までに実現する目標が示されておまして、我々地方自治体においてもデジタル化が一気に加速化することが予想されます。

本町では、現在、全庁的な情報システムの構築、ネットワーク整備、保守契約等については、企画総務課で業務を担っておりますが、今後は、国の方針に基づくデジタル関連の業務量が増加することが見込まれることから、専門部署を創設することを視野に入れ、デジタル化推進に力を入れたいというふうと考えております。

デジタル社会の実現につきましては、地方創生の観点からも、観光、農業、中小企業などの地域の躍動につながる産業社会の活性化推進のみならず、医療、感染症対策、そして、防災、減災、国土強靱化のデジタル化など、町民生活に大きく関連する内容でありますので、今後の国の方向性を的確に捉え、適切に対応できる組織編成を検討してまいります。

そして、デジタル化の取組に遅れることなく体制を整備し、町民の利便性向上を図り、よりよいサービスの提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、情報通信技術の専門知識を持つ職員の育成、採用及び外部人材の活用についてのおたしでございます。

本年7月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2020におきまして、社会全体のデジタル化を強力で推進することが示されたところであります。

最優先課題としてデジタル・ガバメントの構築、行政手続のオンライン化やワンストップ、そして、ワンストップ化などの取組が加速すると示されておまして、今後、これまでの地方行政における情報通信技術の知識だけでは情報技術革新に太刀打ちできないのではないかと危惧されるところであり、議員おたしのとおり、情報通信技術分野における職員の専門性を高めていくことが必要であると認識しております。

専門技術者の採用につきましては、地方公務員に限らず情報通信技術に精通していることは大きな利点でもあります。他方、職員は専門性に加え、行政全般について幅広く理解することも必要であると考えております。そのため、専門技術者の直接採用ではなく、外部の専門的な人材を活用し、行政職として情報技術分野に精通した職員の育成に取り組んでまいります。

例えば、専門性の高い分野については、任期付職員制度により専門技術者を指導者の役割を兼ねて一定期間採用し、職員の育成を図るなども検討しておまして、その際には、職員ご提案のITコーディネーター等の

専門資格を有する外部人材の活用についても併せて検討してまいりたいと考えております。

なお、経済財政運営と改革の基本方針2020におきましても、地方のデジタル専門人材の中長期派遣等の方針が示されておりますので、具体的な計画が示された際には、積極的に活用してまいりたいというふうと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、テーマ変わりました、大池公園のパークマネジメントについてのおたしでございます。

大池公園は昭和59年度から「水・花・緑が香る公園」をテーマとし、さらには、大池公園の景観を町内外にアピールするために大池八景を設定し、「自然と景観の魅力が多様な利用者を拡大し、町を代表する水と緑の拠点を目指す」総合公園として整備を進めております。

春の桜に始まり、初夏の大賀ハスやスイレン、年間を通して景観を創出するアカマツ林など四季折々の自然が楽しめる憩いの場として、町民の皆様はもとより、町外にお住いの皆様にも親しまれております。

本町の公園施設につきましては、公共福祉の増進、町民の安らぎの場、憩いの場所として設置されており、大池公園を含む都市公園10施設、三十三観音史跡公園などその他の公園3施設、合計13施設が平成26年度から、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の事務等に関する条例、この規定に基づきまして指定管理者による管理運営が行われております。

大池公園につきましては、平成29年度から第二区自治会が指定管理者として施設の維持管理や、使用の許可に関する業務及び使用料金の徴収に関する業務などを主に行っております。

指定管理者が維持管理を行う上で、特に相談が多いのは、ごみに関する問題であります。町もごみの放置、投棄につきましては、景観や衛生の観点から大きな問題として認識しており、管理する全ての公園においてごみ箱等は設置せず、看板の設置等による啓発を行い、ごみの持ち帰りをお願いしているところであります。しかしながら、一部の利用者によるごみの放置、投棄が後を絶たない状態でごさしまして、その都度、指定管理者に清掃を実施していただいております。

今後も公園利用者が気持ちよく利用していただくためにも、管理者による巡回やごみの投棄禁止の貼り紙等を行い、持ち帰りの周知徹底を図り、環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

また、管理運営計画に関するおたしにつきましては、町では平成26年3月に、矢吹町公園施設長寿命化計画を策定し、その計画に沿った遊具及び公園施設の維持管理を行い、長寿命化を図っております。

さらに、平成30年6月に大池公園整備計画を策定し、公園利用者、公園の設計者、施工者、管理者などが、それぞれの立場を超えて官民協働で公園に関わる方針が示されております。今後もこの取組を継続して、皆様に愛される公園づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大池公園の今後の展望についてのおたしでございます。

大池公園は、1年を通して散策路を主としたジョギングやウォーキング等に町内外から大勢の方が訪れており、健康増進に貢献しているほか、例年、水上ステージをメインとした、しゅんらん春まつりや、真夏の夜の鼓動など、各種団体によるイベントが数多く開催されており、町民等の憩いの場として広く利用されております。

さきの答弁で、大池公園整備計画について触れさせていただきましたが、計画策定に当たっては公園利用者を対象に、ソフト、ハード両面の整備に向けた課題やニーズを抽出するためのアンケート調査等を行っており

ます。

利用者のニーズが多様化する中、真に必要な意見、要望については整備計画に反映し、健康志向を多く求める住民から要望があった遊歩道の補修、更新を行うなど、住民参画による公園づくりを進めております。

今後の展望につきましては、公園利用者、公園の設計者、施工者、管理者がそれぞれの立場を超えて公園に関わりを持ち、連携による人材育成を図り、資金や技術を含めた新たな仕組みづくりを検討していく必要があると考えております。

大池公園の有効利用を図るため、今後も遊具等を安全に利用できるよう定期的な点検を行いまして、環境の保全に努め、住民や公園利用者の目線に立った公園づくりの方向性を検討し、地域に愛される公園を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、大池公園における地域収益化の今後の政策についてのおたしでございます。

議員おたしのとおり、大池公園は住民の憩いの場である一方で、公園以外の様々な用途の可能性を秘めていると、地域の活性化につながる重要な資源であるとも認識しております。

大池公園の将来性、地域資源として利活用等を含めた可能性につきましては、議員の提案に共感する部分がございます。

今後につきましては、公園資源を生かして収益を得ている他市町村の事例等を参考にしながら、町も公園の持つ魅力について四季を通じて発信し、大池公園の将来的なパークマネジメントの手法について、公園利用者のもとより、多くの町民の皆様のご意見、ご提案を踏まえながら、重要な社会資本である大池公園が地域の将来的な活性化に貢献できるよう十分に調査をいたしまして、検討を深めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、関根議員への答弁とさせていただきます。

今、私言間違いをしたようでありまして、ITコーディネーターのご質問がありました。そのITコーディネーターのご質問のところで、私、「議員ご提案のITコーディネーター等の専門資格を有する」というところ「職員」と読んだんですかね。そのようでありますので、大変失礼しました。これはもう、「議員ご提案のITコーディネーター等の専門資格を有する外部人材の活用についても合わせて検討してまいりたいと考えております」と、こういったこととございますので、訂正をさせていただきます。

それでは、よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございました。また、丁寧に訂正までしていただきありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

ICT推進計画の策定について、国の動向を注視しながら調査検討していくとのことですが、今から20年前、平成12年のIT基本法から様々な変遷があったものの、昨年12月20日に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画においても、地方公共団体によるデジタル・ガバメントの推進がされております。

スマート自治体への取組は、デジタル・ガバメント実行計画の一環であると思うのですが、答弁にもありま

したように、喫緊に取り組むべき事項であると認識しておりますので、矢吹町のICT推進計画はいつ頃までに作成され、いつ頃から実施していく構想、または予定なのか、今の時点でお分かりいただければお示ください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

町のICTの推進計画の策定、いつ頃策定するのかということでございますが、本日のニュースでもありましたとおり、これから国のほうでは、このIT関係の法案が示されるところになるかなと思っております。その動向を見まして、早期に策定はしたいというところで考えております。今、町のほうでは第2次矢吹町地域情報化計画というものがありますので、その見直しについて、これについては来年度から実施について進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） この質問をするに当たり、様々な地方自治体のICT推進計画などを調べたわけですが、もう3年前ぐらいから、素晴らしいICT推進計画というものを実行している都市が数多くありますので、そちらも参考にさせていただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。

話は少しそれますが、2分ほど時間をください。私は、23年間学習塾を経営しておりますが、学習塾にも様々な形態があり、その一つに、大分以前からあるシステムですが、都会の有名予備校の講師の授業をDVDの映像を見ることによって、地方にいながら受講できるという形態の塾があります。そのシステム自体は悪くないと思うのですが、その塾の教室長や講師の実力次第で、良いコンテンツも全く役に立たないものになってしまう場合があります。生徒は、ビデオを見て分からない箇所があったとき、教室長や講師に質問するのですが、教室長から「分からないから学校の先生に聞いて」と言われたといった、笑えない話が多々あります。この場合、スペシャリストの教室長や講師を配置できない塾側にも非がありますが、その塾を選んだ生徒と保護者にも情報不足という点で多少の非はあるのでしょうか。

しかしながら、行政に置き換えた場合、このような笑えない話があってはなりません。デジタル・ガバメント実行計画やスマート自治体への取組には、法令や規則に詳しく実務経験が豊富な職員の力は不可欠であり、最終的にはそれがよりよい住民サービスにつながるものと思います。

よって、ICT関連の課を設置し、スペシャリストな職員を育成することにより、町民ファーストの行政とならなければと強く思っております。行政職として情報技術分野に精通した職員の育成に取り組むとありますが、どのような育成方法や研修などがあるのかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 関根議員の再質問にお答えします。

今、関根議員がお話になったことは塾を例えにされましたが、実際には行政サービスあるいは本当にこれからのデジタル社会に対応をどれだけできるかということで、一昔前にデジタルデバインドという言葉がありました。要するにデジタル社会にどれだけ適応できるかどうかで、大変その後の、例えば一人の子供あるいは一人の人間が適応できない場合は、相当格差がついてしまうと。経済的な格差、情報格差、様々な面でそれから不利益を受けることになってしまうと。

その格差が今の、例えばアメリカ社会の格差になったりもしているのかなというふうに思っておりますが、これから実は、コロナの後、一気にデジタル社会が、先ほどの形で進む中で、行政サイドもどれだけデジタルについてきちんとできるかというのが、もうデジタルデバインドのデジタルデバインドされる側になってしまうのではないかとこのように私個人としては大変心配しております、できるだけ、先ほどそれに適用できる人材を育成すること、それから、担当してきちんと情報収集とそれに対応する課を、あるいはセクションを、ぜひつくりながら、どういう形でやるかというのは実はまだ検討途中でありますけれども、つくっていききたいなというふうに思っております。

ただ、政府もそうですが、今やっぱり手探りの状態で、デジタル庁もそうですけれども、一気にコロナで、例のテレワーク移住だの、様々な新しい現象、あるいは大企業の本社を地方に移すであるとか、非常に大きな流れになってございます。外国では、例えば「さらばパリ」、「さらば恋人」みたいな話があつて、今までずっと中心にあつて、文化的にも様々な中心になったところからどんどん脱出するような動きがありますが、そんな社会変革の中で、デジタルにどれだけ対応できるかがその後の行動を相当決めてくるところがあるのかなというふうに思っております。

ちょっと話がそれたかもしれませんが、とにかく相当程度の覚悟を持ってこれに対応しないと、先ほどの「いい行政」ができない。しかも、行政同士の中でのある意味競争でもって相当な格差がついてしまうおそれがあるということは感じております。うちもなかなか財政が厳しかったり、いろいろ課題はあるんですが、私としてはデジタル社会の中でできるだけと思っています。具体的な研修対応はまだまだこれからかとは思いますが、その中身については企画総務課長のほうから答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

はい。

○2番（関根貴将君） これから検討していくということで、理解いたしました。

矢吹町職員の中には、IT関係に詳しい職員もおりますし、SNSを利用して個人的に矢吹町の情報を発信し続けているすばらしい職員もいらっしゃいます。職員のポテンシャルは非常に高いと思いますので、人材育成に力を注ぎ、来るべきときに備えてほしいと思います。

それでは次に、公園関係の質問に移ります。

大池公園の指定管理者が二区自治会とありましたが、年間の委託料などお分かりであればお示してください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、関根議員の再質問にお答えいたします。

指定管理料でございますが、3年契約の、1年間で約580万の指定管理委託料でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

2番。

○2番（関根貴将君） 二区自治会への管理料が年間580万ということですが、ほかの公園については年間30万ほどと伺いました。ですので、大池公園は規模が大きいですし、自然環境の管理保全などにもかなりの額が投入されると思いますので、自治会への負担も大きくはなっているとは思いますが、ほぼ、こういった表現は適しているかどうか分からないですけれども、自治会の方々のボランティアという形であると思われま。管理する行政区の方々も、若者というよりはご高齢の方々と伺っております。高齢化が進む中、二区自治会への負担もますます大きくなっていくと思われま。業務委託のほか、官民一体となった参画がなおさら必要になっていくと思われま。

2017年、平成29年に都市公園法が改正され、公園利用者の利便の向上のために、飲食店や売店などの設置や、公園に保育所の設置が認められるなど、公園の使用目的に様々な再生活活性化案が示されました。このような形で、公園における民間資金を活用した新たな整備、管理手法としてPark-PFI、公募設置管理制度もござい。ますので、新たな取組としてこのような制度を活用してもよいのではと思うのですが、町の見解を伺い。ます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めま。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、関根議員の再質問にお答えいたします。

Park-PFI、今後非常に重要な視点だというふうに考えております。公園の都市公園法も改正になりました。そういう中で、実は、公園整備計画という計画をつくっております。そういった中でも官民協働であったり、そういった様々な方の意見を取り入れて公園を整備していくということに併せて、公園の、ただ公園としての利用ではなくて、間接的な、多目的な利用についても今後十分な検討が必要ではないかというような方向性も出ております。

あわせまして、今回のコロナの関係で、生活様式であったり社会情勢も大きく変化しております。そういった中で、例えば中央から地方へということでの様々な人の流れであったり、そういったものをいかにして有効に活用できるかというのが今後重要になってくると思われま。町民の財産であり、町としての資源であるというふうに考えておりますので、今後、パークマネジメント、そういった視点、手法についても、十分検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ござい。ますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございました。

次に、公園の優先すべきは、自然保護、環境保全であるとは思いますが、先ほど、白河市の南湖公園の例を挙げさせていただきましたが、例えば、現在、国道4号線の4車線化、拡幅計画が進行中です。それに伴い、4号線から大池公園へのアクセスをよくする道路を整備または新たに造り、その道沿いに県内外からも足を運んでくれる矢吹町のおいしいスイーツ店やラーメン店などの飲食店などが移転してくれば、大池公園を中心とした新たな経済圏もでき、町の財源や雇用創出などにも貢献できるのではと思います。そのような長期的な展望、計画などはないか伺います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 関根議員の再質問にお答えします。

関根議員が先ほど、白河南湖公園を例に出して言われてたことは、まさに大池公園についても、先ほどのように、非常に町の大事な資源なんです。これをどうやって最大限に生かしていくかと。憩いの場だけでなく、町の産業なり収益に資するものであるとか、その視点は非常に大事だというふうに思っております。

これにつきましては、これから町を活性化していく中の一つの大きなテーマは可能だと思っておりますが、これから今から検討していくということかなというふうに思っております。まずは大池公園の、先ほどの資源としての重要性、性格について、よく調査しながら、周辺の自治体でやっておられることが、どこまで矢吹町としてできるのかということをしっかり検討してやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） 公園の話とは少しそれますが、例えば西郷村の甲子街道沿いには、今やラーメンの美味しいお店が並び、通称「ラーメン街道」とも呼ばれており、そして、そこに地域の農産物を、直売所「まるごと西郷館」などが設置され、人の流れが多く大いににぎわっております。それというのは、幸運にただ単にそこに人の流れができたわけではなく、以前から、数年前から計画されて人の流れをつくったものであると思っております。

そのような観点からも、今後、大池公園に関するだけではなく、人を呼び込むということを計画的に取り組んでいってほしいと思います。

では、最後に、昨年12月の矢吹町町長選挙を制し、蛭田町政が始まってからもうすぐ1年が経とうとしております。この1年間、財政問題やコロナ禍対策など様々な課題などに追われながらも、行政のトップとして十分な指揮を執っていただいた町長をはじめ、執行部の皆様に感謝いたしております。これからも、良い矢吹町をつくっていくためにも、積極的に行政に取り組んでいただき、町民の方々から新しい町長になってから矢吹町はさらに良くなった、良い政策を実現してくれていると思っていただけるような行政であってほしいと願い、このような質問、提案をさせていただいておりますので、ぜひ未来を見据え、また、他市町村よりも一歩進ん

だ取組、そして、フロンティア精神で矢吹町行政のかじ取りを願いたいと思います。

質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、2番、関根貴将君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議します。

再開は午後1時とします。よろしくをお願いします。

(午前11時34分)

○議長（角田秀明君） では、再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 富 永 創 造 君

○議長（角田秀明君） 通告3番、7番、富永創造君の一般質問を許します。

7番。

[7番 富永創造君登壇]

○7番（富永創造君） 議場の皆さん、こんにちは。

では、通告に従いまして、2つのテーマで質問させていただきます。

まず、公共施設の利便性の向上についてであります。

さきの、同僚議員と同様なテーマによる質問になりますが、それだけ公共施設のトイレ問題解決には関心を持っていただきたく、また、優先事項ではないかと訴えたいと思います。

そこで、公共施設では、できるだけ多くの方が安心、快適、スムーズに利用できる環境の提供と整備が求められているものと考えます。とりわけ高齢者や障害者への配慮は、福祉の充実を目指した優しいまちづくりには欠かせない条件であると思います。

本町の公共施設等総合管理計画では、公共施設の改修の際には、高齢者や障害者にも優しいユニバーサルデザインやバリアフリーの視点に立った改修を行うとのことで、大いに賛成であります。そうした環境が優先的に強力に推進され、実現できるようにしてほしいという利用者の声があります。

高齢者や障害者のニーズに応えるべく、また、施設の利便性の向上を図る上で、ハード整備とソフト事業の2つに分けて、町長の所見をお伺いいたします。

最初の質問ですが、本町の庁舎に、車椅子利用者専用のトイレ設置を早期に実現できないか。これは、同僚議員の質問とダブっております。

2つ目、毎年行われる納税申告手続には、庁舎2階で行われているが、高齢者や障害者の申告手続を本人の希望により1階でもできるよう配慮できないか。

3つ目、本町庁舎や複合施設KOKOTTOを利用する高齢者や障害者に優しく手を差し伸べるような人による思いやり支援の体制はできているのか。

2つ目のテーマですが、ふるさと納税についてであります。

「寄附額絶好調、今年度11月中旬までで2億5千万円を突破」、これは磐梯町ふるさと納税に関する新聞の

記事であります。さらに、「主な返礼品」、例えば星野リゾートスキー場リフト券、温泉ホテルのペア宿泊券、シグマのカメラレンズ製品等、そういったものが魅力的であり、町農産物などの返礼品も前年の2倍から3倍になっており、生産農家の意欲も増す相乗効果もある」とのことです。

一方、本町のふるさと納税返礼品一覧の画面をクリックで見ますと、返礼品も随分増え、魅力的な品々がそろっております。ぜひ、ふるさと納税の寄附額がさらに増え、まちづくり、人づくりに生かせる財源確保に少しでも寄与してほしいとの願いで、次の件に関して町長の考えをお伺いいたします。

1、ふるさと納税をどう捉えているのかお伺いいたします。

2つ目、新米の季節であるのに品切れになっているのはなぜか。品切れというのは「受付終了」という、そういう表示になっております。

3番目、千万から億円へ戦略的計画はあるか。

以上、お答え願います。よろしくお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、改めましてこんにちは。

それでは、答弁をさせていただきます。

7番、富永議員の質問にお答えをいたします。

初めに、庁舎への車椅子利用者専用のトイレ設置についてのおたしでございます。

町では、第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づく、「だれもが地域で自分らしく安心して生活できるまち」を目指しまして、高齢者や障害者の支援体制の充実を図るため、地域社会での自立及び社会参加の支援等の福祉施策を総合的かつ計画的に実施しております。

特に、公共施設のバリアフリー化を促進し、高齢者や障害者の方々の持つ不利な条件を解消し、安全かつ住みよい社会をつくるよう環境整備を進めていくことは、大変重要な施策であると認識しております。

なお、昨年度から事業着手いたしました庁舎トイレのバリアフリー改修におきましては、車椅子の方でも利用可能な多目的トイレ等の設置について検討したところであります。

一方、現在の庁舎の構造では、上下水道設備も含めた大規模な改修工事が必要となりまして、庁舎内への車椅子利用者専用トイレの設置は構造上難しい状況でありました。このため、トイレの洋式化、そして、手すりの設置及び段差解消等、これらを最優先に取り組んだところであります。

しかしながら、車椅子利用者専用トイレの設置は、公共施設等のバリアフリー化の促進のためには必要なことであります。今後も、町民の皆様の意見に配慮しながら、庁舎施設管理計画への位置づけを図るなど、どのような対策が可能なのか、庁舎の状態や設置費用等を、早期実現に向けて調査検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、所得税・住民税申告相談についてのおたしでございます。

所得税・住民税申告相談につきましては、毎年2月中旬から3月中旬までの約1か月、役場2階の大会議室を会場に、前年1年間の収入と控除を申告していただき、次年度の町県民税や国民健康保険税、公営住宅家賃

等を決定する際の基礎となるもので、期間中に約1,600名の方が所得税、住民税の申告相談を行っております。

申告会場には、申告事務に必要なパソコン、プリンター等の電算機器の設置や、期間中の来庁した方の待合スペースの確保、受付した申告書等の保管を行うため、時間外は会場を施錠可能な2階大会議室を、所得税、住民税申告相談の会場としております。

議員おただしの、高齢者や障害者の方で本人希望による1階での申告相談の対応につきましては、これまでも高齢者や障害者の方で2階に上がることができない場合、総合窓口課と連携いたしまして、申告会場内の税務課職員が1階の窓口カウンターで申告相談を行っていましたが、今年度からは、1階での申告相談も可能であることについて、広報やぶきによる事前の周知及び庁舎内への掲示を検討するなど、安心して申告相談にいらしていただけるよう、受けていただくため、最大限の配慮をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、公共施設における高齢者や障害者への思いやり支援の体制についてのおただしでございますが、町では、町の職員で構成する総合窓口会議におきまして、施設利用に関し、さらなる町民の利便性の確保と窓口対応の向上を目指し、その現状と課題について調査検討を継続的に行っているところであります。

芳賀議員への答弁と一部重複いたしますが、高齢者や障害を持つ方々の行動や社会参加を阻んでいるのは、物理面のバリアに加え、心理面のバリアがございます。

私たち一人一人が、正しい理解を深め、心をバリアフリーにすることで、高齢者も、障害のある方もない方も、誰もが気軽に安心して利用することはできる福祉の環境整備が必要であると考えております。

今後、公共施設を利用される全ての方々に対しまして、心のバリアを取り除き、お声がけをし、お手伝いをするといった思いやりの心を育てる心のバリアフリーをこれまで以上に推進するとともに、人的支援等によるサポート体制の構築につきましても検討を深め、誰もが利用しやすい施設づくりに取り組んでまいります。

また、複合施設KOKOTTOの支援体制でございますが、バリアフリー、ユニバーサルデザインに基づく施設整備を行ってございまして、全ての利用者の使いやすさの実現を目指しております。

ハード面では、ご案内のとおり、エレベーターやスロープの設置、また、障害のある方へも対応した多目的トイレの整備、案内、誘導の充実等が挙げられます。

一方で、議員ご指摘のとおり、ハード面に加えて、ソフト面である人的支援体制の充実を図ることで、真に全ての利用者の使いやすさの実現につながるものと考えております。

現在、複合施設では高齢者や障害者など、困っている方へのお声がけにより、積極的な支援を心がけて業務に当たっておりますが、複合施設機能の案内の充実や施設利用者への支援を行いながら、「お気づきの点について」声をいただくコーナーの設置を検討するなど、不便を来していることはないか十分に把握し、利用者寄り添った施設運営に努めてまいりたいと考えております。

今後も、各種研修等の受講により、職員等の支援体制のさらなる充実を図るとともに、思いやりによる支援体制を構築し、高齢者や障害者をはじめ、より多くの方に安心してご利用いただける公共施設を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ふるさと納税についてのおただしでございます。

ふるさと納税は生まれ育ったふるさとや、応援したい自治体への貢献の気持ちを寄附金として表す制度とし

て、平成20年度の税制改正により創設されたものであります。

本町では、平成20年度に矢吹町ふるさと思いやり基金条例を制定し、ふるさとである矢吹を離れ、全国で活躍されている方や、本町のまちづくりに共感いただける方など、ふるさと納税の趣旨に賛同いただいた皆様から、これまでに多くの寄附をいただき、ふるさと思いやり基金に積立てをしております。

令和元年度末までの寄附総額は2,799件、そして、金額8,792万6,588円でございます。行政区活動支援事業やフラワーロード花いっぱい事業、小中学校の教育振興運営事業などの財源として約3,850万円を基金から充当してきたところであります。

議員おただしのとおり、ふるさと納税につきましては、地方自治体が自ら財源を確保し、まちづくりや人づくりなど様々な政策を実現するために非常に有効な手段であります。

また、財源の確保だけでなく、ふるさと納税の寄附を通じて矢吹町に興味を持っていただいた方々が、その後も関係人口として引き続き本町に関わっていただきまして、応援をしていただくことで、さらなる地域の活性化につながる側面があると考えております。

現在、町では、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画に基づき、まちづくりを進めているところでありますが、多くの若者が地元に残り、将来にわたって居住してもらえる町を目指すべく、企業誘致による働く場所の確保や子育て支援の充実、魅力ある教育の推進などの政策を掲げております。

本町が目指すまちづくりに賛同していただける方に、ふるさと納税という形で寄附を募り、町の魅力をお伝えすることで、本町のファンになっていただくことや、実際に来ていただくことで、地域の外から人々や関心と呼び込めるほか、返礼品を提供する事業者の収益にもつながるなど、ふるさと納税は地域活性化を実現するための重要なツールの一つであると認識しております。

本町では、平成27年度からふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」に矢吹町のページを開設し、寄附金の活用先や本町の魅力をPRしており、寄附をしてくださった方には、町内の事業者やJA東西しらかわ、JA夢みなみ等から提供していただいている地元の農産物やお酒、みそ、ジャムなどの特産品を返礼品としてお送りしております。

寄附者の方々からいただいたメッセージには、「日本酒やみそがおいしかったのでリピートしました」や「自然が豊かでとても良い町でした。頑張ってください」など、返礼品への高い評価や、本町を応援して下さる意見が多数寄せられておりまして、ふるさと納税を通じて多くの方々が本町に関心を持ってくださっていることを実感しております。

町といたしましては、今後、議員、町民の皆様からご意見を伺い、より有効な寄附金の活用方法などを検討するとともに、魅力的な特産品やサービスなど、新たな返礼品の掘り起こしを進めながら、ふるさと納税を通じて本町を応援して下さる方々を増やし、人づくり、まちづくりにつながるよう努力をまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、返礼品のお米が品切れになっているということについてのおただしでございます。

本町のポータルサイトには、現在、64品の返礼品が紹介されておりますが、その中でも、季節限定や数量限定の物につきましては常時受付をしておらず、準備が整い次第、返礼品の申込みが可能となるものがございます。

議員おただしのお米につきましても、現在、提供事業者と新米の価格や提供数量について調整をしております、それらの調整や準備等が整い次第、申込みを開始する予定であります、ポータルサイト内の表示が「受付終了」となっております、既に品切れであるかのような非常に紛らわしい表現となっております。今後、調整中や準備中の返礼品については「準備中」とするなど、寄附者の方に分かりやすい表示に改善していくほか、農家の皆様からのご協力をいただきながら、本町のおいしい新米を少しでも早くお届けできるよう調整してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、ふるさと納税の戦略的計画についてのおただしであります、先ほども答弁いたしましたとおり、本町では平成27年度からふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を活用して、全国から広く寄附を募っているところであります。

ポータルサイト活用前後の状況を比較しますと、ポータルサイトを活用する以前の平成20年度から平成26年度までの7年間の寄附総額が107件、775万4,000円でありまして、1年間当たりの平均額にすると15件、110万円でございます。ポータルサイト活用後の平成27年度から令和元年度までの5年間の寄附総額は2,692件、8,017万2,000円、1年間当たりの平均額にすると538件、1,603万円となります。件数、金額ともに10倍以上に増加したところでございます。

この寄附額を1億円規模にするために、現在よりもさらに6倍以上の寄附額を集めることとなりますが、そのためには、先ほどの答弁のとおり、まちづくりに係るコンセプトを広く周知することで、事業に共感し応援してくださる方、矢吹町のファンになってくださる方を増やす取組が最も重要であると考えております。

また、ふるさと納税は、返礼品の充実やこだわりの逸品などが魅力の一つでもあり、返礼品をきっかけに、その自治体に興味を持ち、ファンになってくださる方もいらっしゃいます。

本町では現在64品の返礼品があり、主なものとして、地元の農産物やお酒、みそ、お肉などが定番となっております、そのほか、ゴルフ場の利用券や温泉旅館の宿泊券などの体験型の返礼品も非常に人気となっております。

しかしながら、まだ十分な種類や数量が提供できているとは言えない状況にあることから、町内事業者や生産者の方々にご協力をいただき、返礼品の種類や数量の確保に努めてまいります。

魅力的な返礼品を提供するための取組としては、町の新たなブランド製品の開発を進めるとともに、独自のこだわりを持って生産されている農産物や工芸品など、本町でしか手に入らないような品物の掘り起こし、実際に本町に来ていただく体験型の返礼品の検討など、本町の持つ潜在的な魅力を十分に伝えることができるように様々な工夫を凝らし、よりインパクトのある戦略を練ることで、寄附額の増加に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、富永議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

7番。

○7番（富永創造君） ご答弁ありがとうございました。関連質問をさせていただきます。

公共施設の利便性の向上ということで、同僚議員と重なっておりますが、トイレに関してであります。

高齢者及び障害者、とりわけ車椅子を利用する方にとっては、やはりこの本庁舎を利用するというのは度々

あると考えられます。そういった中で、にトイレ設置に向けて前向きに計画、そして、考えているというのを聞きまして、私もぜひ早期に実現していただければと願っております。

そこで、質問なんですけれども、トイレを造るということにおいて、やる、やらないというふうなことになっていますが、視点を変えれば、トイレを造っていく、多目的トイレを造る、これが一つの話題性にもなるのではないのかと私は考えております。ですから、町はやっている、優しいまちづくりとして多目的トイレを造っているということが住民の皆さんに伝われば、これは矢吹町にとっても一つの話題性を生み、PRにつながっていくものと私は考えます。そういった視点を取り入れて、多目的トイレの設置を、やはり本庁舎、多くの人が利用しておりますから、ぜひ実現を目指してもらいたいと思うんですけれども、話題性という、視点を持ってという、この点に関してどう考えるかお尋ね申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 富永議員の再質問にお答えします。

役場のやはりバリアフリーのトイレ、あるいは先ほどのような多目的トイレであったり、そういったものにつきましても、先ほどのような工事関係の、なかなか課題はあるんですけれども、しかし、先ほどのように、先ほどちょっとその中で幾つか選択肢として、例えば十分な広さが確保できない隣の給湯室とか、壁をぶち抜かないとできないということがあったんで、1階は例えばもう多目的トイレ1つにしたらどうかとか、そんなお話もありました。あるいは、例えば外にプレハブでもいいから、やはりハンデのある方のために、それを1つきちんと造るとか、様々な選択肢があるかと思っております。これはやはりできれば急いでということ思っておりますので、様々な選択肢からそういったものを造ることを、様々な選択肢を検討して、やっていきたいと思っております。

議員ご提案のように、やはりハンデのある方、人に優しい町ということで、周辺の市町村からこの矢吹町を選んでいただく非常に大きなポイントにもなることだと思っておりますので、そこはしっかり受け止めて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

7番。

○7番（富永創造君） ありがとうございます。

話題性ということで、ちょっと触れておきたいんですけれども、事例ということで。これはお金がいっぱいある都会の話になってしまいますけれども、例えば渋谷のある公園、ここには使用していないときは中が丸見え、ところが鍵をかけると不透明になるガラスでできたトイレがあると。そのほかに、デザイン性とかそういったものも考慮しながら、そして、広く民間からの提案を受け入れて、そして、トイレを造るんだという、これは大阪府の事例があります。

このように、ほかの地域でも若干トイレ関係の施設、それを一つの話題性を持っていく、そこまで考えて造られているのかなという事例であります。そんなのがあるということで。

次の質問なんですけれども、今ちょっと触れましたけれども、こういった民間、利用者の声を聴くというのは大切だと思います。そしてまた、さらに答弁の中にありましたけれども、心のバリアフリーということで、職員の方にも各研修等受講により支援体制の充実を図っていくという答弁がありました。ぜひ、利用者の目線に立ったそういう研修は考えていないのか、そこら辺をお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

職員の研修において、町民の目線に立った研修をというところでご提案をいただきました。

本町では、新人材育成基本方針というものがございまして。その中に、職員に求められる資質、能力の中で、基本姿勢としまして、町民に目を向け、町民の立場に立って考えるということが示されております。その点について改めて研修の機会を捉えて、その資質をしっかりと各自自覚していただいて、速やかに積極的に行動できるよう、研修の中で今後伝えてまいりますので、ご理解お願いいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） それに関連して、利用者の目線に立ってという内容で研修を行っておりますとのことでありますが、例えば車椅子、それを使って職員が、そういう研修になっているのか。また、つえをついた方、そういった方もおられると思います。目の悪い方、または外国の方もおられると思います。それから、小さなお子様を連れて来て、いろいろ窓口で説明を聞く際に、子供がいろいろ落ち着かない。どういう対応をしているのか。そして、赤ちゃん、おむつを変えたい。これはトイレのほうと関連してしまいますけれども、そういった実際的に立場に立った、そういう研修内容になっているのかをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

今ご提案いただきました、車椅子を使って、つえをついた方とか、そういった体験をしながらの研修までは至っておりません。これからちょっとどのようにするかは検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） 答弁の中に、「お気づきの点について」、KOKOTTOとか、そういった施設の中で声をいただくコーナーの設置を検討するということではありますが、これはもうあしたにでも置いておくことができるのではないかと思います。どうでしょうか。お伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） 7番、富永議員の再質問にお答えします。

「お気づきの点について」ということにつきましては、おっしゃるようにすぐにでもできることかと思いますので、急ぎ検討して、実現の方向に向けて検討をしていこうと思えます。スタート時期とか内容については、ここではちょっとまだお答えできないので、そのような方向でやるということでご理解いただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） 前向きな答弁ありがとうございます。

提案になるかなと思うんですけども、そういった思いやり支援、そして、それに関わる職員さん、ぜひ、例えば、黄色いリボンとか、あと何か腕章とか、そういう分かりやすい、「ああ、あの方」という、そういうふうに分かりやすい、そういうのも、アイデアもいいのではないかなと考えておりますが、どうお考えかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） 7番、富永議員の再質問にお答えします。

今お話しになりました、先ほどの「気づき」の点についてということ、それから、今のリボンのことについてというのは、新しくKOKOTTOが産声を上げて、そして、皆さんに愛されるために、様々な初期不良なんかもあるかと思えますので、そういったお気づきの点を改善していくと、そして、その場その場で大変お困りの方がいた場合にすぐ対応できるようにということで、前向きに当然やっていくことだろうと思っておりますので。あとは、リボンをつける、すぐにお困りの方が目につくような形にするというのは、これまでちょっと検討していなかったんですが、大変いいアイデアかと思っておりますので、急ぎちょっと検討させていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） さらに、提案になるかなと思うんですけども、今、職員の方がやられるということでありますが……。

○議長（角田秀明君） 7番、提案は駄目ですから。質問にしてください。

○7番（富永創造君） 失礼しました。質問という中で、お尋ねいたしたいと思えます。

職員の皆さんそれぞれやることがあると思えます。そうしますと、そういった手を貸してくれるお助けマン、お助け隊、そういった方というのを、例えばですけどもシルバー人材の方に依頼するとか、そういうのも考

えられると思いますけれども、この点どう考えられるかお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 7番、富永議員の再質問にお答えします。

今のアイデアといいますか、そちらも本当に先ほどのKOKOTTOなり、そういったところへの町民のサービス、あるいはそれを向上させていく、あるいはかゆいところに手が届くといいますか、そういったところをできるだけということであれば、そういったアイデアもあるのかなと思っています。シルバーのほうを活用させていただいて、そこでというのも、それを前に進める大きな手かなと思っていますので、これまでの質問とも併せて、やはり検討させていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） この季節になると、申告とかということで、何かと2階会議室とかが人でぎわうということで、今回の答弁の中にそういった障害を持っている方、または車椅子関係の人が来られたときに、対応として1階で申告できるようにするという答弁をいただいております。何よりだと思います。さらに、広報やぶき等で周知する及び掲示も検討するというので、ぜひ掲示もお願いしたいと思っております。

このように、1つの課だけでなく総合的に、ぜひぜひ優しいまちづくりとしての対応をしていただければと思っております。

次にですけれども、ふるさと納税に関してであります。

最近は返戻品ということで、いろいろ品数も増えて、魅力あるものも出てきております。しかし、さらに、答弁の中にも触れておりますが、返戻品という物から事のキョウソ、これがこれから新たにこのふるさと納税の中で扱われることではないかと私は理解しているんですけれども、答弁の中でも、関係人口という言葉を使っておられます。また、体験を通した、そういったものを充実したいと、そういうふうな考えを持っておられるということで、ぜひそちら辺の充実を進めていきたいと思うんですけれども、現在、関係人口、体験型ということで実際に検討、考えている、また、計画されている内容をお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

産業振興課課長、佐藤浩彦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤浩彦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤浩彦君） それでは、7番、富永議員の再質問にお答えさせていただきます。

関係人口、それから、体験を通しての返礼品の検討ということの質問だったかと思いますが、現在、内部で考えておりますのは、例えば、今ひとり暮らしのご高齢者の方とかがいらっしゃいます。そういった方、もしくは、あとは実家はあるけれども誰も住んでいないとか、そういったお宅もあるかと思っておりますので、そういった部分の対応ができますような、例えば、高齢者の見守りの部分、それから、実家が誰も住んでいない建物に対

しての点検ですとか、そういった部分を矢吹以外で実際に取り組んでいる自治体がございますので、そういった部分についても検討していきたいというふうに思っております。

また、体験型ということでは、今ゴルフとか、温泉が人気でございますので、そういった部分のさらなる充実を図ってきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（富永創造君） ぜひ、事、物も大切なんですけれども、事の充実、積極的に進めていただきたいと思っております。

何千万から何億円への、前向きな戦略的な、そういう考えでふるさと納税を扱ってはいかがかというところで、矢吹町ですと、令和元年742件、そして2,164万円ほど、1件につき約2万9,000円。ほかの町村で、例えば棚倉4,758件、相当の数です。そして額が9,872万円。これ1件にしますと2万1,000ということで、矢吹のほうがちょっと高くなっております。数字のほうは後で確認してください。西郷2,542件、そして3,750万円ほどあります。1件につき1万5,000円です。

このように、隣町、棚倉の中ではもう少しで1億円になろうとしているんです。やっている地域が近くにあります。矢吹もできないことではないのではないかと。ましてや、ふるさと納税、自主財源の一つになり得るわけですから。そこら辺を考えに入れて、しっかりとを充実させて、また、戦略的計画を練っていただきたいと考えております。

大体は答弁の中で、そんなところでありますから、以上、質問を終わらせていただきます。

○議長（角田秀明君） 以上で、7番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議します。

再開は2時ちょうどです。よろしくをお願いします。

(午後 1時45分)

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

(午後 2時00分)

◇ 藤 井 源 喜 君

○議長（角田秀明君） 通告4番、4番、藤井源喜君の一般質問を許します。

4番。

[4番 藤井源喜君登壇]

○4番（藤井源喜君） 議場の皆さん、こんにちは。

傍聴席にはいらっしゃいませんが、今日は午前中ありがとうございました。

初めに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めている方々、そして、医療機関の関係者の皆様に深く敬意と感謝を申し上げます。また、当町では熊の出没という新たな問題が発生しています。朝に夕に対応

されている職員、猟友会の皆様に改めて感謝申し上げます。

それでは、一般質問を通告に基づいてさせていただきます。

1つ目としてマイナンバーカードについてです。

新聞報道によると、政府は来年秋9月頃に発足するデジタル庁を司令塔にデジタル化を一気に進める、首相は経済対策で1兆円を超える規模を確保すると説明し、マイナンバーカードと保険証や運転免許証の一体化を実現するとしています。

マイナンバーカードは平成26年1月に発行が始まったところですが、IT技術を使って簡便かつ正確に本人確認や行政機関等からのサービスを受けることができるという意味で、時代の変化に対応したツールであると言えるのではないのでしょうか。

政府は令和4年度末までに、住民サービスの向上を図るため、ほぼ全ての国民に行き渡るようにする目標を掲げ、証明書コンビニ交付や、マイナポイント付与などを実施し、カード取得に向け取組を行っています。

ただ、最近の報道では、思ったほど取得が進まず、マイナポイントについては半年間延長ということを表明されているようであります。

デジタル化が進められることで、マイナンバーカードには様々な行政サービスが提供できる可能性があるというふうに考えられています。ホームページ等で確認をしていくと、総務省の行政評価局企画課というところで、令和元年11月19日付ですが、マイナンバーカードの普及・利活用に係る積極的取組事例といったものを提示してあります。その中では、健康情報提供サービス、母子手帳に記録されているものをマイナンバーカードにひもづけをしていく。そして、電子化、ウェブ化をすることによって、災害時の避難所における災害者の既往症や投薬の情報、そういったものまで確認ができるというようなこともありました。

それから、高齢者の移動支援等のサービスの中でも、マイタクシー制度、そういったものを使っているところでも、利便性の向上、運用効率化のため、紙の登録証、それに換えたり、利用券に換えたりということをやっているところもありますが、まだ試行的にいろんな使い方があるようです。図書館の利用サービスとして、図書館の利用カード番号とひもづけをすると、そういったこともされているようです。

各種証明書の発行支援のサービス、こちらについてはマイナンバーカードを提示することで交付の手数料を割引する、そういったこともあるようですし、自治体の業務効率化ということから、職員の出退勤の管理、それから、選挙に関したこと、そういったところでもマイナンバーカードを使っていくという事例もございました。

そういった全国的な取組もあるところですが、まず1つに、矢吹町でのカード取得状況、取得率について伺います。

町議会の令和元年6月定例会では、平成31年4月1日現在、交付率が8.6%で、1,505人とありますが、最新のデータではどうなっているのでしょうか。

2つ目には、カード取得向上のため国が実施している特典とは別に、マイナポイントありますが、これとは別に、町の独自の特典というものがあるかということでもあります。ちょっと考えてみると難しかったかなというふうには思ったんですが、カードを作成した後に、宮城県の都城というところでは、マイナンバーカードを提示することで、施設で発行しているポイントというのがあって、それを倍にするというようなサービスも、

総務省の事例の中には載っておりました。

3つ目には、カード取得のために個人情報漏れること、カードを紛失した場合の心配などが取得の妨げになっているのではないかと考えますが、そうした不安に対する対策はあるかということでもあります。実際、なかなか申請が進まないのは、やはりそういった個人情報、マイナンバー、番号が世に出ていく、そういったところが心配されているのではないかなと思いますが、これらも総務省のホームページ、政府広報オンライン、こういった情報の中でも安全性については説明はされておりますが、この3点につきましてどのようにお考えになっているか答弁をお願いしたいと思います。

大きな2つ目でございますが、学校給食費の公会計化についてであります。

令和2年11月5日発行の日本経済新聞、先月になりますが、ここに給食費の徴収管理業務をめぐっては、2019年1月、去年の1月、中央教育審議会が学校教員の本来の業務ではないということで答申をしている。文科省も、昨年7月になりますが、給食費を各自自治体の会計に組み入れて、業務を自治体に移す公会計化を促す指針を示しているということでありました。

文科省の公会計化等の推進についての通知では、学校教育費や教材費、修学旅行費等の学校徴収金については、先進的な地方公共団体の取組を踏まえれば、未納金の督促等も含めた徴収管理について、基本的には、学校、教師の本来の業務ではなく、学校以外が担うべき業務であり、地方公共団体が担っていくべきであるというふうにしているということでもあります。

新聞の中では、「教育費、学校徴収が7割」、「進まぬ自治体移管」、「教員負担重く」とありますが、令和元年12月時点での公会計化を予定していない教育委員会が多い都道府県ということで、佐賀県、熊本県、福島県64.6%ということで、全国からは下から3番目だったというような報道であります。

私も自身でPTAの会長をやっていた、もう10年以上前のことではありますが、そういったときに、PTAの会費、それから給食費、これら集金になっていないもの、こういったものをどうするんだということで、先生方とちょっと話をしたこともありました。実際には、私たちの後の役員で集金に協力をしてやったということもありました。当時から、公会計化という話を聞いたような記憶もありましたが、今現在こういった報道があったので、どうなんだ、どんなふうに町では考えているかということでお伺いしたいというふうに思っております。当時、「義務教育なんだから、給食だって義務だべ」というような父兄もいたということも聞きました。PTA会費、給食費、これらが税金を徴収と同じようにできることになれば、教職員の皆さんの負担が減るということにはなるのかなというふうに思っております。

これらのことから、学校給食費の公会計化を進めていくべきだというふうに考えてはおりますが、以下の点について伺います。

1つには、矢吹町としてはどのように考えているのかをお伺いしたいということでもあります。

2つ目に、給食費の未納については、どの程度の金額があるのか。その他の諸経費についての未納はどうなっているか。未納、滞納についての徴収事務はどのように行っているか。

それから、3つ目ですが、諸経費についての公会計化は検討されているのか、検討されてきたのかというようなどころをお伺いしたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、4番、藤井議員の質問にお答えをいたします。

初めに、マイナンバーカードの取得状況についてのおたしでございます。

町では、交付率の向上に向け、町内企業や中央公民館における社会教育活動等に訪問し、普及促進を行ってまいりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症に伴いまして、訪問による普及促進活動を一時休止し、広報やぶきやホームページにおける周知により普及促進を行っている状況でございます。

また、現在、国では、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築、そして、消費の活性化を目的としたマイナポイント事業を実施しており、これらの取組により交付率が向上しております。

マイナンバーカードの交付率についてであります。令和2年11月1日現在で、本町の交付率は16.5%、交付人数は2,867人となっております。月平均で125人の交付状況にあります。

先ほど、平成31年の8.6%、1,505人だったかと思いますが、これからすると、倍近い比という数字かなというふうに思っております。

なお、福島県全体では交付率が18.7%、交付人数が35万1,654人、全国では交付率が21.8%、交付人数が2,777万3,689人となっております。

引き続き、転入届の提出のために来庁された方や、各種証明書の取得等で写真付の身分証明書を持っていない方を中心に、申請について積極的な声かけを実施し、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、町内企業や中央公民館における社会教育活動等への訪問についても再開しまして、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、マイナンバーカード取得向上のための、町独自の特典等についてのおたしでございます。

マイナンバー制度は、公平、公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化のための社会基盤であり、マイナンバーカードを持つことで、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Taxやマイナポータル等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスが利用可能になります。

国においては、本年7月に決定した世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画、この中で、喫緊に取り組むべき課題として、マイナンバーカードを基盤としたデジタル社会の構築を掲げておりまして、現在、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載することや、保険証としての利用、戸籍情報との連携、銀行口座とのひもづけ、運転免許証との一体化等が検討されております。

現在、国では、マイナンバーカードを使って予約、申込みを行い、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージや買物をすると、利用金額の25%分、最大で1人当たり5,000ポイントがもらえるマイナポイント事業を実施しております。

町独自の特典についてであります。現在実施はしておりませんが、今後、現在取得している方との不公平感が生じないように検討を進めるとともに、近隣市町村の動向についても注視しながら進めてまいります。

また、来年1月からはマイナンバーカードを平日開庁時間に受け取ることが困難な方のために、試行的に、月1回日曜日の午前中開庁し、事前予約によりマイナンバーカードを交付するサービスを実施いたします。

町といたしましては、今後のマイナンバーカードのサービス拡大を見据え、国と連携し、引き続き、マイナ

ポイント事業の周知や利用拡大、サポート体制の充実を図りながら、試行的に実施する日曜開庁の検証も行いまして、マイナンバーカードの普及に積極的に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

私のほうでは最後に、マイナンバーカードの個人情報漏洩対策についてのおただしでございます。

それぞれの機関が持つ個人情報は、機関ごとに分散して管理することで情報漏洩の連鎖を防ぎ、マイナンバーでの問合せではないため、仮にマイナンバーが流出しても情報は引き出されなくなっております。

また、マイナンバーカードには、プライバシー性の高い個人情報は記録されていないことから、マイナンバーカードを利用しても、ICチップに記録されるのは、住所、氏名等の情報のみで、個人情報が蓄積されることはありません。さらに、ICチップの利用には暗証番号も必要となるほか、システムにアクセスできる者を制限し、通信も暗号化されておまして、不正なアクセスが行われないよう、個人情報保護委員会が監視、監督しております。

総合窓口課におきましては、システム管理を徹底し、個人情報保護に関する研修を受けた職員が対応し、個人情報の取扱いには十分留意した対応を行っております。

万一、マイナンバーカードを紛失した場合には、24時間365日、一時利用停止を受け付けておまして、マイナンバーカードはその他にも様々な安全対策を実施しております。

町といたしましては、町民の皆様がマイナンバーカードをつくることに不安を抱くことがないよう周知を進め、交付率向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、藤井議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） それでは、4番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、学校給食費の公会計化についてのおただしであります。現在、学校給食運営に係る調理員の委託費や給食施設の維持などに係る経費につきましては町が負担し、保護者の皆様には食材費に相当する部分を学校給食費として負担いただいております。児童生徒1人当たりの学校給食費は、小学校では年額5万3,100円、中学校では年額5万7,800円となっておりますが、各学校において集金を行い、私会計として管理しております。

議員おただしの学校給食費の公会計化につきましては、文部科学省が推進しており、学校給食費の徴収、管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことにより、教員の業務負担を軽減することなどを目的として、令和元年7月に、学校給食費徴収・管理に関するガイドラインが示されたところであります。

ガイドラインでは、公会計化の効果として、教員の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上、徴収・管理業務の効率化、その他管理における透明性の向上や徴収における公平性の確保等が示されております。

学校給食費の徴収・管理業務、未納の保護者への督促業務などから教職員が解放されることにより、授業改善のための時間や児童生徒に向き合う時間を増やせることが大きなメリットと考え、この公会計化についてこれまで検討してまいりました。しかしながら、5校分の学校給食費を管理するためには専用のシステムが必要

であり、その導入には多くの経費がかかること、また、その運用の経費及び運用する人員の確保が課題として挙げられ、学校給食費の公会計化はすぐに導入することが困難な状況でありました。このような課題もあり、公会計化を実施している教育委員会の率は、2019年12月の文部科学省の調査において、全国で26.0%、県内で10.4%にとどまっている状況であります。

一方で、学校給食費に関し、学校給食運営事業は、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画において、重点プロジェクトの一つとなっておりますので、教育委員会といたしましては、子育て世代支援のため、学校給食費の無償化を優先的に検討しているところであります。学校給食費が無償、町予算からの支出となることで、集金業務や未納の保護者対応の業務がなくなるため、子育て世代の支援のみならず、教職員の業務の負担軽減にもつながる施策となるものでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、学校給食費及びその他諸経費の未納状況、徴収事務についてのおたただしであります。各学校で保護者から集金し、管理している費用につきましては、学校給食費、PTA会費、体育文化後援会費、学級費、学年費、教材費、生徒会費等があります。これらの費用につきましては、基本的に口座振替にて集金を行い、引き落としできなかった場合には、保護者に連絡を行うなど各校で対応しております。

さて、議員おただしの学校給食費及びその他諸経費の未納状況についてであります。学校給食費の未納額については、過年度について総額で26万7,417円、その他諸経費の未納額は、過年度について総額で5万3,080円となっております。

未納金の徴収につきましては、学校から保護者の方へ連絡を取り集金しておりますが、令和元年度より未納金のある保護者のうち、申出書を提出していただいた方からは、児童手当からの徴収を行っており、これにより、教職員の負担を軽減することができました。また、学校へ行かなくても未納金の支払いができるため、保護者の負担も減らすことができたと考えております。

児童手当からの徴収は双方にとってよい効果があるため、引き続き推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、諸経費の公会計化についてのおたただしであります。学校給食費以外の教材費、修学旅行費等の学校徴収金についても、学校の負担軽減を図る取組の推進についての適切な対応を文部科学省より求められております。

現在、高額となる中学校の修学旅行費につきましては、学校を経由せずに、保護者と旅行業者の間で支払いや徴収を行う方法を取っており、学校の負担が軽減されております。

その他諸経費につきましては、各学校によって項目、金額が様々で、毎年金額も変わりますので、一括した公会計化は難しいところではあります。教育委員会といたしましては、学校給食費以外の諸経費につきましても、教職員の負担を軽減するためにどのような方法が有効か、学校と話し合いながら検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 答弁ありがとうございました。

マイナンバーカードについては、デジタル化の中での住民にとっての入り口になるのかなというふうに考えております。実は、つい最近やっと自分で申請したところなので、これからいろんなマイナポイントの手続等をやっ払いこうというふうに思っているところですが、マイナンバーについて少し再質問をさせていただきます。

まず、昨年の10月から住民票等のコンビニエンスストアの交付開始ということになっております。これらの利用状況等について、どのような数字になっているかなというところを教えてくださいというふうに思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総合窓口課課長、小針良光君。

〔会計管理者兼総合窓口課長 小針良光君登壇〕

○会計管理者兼総合窓口課長（小針良光君） それでは、4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

マイナンバーカードによる、いわゆるコンビニ交付の利活用状況であります。昨年10月から利用が開始されております。まず、昨年10月からの半年間の利用総数であります。数字としては145件、戸籍、住民票、印鑑証明等。こちらは月別に詳細な数値を把握しておりますので、ちょっと数が多過ぎますので、今全体の数だけ説明させていただきます。手数料の総額としましては1万8,536円というふうな金額になっております。年度が明けまして、4月より利用状況は10月末まで、総数としまして346件、手数料の総額が3万8,884円でございます。主要なコンビニについては、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、主要4店がほぼ90%の利活用になっております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） それでは、コンビニ交付が始まったことで、今年の4月1日から窓口延長業務が廃止されたということになっておりますが、現在までのところでお客さんのほうというか住民の方からそういったところで苦情というか「ああ、やってないの。情報知らなかった」ということとかで、困り事というか、そういったものが実感としてあるものは、あったらばちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総合窓口課課長、小針良光君。

〔会計管理者兼総合窓口課長 小針良光君登壇〕

○会計管理者兼総合窓口課長（小針良光君） 4番、藤井議員の再質問にお答えします。

藤井議員、言われるとおり、昨年10月からコンビニ交付開始に伴いまして、本年4月1日に、いわゆる時間外延長と日曜開庁を廃止しております。この実施に至りましては、昨年10月から経過的に、まず、月、火、水の週3日間、5時から7時まで夜間延長してありまして、あと第2日曜、第4日曜、午前中、開庁していたものを、昨年10月に半減しております。住民に周知いたしまして、月、水、金を、水曜日5時から7時まで、第2、第4日曜を第4日曜、半年間経過的に削減しまして、本年4月をもって廃止というふうなことで。それに至りましては、それ以前に半年間かけて住民に周知してありまして、そういった廃止削減を十分周知した成果

もありまして、私の耳に入っているところでは、5時半とか6時頃お客さんが、「ああ、やっていないんですか」というふうなことで、知らずに来たというのが記憶的には2件ほどあります。あとは、具体的に「もう日曜開庁、時間外延長やっていないんですか」というような苦情については、私の耳には入っておりません。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 答弁ありがとうございました。

大分、住民の方にも浸透してきているということで、これからマイナンバーカードの交付に向けて、取得率がどんどん上がっていくような施策、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

ちなみに、自治体ポイントという制度、マイナンバーカードと連携したものであるということで、ネットのほうでちょっと見たりしていたんですが、まだ私自身が全体を把握できていないので、かなりいろんなシステムにくっついたりしてできるということもあるので、経費もかかったりいろいろ考えていけないとできないというところがあるので、マイナンバーカードはすごくいいことにも使えそうだし、そういったところでもう少し勉強しながらシステム構築、サービス向上に努めていければというふうに思っております。

それでは、給食費の公会計のほうにちょっと入りたいと思います。

答弁の中で、「これまで検討してまいりました。しかしながら、5校分の学校給食費を管理するためには専用のシステムが必要であり、その導入には多くの経費がかかる」というふうに書いてありますが、この部分もう少し具体的にもし分かるようでしたらば、金額等も含めて教えていただければと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 藤井議員の再質問にお答えいたします。

公会計システム、給食の公会計導入のためのシステムの経費についてのおただしでありますけれども、具体的にシステム導入の見積りを取った経緯はありませんけれども、総務省のホームページで類似団体等の導入の方法、経費等について見させていただいた中で、熊本県のある町、矢吹町と類似する町ですけれども、既存のシステムを改修して約240万円、システムの改修には経費がかかるということで承知しているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） システムのところはかなりかかるだろうなというふうなところで、現実的には具体的にそう勧めたわけではないというふうに理解しているのかなと思いますが、ちょっと次のところに入ります。

給食費の未納のところですが、「未納金の徴収につきましては、学校から保護者の方へ連絡を取り集金しております」というところもありましたけれども、学校からというときには、学校の先生、それから事務方、ど

ういった方が実際の集金、徴収をするようなことになるのかなというのを教えていただけますか。

○議長（角田秀明君） 藤井議員、マイク話すとき、近くにしてから話してください。

答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） それでは、4番、藤井議員の再質問にお答えします。

給食費の不納保護者へのいわゆる督促ですけれども、金額、金銭的な管理は、事務のほうでまづ行っています。事務のほうで督促状をつくりまして、その督促状を子供を通して保護者のほうに渡して連絡を取っている次第であります。

以上で答弁といたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 答弁ありがとうございました。

デジタル化でリードする矢吹町ということで、ぜひこれからマイナンバー、そういったところを進めていただくことと、あと、後期基本計画の中に学校給食運営事業、そちらのほうがあります。ぜひ、無償化に向けてということで進めていただければ、今日の私の質問については一段落するのかなというふうに思います。ぜひ、そちらのほうを進めていただくことをお願いして、私の一般質問は終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、4番、藤井源喜君の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 本日の会議はこれで閉じます。

これにて散会します。

大変ご苦勞さまでした。

（午後 2時38分）

令和 2 年 1 2 月 8 日（火曜日）

（第 3 号）

令和2年第424回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和2年12月8日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・請願・陳情の付託

議案第47号・第48号・第49号・第50号・第51号・第52号・第53号・第54号・第55号・第56号・第57号・第58号・第59号・第60号・第61号・第62号・第63号・第64号・第65号・第66号・第67号

請願第3号

陳情第6号・第7号・第8号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	富永創造君	8番	三村正一君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	13番	安井敬博君
14番	角田秀明君		

欠席議員(1名)

12番 熊田宏君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 蛭田泰昭君 副町長 藤田豊君

教育長 鈴木健生君 企画総務課長 佐藤豊君

まちづくり 推進課長	山野辺 幸徳君	税務課長	三瓶 貴雄君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針 良光君	保健福祉課長	泉川 稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐藤 浩彦君	都市整備課長	福田 和也君
教育次長兼 教育振興課長	阿部 正人君	子育て支援 課長	国井 淳一君

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝 副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

- 議長（角田秀明君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。
- ただいまの出席議員数は13名であります。
- 出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
- なお、12番、熊田宏君より、体調不良のため本日は欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。
- 日程第1、これより前日に引き続き一般質問を行います。
-

◇ 加藤宏樹君

- 議長（角田秀明君） 通告5番、9番、加藤宏樹君の一般質問を許します。
- 9番。

〔9番 加藤宏樹君登壇〕

- 9番（加藤宏樹君） 議場の皆様、おはようございます。
- それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。
- まず、公共施設等維持管理等についてでございます。
- 公共施設を有効活用することは、大変大事なことでありと私も考えております。廃止施設の有効活用や、または既存施設の活用についてお伺いをいたします。
- 図書館と中央公民館の利用が廃止されております。今後の利活用または廃止等について、町はどのように考えているかをお伺いいたします。
- 次に、あゆり温泉の指定管理者の公募が予定されております。今後、県からは、擁壁に関しては建築基準法違反であるという指摘がなされています。擁壁の改修や温泉の長寿命化という案も提示されておりますが、具体的な内容や費用等について町民も分かっておりませんので、お示しを願いたいと思います。
- 大項目の2番で、町民の意見聴取の在り方について。
- 政策や施策、町の行財政運営に当たっては、町民の民意、意見を広く反映していくことが大切であると考えております。昨今、あゆり温泉等についてアンケートを実施したという報告があり、そのアンケートの目的は何だったのか、そして、現在の結果はどのようなものだったかをお伺いいたします。あわせて、その他の施設についても、利用者、それ以外等にもアンケート等が必要と思われませんが、町の考えをお伺いいたします。
- 11月10日から4日間にわたり町民懇談会が開かれました。そういった場で町民の意見を聴取することも大変よいことだとは思いますが、やはりいつでも、どこでも、誰でも気軽に意見が届けられる場、そういう制度があれば、住民の意見をより多く、幅広く聴取できる、拾い上げられると思っておりますが、町長の考えをお伺いいた

します。

次に、大項目では3番、第6次矢吹町まちづくり総合計画の重点プロジェクトについて、今後の計画に基づき推進するものと考えますが、それぞれの重点プロジェクトの考え方についてお伺いします。

1として、公共交通推進事業で高齢者の交通手段の確保とございました。現在、行き活きタクシーのみがそれに利用されているかと思いますが、それ以外のデマンドバスや巡回バス等の施策が必要であると思いますが、具体的に何か施策等はあるかお伺いいたします。

次に、企業誘致促進事業ということがございました。具体的にどう企業誘致をし、雇用を確保し、財政基盤を強化するのかをお伺いいたします。

次に、仮称ではありますが新田園都市構想事業とあります。デジタル社会に対応した新たな田園都市づくりとありますが、これは工業団地等を含んだ開発なのか、具体的に説明をお願いいたします。

以上、大きい項目で3点、答弁方よろしくお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

また、今日傍聴に来られた皆様、お忙しい中、本当にありがとうございます。皆さんがこういった議場に足をお運びいただくことが我々の励みにもなりますので、よろしくお伺いいたします。

それでは、9番、加藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、図書館や中央公民館等の今後の利活用や廃止についてのおたしでございます。

現在、町では、旧図書館、そして旧中央公民館を含めた社会教育施設の劣化状況調査を行い、将来の改修に係る費用の平準化、費用削減に向けた取組等を明らかにする長寿命化計画の策定を今年度進めております。旧図書館は、長寿命化計画に基づいた維持管理を適切に行うことにより再利用することができる施設であるというふうを考えております。一方で、旧中央公民館につきましては、耐震性の問題やアスベストが施設内に存在することから施設自体の利活用は難しいものと考えておりますが、長寿命化計画を策定することで、客観的な視点による施設の利活用の可能性の検討、そして取壊しに当たっての有利な財源の確保について、できるか否かも含めて、本計画の策定が要件となってまいります。

なお、今後は、当該施設や跡地等の利活用につきまして、多くの皆様の意見を伺いながら検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、あゆり温泉敷地内の擁壁改修及び長寿命化計画についてのおたしでございます。

あゆり温泉の擁壁につきましては、平成30年2月に福島県県南建設事務所より建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告を求められ、令和2年3月に報告を行い、3月27日付で受理されております。本報告では、あゆり温泉にある4基全ての擁壁が建築基準法に適合していないため、令和3年度に改修工事の実設計を行い、令和4年度に改修工事に着手し、令和5年度に改修工事が完了する計画としており、擁壁の改修工事に係る費用は、概算額で1億5,377万9,000円と試算しております。

なお、あゆり温泉及び老人福祉センターの建物につきましては、建築基準法に適合した施設であり、県南建

設事務所による検査に合格した安全な施設であります。両施設とも構造計算に基づいた本数の基礎くいを打設する設計により建築確認申請を行い、施工の上、検査に合格しております。

ただし、擁壁につきましては、建築確認申請を提出した経過が確認できておりません。設計図書等から建築基準法に適合していないことが判明したため、法適合化のための改修工事を行わなければならない状況となっております。

次に、あゆり温泉の建物に関する長寿命化計画につきましては、あゆり温泉のほか、温水プールや福祉会館、保健福祉センター等も含め、矢吹町保健福祉施設個別施設計画を令和元年12月に策定いたしました。内容につきましては、各施設の耐用年数や現地調査に基づく施設の老朽化や破損状況による評価を基にした改修計画を作成し、本計画により改修の優先順位を設け、長寿命化改修工事の検討を行うものであります。

議員おただしのあゆり温泉の建物に関する長寿命化改修につきましては、令和10年度までに実施することとしておりまして、その改修費用は、老人福祉センターを含め、概算額で2億3,475万円と試算しております。

なお、町の公共施設全体の長寿命化改修につきましては、他の公共施設の個別施設計画と併せ、矢吹町公共施設等総合管理計画におきまして優先順位等を検討し、長寿命化改修等を実施することとなっております。詳細が決定次第、議員の皆様にご説明させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、あゆり温泉等に関するアンケート調査、この目的と結果についてのおただしでございます。

本年11月4日から15日までの期間において、各行政区長、民生児童委員、老人クラブ会員、あゆり温泉及び温水プールの利用者、計1,000人を対象にアンケート調査を実施いたしました。本調査の目的としましては、健康センターの継続的な運営には、各施設の老朽化が進み大規模な改修工事が必要であること、そして擁壁の改修工事が必要であること、燃料費の高騰など維持管理経費が増加していること、指定管理料が増加傾向にあること、利用料金に関する事など、抱えている様々な課題、問題につきまして、用語の解説や具体的な金額を示しながら現状を理解いただくこと。また、今後どのような施設運営を町の高齢者や施設利用者が望んでいるかを分析し、健康センターの今後の運営に関する方針決定の参考資料とするために実施したところであります。

アンケート調査の期間中、アンケート用紙を966部配布し、11月16日現在、392部を回収し、回収率は40.6%であります。

結果につきましては、アンケートの設問が多岐にわたっていることから概要を申し上げますと、あゆり温泉を月1回以上利用する方は40.1%、温水プールを月1回以上利用する方は38.3%、一方で、あゆり温泉を一度も利用したことがない方が23.2%、温水プールを利用したことがない方は28.8%でありました。

健康センターに行く理由で最も多かったのは、「温泉への入浴」で41.8%、次が「プール内での歩行」で、歩くことです、31.6%、ほかに「疲労回復」が29.6%、「プールでの水泳」が28.6%、「友人・知人との交流・コミュニケーション」が26.5%となっております。ご利用いただいている皆様にとりましては、健康づくりの場だけでなく、憩いの場としてもご利用いただいている状況となっております。

次に、今後多額の費用負担が見込まれる長寿命化改修等について伺ったところ、「長寿命化改修等を行い耐用年数を延ばした施設運営を行う」が40.1%、「長寿命化改修等は行わず現状のまま安全に支障が出ない範囲で運営し、施設が使えなくなったら閉館する」、これが18.4%、「新しく施設または複合化した施設を含めて

建設する」が19.4%という結果となり、多くの方が長寿命化改修等を行い施設運営を行うことを希望していることが分かりました。

次に、指定管理者制度の導入についてでございます。これを伺ったところ、「これまでと同じように指定管理者制度による運営でよい」が46.0%、「指定管理者制度以外の方法を検討する」が21.0%となり、指定管理者制度の継続でよいとする意見が多くありました。

次に、指定管理料の抑制のため、経費削減案として、定休日に水曜日を加える案及びあゆり温泉等の営業時間を午前10時から午後8時30分まで短縮することについて伺ったところ、「この案でよいと思う」が41.1%、「変えないほうがよい」が19.6%、「どちらでもよい」が16.6%となり、定休日の増加及び営業時間の短縮についてご理解をいただける回答が多くありました。

次に、健康センターの施設利用料等の料金について伺ったところ、「各料金は今のままがよい」が37.5%、「各料金を100円までなら値上げしてもよい」が25.0%、「各料金を200円まで値上げしてもよい」が9.0%となり、多くの方は現在の料金のままがよいとする一方で、料金の値上げに対しても肯定的な方がいることが分かりました。

なお、11月15日のアンケート調査期間終了後もアンケートの回収は続けておりまして、今後、最終的な集計結果についてもお知らせいたします。

今回実施いたしましたアンケートの調査結果を参考に、次期指定管理期間における健康センター指定管理者募集要項を策定しまして、12月1日より町のホームページ、そして広報紙等で公募を開始したところでございます。

今後も、健康センターの運営につきましては、町民の皆様の声をしっかりと反映させながら、町民の健康増進、憩いの場としての施設運営を心がけてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、その他の施設のアンケート等についてのおたがででございます。

今年度、指定管理者の検証作業として、未来くるやぶきの利用者へのアンケートや、集会所及び都市公園の指定管理者である行政区等に対し、アンケートを実施しております。

未来くるやぶきにつきましては、施設の利用状況等について220名の方から回答をいただき、利用する頻度や曜日、他施設と比較してよい点や足りない点について、ご意見等をいただいております。

また、地区の集会施設については、34の集会施設について行政区長31名から回答をいただいております。今後の地元集会所の維持管理方法や指定管理者制度に関する率直なご意見等をいただいております。都市公園の指定管理者である地元行政区等からも今後の維持管理等についてご意見をいただいたところでございます。

さらに、10月に開館いたしました複合施設KOKOTTOにつきましては、今後の設計段階から各種団体にアンケートや聞き取り調査を行い、用途やレイアウト等の要望をいただき、可能な限り反映してきたところであります。

今後につきましても、施設の運営に当たっては、利用者の皆様によるご要望やご意見等をいただく機会を設け、アンケートの実施を含めて住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、政策や施策、町の行財政運営に当たりましては、町民のご意見を尊重し、検討を重ね、可能な限り反映していくことが大切であると認識しておりますので、引き続き住民サービス向上のための改善

に心がけて、意見を伺う機会を増やしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、住民の皆様からの幅広い意見を聴取する制度についてのおたただしですが、私が最も大切にしていることは町民本位のまちづくりでありまして、多くの町民の皆様の声をしっかり聞き、町政運営に反映させることがまちづくりの基本であると考えております。

先月には、就任当初より開催を検討しておりましたが、コロナのためになかなかできませんでした町政懇談会を、新型コロナウイルスの対策を十分に行いながら、矢吹地区、中畑地区、三神地区において開催いたしまして、11月10日から16日までの4日間で延べ103名の方にご参加いただきました。

町政懇談会では、高齢者の交通手段の確保の事業を進めてほしい、企業誘致を今後どのように進めるのか、遊水池、これは三神のほう、三城目のほうです、遊水池の平常時の使い方はどうなるのかなどのご意見やご要望をいただいたところであります。

新型コロナウイルスの影響や平日の夜間という限られた日程による開催であったことから、多くの皆様に参加いただくことがかなわなかったというふうに私は認識しておりますが、今後、開催方法や時期等につきましても検討を加えながら、来年度以降も開催してまいりたいと考えております。

議員おただしの、いつでも、どこでも、誰でも意見が届けられる制度についてであります。現在ホームページにおいては問合せ窓口を設けており、いただいた内容については、原則翌日には対応する、何らかの反応、対応、答えです、体制としております。また、多くの皆様からご意見等がいただけるよう、現在、役場庁舎及び複合施設KOKOTTOにおいて目安箱のようなボックス、これ昨日もご質問ございまして、これに対して、これについてこうしたいということでお答えをしましたが、目安箱のようなボックスを設置したいと考えております。

今後もより一層町民の皆様へ寄り添い、様々なご意見をいただき、合意形成を図るための機会の拡充に努めながら町民本位のまちづくりを目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、公共交通の具体的施策についてのおただしでございます。

本町では、高齢者の交通手段について、平成31年2月から行き活きタクシー利用料金の助成事業を実施しておりますが、本事業以外の高齢者の公共交通に関する施策は現在のところございません。公共交通推進事業は、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の重点プロジェクトに掲げておりますので、来年度に向けて、高齢者の公共交通施策の核となる行き活きタクシー事業の利用条件などを大幅に拡充させながら、本町の公共交通制度のさらなる展開に努めてまいります。

さらに、令和4年度中に公共交通に関する実証実験が行えるよう、令和3年度にかけて町民の皆様のニーズの把握及び近隣市町村または先進的な自治体の事例を調査しながら、巡回バスあるいは10人乗りのワンボックスタイプの車両の運行など様々な交通手段を、選択肢です、これらを検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、企業誘致促進事業についてのおただしでございます。

まず、これまでの企業誘致につきましては、町内の既存企業との連携あるいは情報共有を図る取組を行い、

また、県企業立地課、県の東京事務所や大阪事務所と連携し、県主催の企業立地セミナーなど積極的に参加するなど、町への誘致PRに努めてまいりました。このような取組により工場等の移設や増設につながっており、一定の効果はあったものと認識しております。

しかしながら、これまでの企業誘致は受け身であったということは否めず、これからはタイムリーかつスピーディーに企業の要望等に対応する必要があるため、本年10月より企業誘致専門員を産業振興課に配置して体制を整備し、企業動向に関する情報収集及び企業等とのネットワーク構築に取り組んでいるところであります。

本町が解決すべき課題としましては、遊休農地あるいは耕作放棄地の解消がございまして、これからの企業誘致は、農業が抱えている課題解決も含め対応していく必要があると考えております。農業用水の確保など、営農が物理的に困難あるいは物理的に今困難になってしまった、こういったところについては、農家の意向を確認しながら、農業振興地域の見直しも視野に入れて、柔軟に企業誘致の事業用地確保を図ってまいりたいと考えております。

本町は、平たんで気候も穏やかで、国道4号、東北自動車道、主要県道へのアクセスも容易で交通の利便性も高く、企業誘致にあつては町内全域が非常に恵まれた好条件下にあると捉えております。現在、財政事情などから先行して工業団地の造成等を行うことはできませんが、あるいは大変難しいかと思っておりますが、オーダーメイドによる企業の事業用地として確保することで企業誘致を積極的に進め、耕作放棄地等の解消も含め、雇用機会の創出、若い世代の地元定着等、地域コミュニティの維持につきましても大きく寄与するものと考えております。

また、企業誘致に当たっては、従業員等に対する受皿づくりも大変重要なポイントであると考えております。従業員やその家族が町に移住する際には、住環境の整備や医療機関、子供の教育環境の充実が必須の項目となり、これらも併せて検討していかなければならない課題であると考えております。

今後、企業誘致促進事業に当たる体制強化を図り、一方で、農家の皆さんの意向を確認し、オーダーメイドに資する事業用地を調査、確保するとともに、他方、情報収集や企業等とのネットワーク構築を積極的に行いながら企業と信頼関係を構築し、企業が求める環境整備等への対応力も強化し、そして、労働者が働きやすい住環境づくり、これらを進めるなど、重点プロジェクトとして企業誘致に積極的に取り組み、雇用の確保や財政基盤の強化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、仮称であります。新田園都市構想事業についてのおただしでございます。

さきの9月議会の答弁と一部重複いたしますが、本町では、農業の担い手や農業用施設の老朽化など農業政策の課題があります。また、後継者等の若者が当該地域から離れている状況があることから、働く場の確保として企業誘致を積極的に進めていくことが重要であると考えております。農業政策と企業誘致の課題につきましては、耕作することが困難なまとまった農地と企業誘致を併せて取り組んでいくことが重要と考えます。

また、現在のコロナ禍ではデジタル社会の対応が求められておまして、3密回避を目的としたテレワークあるいはオンライン方式の利用拡大、地方への移住者の増加、あるいは、マスコミ等で伝えられております、かなり大きな企業も含めて企業本社の地方移転など、これまでにない大きな社会変革が生じております。これらの社会情勢にも対応した企業誘致が必要であると考えております。

令和3年度は、企業のオーダーメイドを見据えたマッチングを検討し、農業振興地域のいわゆる線引きある

いはその中身の見直しや法規制を調査した上で、企業側のニーズ調査や課題整理を行い、本事業を具現化するための計画策定を予定しております。

仮称であります新田園都市構想事業については、農業政策の課題解決の方向性と既存の矢吹町のポテンシャル、こういったものを結びつけまして、矢吹町の可能性を積極的に見いだそうとする事業であります。これまでの私の経験や培ったネットワーク等を拙いながらも生かしながら、デジタル社会にも対応した企業誘致に取り組むことにより、重点プロジェクトとして、働く場の確保、そして財政基盤の強化、自主財源ですね、特に。取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、9番、加藤議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それでは、中央公民館について若干お伺いいたします。

中央公民館は一応廃止ということで、今、建物自体は残っておりますが、そもそも複合施設を造るときの最大の理由は何だったのか、お答え願います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

中央公民館については老朽化が大変進んでおります。あと、公共施設の総合管理計画を策定した中で、公共施設につきましては統合、廃止、そういったことが記載されております。今後のより効率的な公共施設の管理運営のため、複合施設に中央公民館、図書館は統合いたしましたので、基本的には、中央公民館と図書館につきましては、建物あるいは跡地につきましては再利用できるものについては再利用する、できないものについては廃止するというところで考えております。

それで、今後どうするかということにつきましては、町長答弁にありましたように、長寿命化計画の中で判断いたしまして、教育施設として使用する用途がなければ普通財産に変換しまして、町へ所管替えるようなことになろうかと思っております。

3月中には計画の概要についてはご説明できると思っておりますので、その中で公共施設管理計画との関係を含め、その後の使い方あるいは廃止について、議員の皆様にもご意見を伺いながら、来年度中には結論を出したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 確かに複合化とか老朽化という説明は度々受けました。

その前に我々は、イメージとして危険家屋であると、耐震性が弱いということで、そういうイメージを持っているものですから、当然、複合施設ができた後は取壊しという方向に進むのかと思いましたが、長寿命化計画、今また持ち上がったと。当時、耐震の設計をするのに、アスベストを剥がさないと耐震診断ができないと、

正確な耐震診断ができないというふうに答弁をいただいております。それだけ危険家屋で、町民の安全に資することができないということで複合施設を造るというふうに我々は理解しているんですが、今度、長寿命化で残すか残さないか、これから検討に入るという、今、答弁のように思いますが、それではちょっとおかしくないかというのが率直な気持ちです。

まず、取壊しにするにしても積算もされていません。じゃ直すというのに対しても積算もされていません。それでこれから検討する。複合施設を造ると決まったのは、もう2年も前に決まっていますよね。その間にやれたことがあったんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

これまでにできたことはあるかというところでは、あったと思います。やれていなかったことを、この長寿命化計画の中で客観的な見解として中央公民館の今後の在り方については出すべきだろうということで、今年度途中から長寿命化計画を発注いたしました。

ご指摘のとおり、耐震にも問題ありますし、アスベストが封じ込められている状況ということは十分承知しております。これについて、廃止を前提として考えることについては、教育委員会単独では判断し切れないところがあるというふうに認識しまして、長寿命化計画の中で、多分、町長も答弁いたしましたけれども利活用は難しいというふうには考えております。ただし、客観的に理解していただくためにも、仮に改修した場合あるいは取壊しをした場合についての費用について、この長寿命化計画の中で結論を出したいというふうに考えております。それに基づいて、皆さんの意見をお聞きしながら方向性は決めていきたいというふうに考えております。

なお、長寿命化計画をつくることによって、それがなければ、改修するにしろ、取壊しするにしろ、単独費のみで対応しなくちゃならないという状況があります。この計画を策定することによって補助金あるいは起債の活用が見込まれることから、長寿命化計画の中で検討しているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 我々の認識だと、中央公民館は解体というふうに認識しておったわけですが、それが改修の可能性があるということで、再び長寿命化計画というテーブルに上がったと。耐震の診断の段階では多大な費用がかかるということで、それさえも行われなかったというふうに認識しております。

そうしますと、私は先ほども述べましたが、町民の安全のために複合施設を造って、中央公民館を廃止すると。これ、私だけじゃなくて多くの町民がそう思っているんです。何か当初はそういう理由づけもあったんじゃないですか。その辺どうですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

全くそのとおりだと思っております。ただし、教育委員会といたしましては、繰り返しになりますけれども客観的な判断を求めたい。なおかつ財源を確保するために、長寿命化計画の中で中央公民館、図書館等についてもほかの施設と同様に計画の一つの施設として検討いたしまして、来年度以降、壊すのか、利活用するのか、皆さんに再度ご意見を伺いながら検討を進めてまいりたい。教育委員会独自で判断することでは、町民の皆さんの財産でありますので丁寧に取扱いをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 私は、今、今年度半ばから長寿命化計画にまた入ったんだか、新しく入れたんだかどうかわかりませんが、長寿命化計画自体は大分前からなされていますよね。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

長寿命化計画につきましては、公共施設の総合管理計画策定されて以来、教育委員会といたしましては、学校教育施設、社会教育施設、体育施設、幼稚園、学校教育施設ですけれども、それを年次的に、計画的に進めてまいりました。今年度につきましては、社会教育施設、社会体育施設、あと学校、小学校の一部、あと幼稚園施設につきまして今年度着手いたしまして、全ての教育施設は今年度いっぱい個別計画については策定を終了する予定になってございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 今年度からということのご答弁でした。でも、どういう建物かというのは皆さんご存じですよ。今年度だからやる、前年度ではやっちゃいけないというものでもないんで、ましてや壊すか、直すか、非常に悩む案件でもありますので、早期に着手していただきたいかったというのが本音でございます。

私は、これ直すにしても、壊すにしても、最低アスベストの除去というのはやらなくちゃいけなかったはずなんです。その際に取壊しの概算費用というのは求めておいてよかったんではないかと思うんですが、それについてお答え願います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

早期に改築するにしろ、解体にするにしろ、概算の費用でも算出しておいたほうがよいというふうなご指摘

であります、そのとおりだと思っております。ですから、それについては出す必要がある、客観的に判断するためにもということで、今年度中に算出するようなことで長寿命化計画の中で位置づけておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 今の件に関しても、結局アスベスト除去とかにも複数年かかるという、29年6月に答弁いただいております。ということは、時間がかかるということは、これからやったらまた複数年かかるということです、どっちにしたって。そういう意味で、早くやっておいたほうがよかったんじゃないかと思えます。

それじゃ、次の質問にいきます。

現在、図書館も休館という形になって、旧図書館ですか、休館という形になっていると思えますが、その利活用に関して、使う方向性はお聞きしましたが、各種団体とか個人からこんなふうに使わせてくれないかとかそういう要望はあったのか。あったならばあった、あった内容をお聞かせください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課長、阿部正人君。

〔教育次長兼教育振興課長 阿部正人君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（阿部正人君） 加藤議員の再質問にお答えいたします。

図書館についての利活用につきましては、複数のご意見があるものというふうに認識しております。直接伺いましたのは、さきの議会におきまして鈴木議員から福祉施設としての利用の可能性を伺いました。それ以前には、私、4月に来てから文化財保護審議会、1回出席いたしましたけれども、以前の文化財保護審議会の中で歴史民俗資料館としての利活用についても議論があったということを聞いております。具体的にはその2件であります、それ以外にも利活用を要望する方もいらっしゃると思えますので、今後、図書館の利活用につきましては、広く町民の皆さんに意見を伺いながら、要望を伺いながら検討する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それでは、あゆり温泉の擁壁に関して、町としては令和5年までに改修の方向性というふうに理解しました。ただ、この福島県のほうの回答で、計画書を立てろという案内は来たと思うんですが、いつまでに改修をなささいというのは来ているのかどうか確認します。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 加藤議員のご質問にお答えをいたします。

県のほうに町が報告した内容につきましては、町長答弁のとおり、令和5年までに工事のほうは完了したいという内容で3月19日付で文書のほうを出しております。そちらに対する県からの回答が3月27日付で来てお

りました。町からの報告書については受理をしまして、今後、是正措置が完了した場合は速やかに当職宛て報告をお願いしますという内容でございます。

〔「期限の区切りはなかったということ」と呼ぶ者あり〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 期限についてはございませんが、町の提出した資料を基にしたことですので、県のほうは令和5年までに完了するものだというふうに現在は認識をしております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 費用とかも出していただいたので、この辺は町民にご案内できると思いますので、ありがとうございます。

それと、続きましてアンケート、あゆり温泉のアンケートが執り行われました。結果等も今拝見しておりますが、このアンケート、これ町民懇談会のときもちょっと疑問視する声が上がりました、これ一部の人だけのアンケートじゃないかと。特に利用者、行政区、民生委員、老人クラブ、これ年齢層を考えると、どう見たって上のほうばかりなんです。じゃ、20代、30代、40代、10代、そういった方の回答はありましたか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 加藤議員のご質問にお答えをいたします。

年齢が低い方の回答はあったのかというようなことでございますが、19歳以下の方が、ちょっと私の資料が11月後半の資料ですけれども、3名、それから20代の方が3名、30代の方が11名ということで、割合的には60代、70代、議員がご指摘のとおり60代、70代、80代ということで、こちらで大体8割ぐらいの方が占めているような状況でございます。高齢者の施設ということがあって、今回はこういった傾向になっているものと認識しております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 今回のアンケートを見ると、どうしてもちょっと偏りがちになるなという予想は誰でもつくと思います。あゆり温泉を利用しない方、プールを利用しない方というのは、あゆり温泉が23.2、温水プールが28.8ということでございますが、これもう少し広くアンケートを取ると数字が上がるんじゃないか、パーセンテージが上がるんじゃないかという予想もされます。やはりアンケートというのは多くの町民の声を聞くということが大事ですので、ちょっとそういった手法では、この数字が本当にあゆり温泉を、プールを求めているのかという結果とは程遠いものになると考えられますので、執行部の方はその辺を考慮して、今後の施策に入れていってほしいと思います。

次に、意見聴取の在り方ということで、その前、各種、その他の施設のアンケートということで、施設のアンケートを行政区長や施設の利用者、この施設の利用者からのアンケートというのは、どうしてもいいアンケ

ート、いいアンケートというか、偏ったアンケートになりやすいので、そこはアンケートを取る際、気をつけていただきたいと思います。

例えば、KOKOTTOに関しては、設計の段階から各種団体等から意見を聞いて造っておると聞いております。それは各種団体であって、ほとんどの町民が参加しているかというとはそうでないと思います。そういった点も、設計の段階から本来であれば町民の意見を反映していく。確かに説明会等はありませんでしたが、そこですばしば発言する人は少ないはずですので、場合によっては、私はそういったアンケートに関しては、じかに紙に書いて持ってきてくださいとかそういった方法もあったのかなと思います。

それと、やはり懇談会等で発言するのはかなり勇気があることですので、承認番号を取ったはがきを持って来いというのは楽なんです、目安箱に入れろというのは。でも、そこまで来られない人もいますわけですから、はがき、承認番号を取れば、来た分だけの料金しかかかりませんので、そういったアンケートの方法もあると。インターネットでホームページという、やはりお年寄りの方、対応できません。その辺について、はがきを何枚か送っておいて、使った分だけ町がお金を払うという方法もありますので、そのようなことを、目安箱だけじゃなくしてお考えになるつもりはありますか。

○議長（角田秀明君） 加藤君、話しするときマイク近づけてください。

答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 9番、加藤議員の再質問にお答えします。

加藤議員のおっしゃられることには大変傾聴するにというところが大変あります。私としても、当初から言っているとおり、声を広く聞いて施策に反映していきたいと。

今回のあゆり温泉等健康センターにつきましては、今度、指定管理団体のところのタイムリミットであるとか様々なことがありましたので、非常に使っていらっしゃる方、恐らくいろんなご意見をお持ちの方、こういったことを重点ということに思いまして取ったわけでありましてけれども、できるだけ、ただおっしゃるように、確かに若い世代が、実はアンケートの中にもっと若い世代が使えるような形で、これはプールでしたけれども、そんな声もありました。そういった工夫ができるのかどうかを検討していくことも含めて、やはり広い層に聞いていくことが必要なかなと思っています。

ただ、実際にアンケートを集めて、それを反映させるという一連のプロセスの中で、かなりの負担になるのでどういうふうにとったらいいかと、1万7,000人ですので、そこは課題として大変残っていると思います。今お話いただいたような目安箱であるとか、お気づきの点についてみたいところで様々な声を取っていくことについては、ぜひ検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それでは、公共交通事業推進、前回も一部質問いたしました、行き活きたクシーの活用を増やしていくという答弁で、現在のところ本事業以外に、やる気はないと言っちゃうとあれですけども、施策はないという返答でございます。

ただ、あゆり温泉のバスを実証実験として使っていたという事例もありますので、あゆり温泉のバスが使えなくなっているという現状では、その活動はできないにしても、やっぱり政策、施策としてデマンドバスや巡回バスというのを真剣に考えていただかないと、交通弱者、これ増える一方です。私が思うには、田舎のほうより町場のほうが交通弱者が多いんじゃないかと。遠方の方はタクシーを多少使ってもメリットがありますが、近場の方は、700円を超えないで乗るとなるとわざわざ地方に行くような話になっちゃいますので、ちょっとこれ本末転倒じゃないかということで、前はタクシー券の無料タクシー券、500円チケットを配るとかそういった施策がいいんじゃないかというふうにご提案はさせていただきました。

やはり巡回バス、かなり必要になってくる可能性大ですので、令和4年とかと言わないで、今年度は無理にしても、来年度からはちょっと考えていただかないと、どんどん後手後手に回っちゃいますので、その辺、改めるつもりあるかどうか、お願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、9番、加藤議員の再質問にお答えします。

これにつきましては書き方が、公共交通に関する施策は現在のところございませんと書いてしまったんですが、実際には、実証実験のときとそれからその後のアンケートでは、バスとそれからこの行き活きタクシーについてはかなり詳細に聞いておまして、そのバスについての支持が、私はちょっと、実は私バスを結構、ここで言うのもなんですが、支持していたものですから、私が意外なほどにバスの支持が低くて、タクシーの支持が大変多かったんです。それもあまして、取りあえず今は行き活きタクシーのほうを、先ほどの答弁でお答えしましたが、行き活きタクシーの今不備な点を、利用条件などをあえて言いましたが、大幅に拡充させながらという形で、本町の公共交通制度のさらなる展開に努めてまいると。

それをしっかりと見た上で、令和4年度中に公共交通の実証実験を行い、そして令和3年度にかけて県民のニーズの把握、すみません、令和3年度はニーズの把握をきちっと行い、4年度に公共交通に関する実証実験を行えるようにという、そんな展開を考えているんです。

ですから、最初のところで公共交通に関する施策は現在のところございませんとやっちゃったので、かなりこう何もやらないように思われるかもしれませんが、その後、繰り返しになりますが、行き活きタクシーがどうしたら今のお年寄りの足になり得るかということで、大幅に拡充させるということをあえて言っておりますので、それで、きちっと皆さん、その間にまたアンケート等を行って、しっかりとニーズを把握しながらということでございますので、それを見ながらちょっとやらせていただけたらなというふうに思っております。そこについてはかなりしっかりとフォローをしていくつもりでありますので、よろしくご理解のほどをお願いします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） それでは、企業誘致促進事業について、二、三伺いたいします。

オーダーメイドによる、これ言葉は格好いいんですけども、企業来るよと言って、それから土地を探して

まとめてとなると、すごく時間かかると思うんです。それオーダーメイドと言っていますけれども、じゃ、それをまとめるのに何年ぐらいかかると思っていますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 9番、加藤議員の再質問にお答えします。

企業誘致にとってのオーダーメイドと言っておりますが、率直に言って、工業団地を造る金がないということが前提にありますので、そんなぜいたくなことはできません。ただ、私が思っているのは、現在、この間もああいった放棄地など大分見てきましたが、相当程度現地が疲弊していて、とにかく早く工業団地なり住宅地として、若い人たちが定着していくようなものをやらないと、本当に矢吹町がジャングルになってしまうのでという、どちらかという非常に緊急事態にだんだんなりつつあるのかなということも含めてであります。

それで、オーダーメイドで、例えば農振地域なり、様々な線引きでとなると、これ相手のある話でありますので、1つは企業さんがどのぐらい待てるのか、そしてどのぐらいの面積が欲しいのか、そして、もう一つは農家の方々、ただ、農家の方々の状況は大きく今、前と変わってきていて、そうやって使ってくれるなら、ご近所の手前なかなかすぐ売るとか何とかと言いくいけれども、町がそう言うなら仕方ねえべというそういう状況になりつつありますので、片方のほうはかなり。あとは問題は県とかそういった線引きについての様々な規制の問題、それもあって先ほど規制の問題であるとか、それから法的な問題であるとかということのをこれから研究をして、その中である程度の枠組みをつくっていかなくちゃいかんのかなというふうに思っております。

あとは企業さんが、今は実は、新しい企業さんというよりは、今来ていただいている企業さんのほうにここを拡張してもらえないとか、この間の天昇電気さんがやっていただいたような第1工場の3.5倍の工場を造っていただくとか、そこで、そういうことでしたらかなり話もできますので、全くのニューフェースではなかなかそのところは信頼関係つくるまでちょっと大変なので、あくまで交渉事ということで。ただ、農地のほうはかなり先ほどの制度とか法的な面でこれから相当研究していく必要があると、これまでですと二、三年とか、そんな話でございますので、それをどうやって短くしていけるような取組ができるかどうか、そして同時に企業側のニーズに応えるようにできるかというのは、これこそまさにオーダーメイドな状態です。

ですから、ここでお答えするのはなかなか難しいかと思いますが、私が思うのは、これまでは、なかなかここに書けないですけども、言わばその専門の企業誘致の担当者が一人もいないという状態でありましたから、企業ニーズがそのアンテナも張れないし、アンテナを張っていなかったし、率直に言って、来た情報をいろいろ対応するだけで、やっぱり情報を取りに行くということからまず始めて、それで、受皿となるほうのこちらの農家の農地あるいは山林でも、そういったことについてどういった形で法的あるいは制度的な、特に農業関係は皆さんご存じのように大変なかなか従来厳しかったので、そういったことについてもしっかりと研究しながら、チームづくりも含めてやっていきたいと思っております。

何年というよりは、そのようなことをお含みいただいて、これからぜひご協力をいただければありがたいなというふうに、皆様のお知恵も借りられればと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） そうなんです。これは規制の問題だけだったら役場のほうでどうにでもなるんですが、やはり相手があるということで時間が読めないというのが、これは現実的に正しいと思います。そういった中で取り組もうとなさっているわけですので、ご期待申し上げておりますので、よろしくお願いします。

それでは、最近いろんなところに町長自ら出向いているというお話をお伺いします。若干の見通しなんかは、企業誘致の見通しなんかがあるのであれば、発表できるのであれば、見通しだけでいいので、企業誘致に対して何かこう明るい兆しがあるのであれば、お話いただけますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 9番、加藤議員の質問にお答えします。

実際にこのあたりは相手のある話ということで、これはまさに農家の方もいる、企業の方もいるということで、特に企業は、進出地に当たってはトップシークレットみたいな話ですので、実際にはなかなか言えないことのほうが多いんですが、今、従来の企業さんで進出している方々との接触等を行っている、いい話もちろほらあります。それを何とかしてうまく、本当にぜひ今、来年度中に実現させたいなというふうに思っておりますが、本当に、先ほどのように相手のある話ですし、トップシークレットで、何かそんなのが漏れた瞬間駄目になったというような話もいっぱいありますので、大変申し訳ないですが、この場ではちょっと言うのは控えさせていただきます。ただ、いい話は現にありますので、何とか頑張りたいと思っておりますので、ぜひ皆様のご協力もお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 大変なご苦労があると思いますが、ひとつ骨を折っていただきたいと思っております。

それで、この間、町民懇談会で、白山が水の関係でもう荒れ放題、空き地同様になっているということで、実際に視察に行ったかと思いますが、その際に、河川のしゅんせつ工事というのが現在行われていると思っております。その残土といいますか、すくった砂利等を処分するのに不自由しているというお話もありました。ちょっと新しい意見だと私も感動したんですが、その辺に関して、これ国と県とかなり絡む話ですが、現在は白山の除外地に関してどのような考えを持っているか。

また、それに併せて、そのしゅんせつ工事と、あと三城目の遊水池という話もございまして。要はダブルでありますので、その辺、見通しでも考え方もいいので少しお話いただければと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 9番、加藤議員の質問にお答えします。

この間、町政懇談会のときに、三神のほうですよね、遊水池のところで、残土の話とか、あるいは工業団地、

工場の用地を造る際のそういったのを埋めるのに使うみたいな、非常に面白いアイデアをいただいたかなと思うんですが、白山地域を見たときに、非常にあそこは困難になっていて、完全に今、荒地になってしまっていると。昔は緑豊かな水田地帯だったんですけれども。これはあくまでも例ですけども、そういうところにそういったものを使う使い道があるんだろうなとは思いますが、やはり今、個別の農家さんの話がありますので、農家さんがどういうふうを考えるのかというのは、我々としては、絵を描く側はこうできたらいいと思う、それから、ちょうどあちらの遊水池で900万立米分の水でしたか、ためるということで、大変な恐らく掘削あるいはしゅんせつをやるんだろうと思いますが、その土を、残土をどうするかというのがあるので、そういうふうにアイデアとしてはまさにそういうことだなと思っておるんですが、ただ、本当に個別の農家さんのさっきの権利関係の話、それからまた、それがまた伝わった場合にまたいろんな思惑が出たり、なかなかいろんなことがあるのかなというふうにも思っております。

もう一つは、実際には遊水池計画は10年単位の計画でありますので、いつの時期にやるのかというのがうまくマッチングするのかなとかというのは、なかなか大変なかなとも思っております。だから、非常にいい、面白いアイデアなんですけど、マッチングできるような時期にやれるのかなとかも含めて検討していかなければいけないというふうに思っております。

実際に、やはり大変、白山のほうを見たときに、これからどうするかということについて、私自身は大変こうイメージが膨らんだんですが、ちょっとここで言うのはなかなかでございますので、本当に農地の方の調整やら、それから県やら関係機関との調整、そして遊水池のこれからの進み具合とか、その辺も含めて様々な課題がございますので、それを踏まえながらということをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） まさに今回の質問は、町長が掲げていた企業誘致と農業政策とダブルで適していますので、それにはやはり開発可能エリアと農地、農業振興地域エリアと、そういった分けもしていかないと、これ不可能ですよ。だから、今回白山という地名が挙がりました。現状は作物も作れない状況にほぼなりつあります。そういったところをやはり工業団地化する、開発可能エリアとするというふうにしておかないと、物事先に進みませんので、そういったところも少し念頭に置いて活動していただければなと思いますが、いかがでしょうか。構造改善と、要は農業エリアと開発可能エリア、開発ゾーンと言っちゃうと開発になっちゃうんで、可能エリアです。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 9番、加藤議員の質問にお答えします。

大分、現在日々刻々と事務を進めながらきちきちとやっていくところとはちょっと離れた世界ということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

今のような話をするにはどうしても、じゃ例えば線引きを変えると、例えば農振地域は全部取っ払ってしまえなんて言う方もいます。もう農振地域は役に立たんと。ただ、農振地域を取っ払った場合に、その後の圃場

整備とか、構造改善とか、そういったことについての非常に差し障りが出てくるであるとかということも含めて、そういうわけにもいかないかなと思っております。となると、例えば私の地元でいうと、誰が今ある農地を引き受けてやってくれるかと。そのやってくれる方が圃場整備を必要としていけば、やっぱりきちんとしなくちゃいかんだろうと。ということであれば、その圃場整備をやる地域、そのまずは担い手ですよ。担い手の方がどこまでやってくれそうかということで、そこの構造改善をやる。であれば、そこのところは農振地域は外せない。しかし、農振地域を外さなければ、先ほどの工場のとこという。

これはなかなか時間のかかる話だし、きちんとそのビジョンと、それからそこに誰がいて、それからきちんとしよってくれそうかという人がいるということも含めて検討しながら、仮想線引きを幾つも考えてやっていかななくちゃいけない世界だと思っておりますので、次年度、来年度に仮称の田園都市構想についての検討、調査検討を行う予定でおりますので、その際に先ほどの、まさにもう日々刻々、日常やっている事務作業が非常に今も膨大なものがあるので、その中で研究としてきちんと行って、いろいろ様々なものを詰めた上で、皆様とまたご相談をしたいというふうに思っております。

ただ、先ほどお話出ております話については、これから矢吹で取り組んでいかないと、もう矢吹全体が、何十町歩も請け負ってやっていらっしゃる方が非常に高齢化もしているし、後継者もないので、あつという間に水が来ない、あるいは後継者がいないということで、放置されたら一、二年で草ぼうぼう、そして3年目から柳が生え出して、トラクターも入れなくなりますので、そんなに時間的余裕は私はないと思っているんですが、今ここでお話しするにはあまりにもちょっと材料がないので、このような答弁でお話しをいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

9番。

○9番（加藤宏樹君） 最後のほうの質問はかなり壮大なプロジェクトでありますから、簡単な答えは出ないというふうに私も認識しております。ただ、壮大なプロジェクトであろうとも、手をつけなければいつまでも進まないということですので、農業振興も図りながら開発ゾーンも広げていく、それがやはりトータル的な方向性というのは一致しているかなと思っておりますので、町長の健闘を祈りたいと思っております。

以上で質問は終わります。

○議長（角田秀明君） 以上で、9番、加藤宏樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時35分からします。よろしくお願ひします。

（午前11時21分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午前11時35分）

◇ 安井敬博君

○議長（角田秀明君） 通告6番、13番、安井敬博君の一般質問を許します。

13番。

〔13番 安井敬博君登壇〕

○13番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、おはようございます。

なお、傍聴席にお越しの皆様方、いつもありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問、大きな項目で3点させていただきます。

まず、1番目といたしまして、データを活用した行政課題の解決についてであります。

子育て支援、福祉の向上、インフラの維持管理、所得向上などの地域の様々な課題、イコール行政課題でありますけれども、これを解決するためには統計データの分析と活用が不可欠であると考えます。統計データの収集や分析、これはこれまでも行われてきたことでありますけれども、今のようなICTが発達していない世の中においては、かなり人的にも、予算的にも、市町村独自で行うにはハードルが高いものがありました。

しかしながら、現在のようにICT、情報通信技術の進展によって、環境省による地域経済循環分析ツールというものや、経済産業省と内閣官房、まち・ひと・しごと創生本部事務局によるRESAS、地域経済分析システムというようなものが提供され始めまして、これはもう5年ほど前から始まっているものでありますけれども、こういったものによって地方公共団体のデータ利活用に関する調査報告、令和2年3月の富士通総研、これはインターネット等見ていただければ出てきますけれども、こういったものにも見られますように、データを活用した行政課題の解決に取り組む自治体が増えており、実際に成果を上げているところであります。

そこで質問をしますけれども、まず1番目に、当町としましては、政府や民間によって提供されているビッグデータ等をこれまでどのように活用しているのか、また、今後どのように活用していく計画があるのか、お聞きしたいと思います。

2番目といたしまして、ビッグデータ、これを活用するには、先ほど申し上げましたツールを職員が使いこなすことが必要となります。その使いこなすことによって、データに基づいた分析力や分析結果を行政課題と結びつけ、解決策を導き出して政策立案を行う力が必要となってきます。そのための職員への研修等を行っているのか、今後の計画はあるのかをお聞きしたいと思います。

3つ目として、人口減少等により財源の確保が困難になっている中、政策課題の抽出や解決のための政策立案を効率よく行うためには、こういったICT技術の活用やデータ分析を専門に行う部署が今後必要になると思いますが、そういった考えがとおりかどうかお伺いしたいと思います。

続きまして、大きな項目で2番目に移らせていただきます。

地域経済循環による域内所得の向上についてであります。

町の基本的な役割というものは、住民の福祉の増進を図ることです。これは言うまでもないことであると思います。福祉の増進とはすなわち、私は、子供もお年寄りも、障害がある人もない人も、矢吹町の住民誰もが健康で生き生きと暮らせるようにすることであると考えます。その実現のためには、住民一人一人の所得の向上や町の安定的な財源確保も必要なことの一つであると考えます。

このことはほとんどの自治体が抱える問題でありまして、その財源確保や所得向上のために企業の誘致や移住政策、こういったものを知恵を絞っているところであります。また、ふるさと納税などを競っているところでありますけれども、このことは言い換えれば、自治体間で限られた人や資源を取り合っている状況にあると

も言えます。

かつては国によって、地方に対して財源を保障されていた時代もありました。それが地方交付税というものでありましたが、これがなかなか国の財源のほうも少なくなっているということで、地方に回らなくなってきた。そういった中でこういった問題が起きて、それぞれの自治体が知恵を出し合っている状況ではありますが、その一方で、地域経済循環分析ツール2015年度版、これ1番目の質問でも触れたところではありますが、こういったもののデータを見てみますと、当町のG R P、域内総生産というものは、2015年のデータで見ますと664億円であります。664億円を生み出しているということでもあります。夜間人口1人当たりの所得は年間では440万円と、全国平均418万円よりやや高い水準にありますが、エネルギー代金では17億円、G R Pにしますと2.6%が域外へ流出しております。民間消費の流出も約8億円であります。

今の世の中、インターネットを通じて買物ができたり、郊外型の大規模なショッピングセンター等へ買物に行く、そういったことで消費が流出するという、また、エネルギーに関して言えば、電気それから車のガソリン、そういったものは町では生産できませんので外に流出している。こういったことは仕方のないことであるとも言えます。しかしながら、町としてエネルギーの地産地消や資材、食材等の域内調達の促進に取り組むことで、この住民の所得流出を抑え、総体的には可処分所得の向上や事業利益の向上等により、民間投資の促進や公民連携による公共事業、民間からこういった公共事業に対する投資等も進められると考えられます。

そこで、1番目といたしまして、二本松市では、二本松市新エネルギー推進市民会議というものを発足させて取り組んでいる、環境破壊を伴わないソーラーシェアリング、いわゆる農地等に農業生産も行いながら太陽光発電の設備を造るといったことをやっていたり、また、紫波町では熱供給事業というものを行っております。先日、常任委員会でも視察に伺った紫波町でありますけれども、その域内の住宅に対して、町内で生産される間伐材等を木質チップにして、それを使って熱を生む、蒸気等でもありますけれども、こういったものを町内の住宅等に供給して、暖房等に充てているということをやっています。このようなことで地域内のエネルギーの外部への流出を抑えられると思います。町と住民出資による地域エネルギー会社を設立する考えはないか、お尋ねします。

2番目といたしまして、またこれエネルギーとは違った観点でありますけれども、西伊豆町の電子地域通貨、サンセットコインのように、町内事業所で使える地域通貨を導入することで、域内調達を促進するお考えはないか伺います。

3つ目といたしまして、今、新型コロナウイルスの影響による経済対策として、町では、町民に対して矢吹町くらし応援商品券、1万円の商品券を住民全ての方に配布しておりました。これをどのような事業所で使用されたのか、どのような商品の購入に使われたのかを分析することによって、域内循環や地域内乗数効果の検証ができると思います。

域内循環といいますのは、先ほどから申しましているように地域内のお店等で使われているかどうかということ。そういったものですか、地域内乗数効果、この1万円が外部にすぐに流れ出てしまっているのか、それとも、また町の商店等で使われて、そこで使われた1万円がまたその仕入れ等で町の中のお店で使われるとか、また、個人の方の消費等に使われるかどうか、そういった乗数効果がどれほどあるか、これが1に近いというほど地域内乗数効果が高いと言えますけれども、そういった検証ができると思いますが、今後、こうい

った分析をすることによって、地域クーポンや地域通貨等、今後またコロナや経済対策の一環としてやる場合に、どのようにこの配布とかを行えば、また、どういった層に配布すればいいかとかによって地域内の経済対策として効果があるかが検証できると思いますが、この分析を行う考えはないか伺いたいと思います。

最後に、大きな質問の3つ目でありますけれども、ウィズ、アフターコロナにおける移住促進、働く場の創出についてであります。

今、皆さんご承知のように、新型コロナウイルスの危機によって、その感染拡大防止という一環ということで、そういった一面もあるということで、テレワークやリモートワークなど、会社のオフィスから離れた場所で働くことが既に当たり前となっております。特に大企業等ではそういったことが行われており、私の友人等も、設計等をやっているエンジニアの方等は、このコロナの間、会社に出社することは、なかなかそういった時間はなくなって、満員電車で揺られる必要もなくなって、自宅で設計業務等も行える、そういったことを聞いております。

このように、エンジニアやデザイナーの方をはじめ、様々な職種でこういった働き方が可能となってきております。現実にはやられております。大都市圏での人口集中による行政サービスの不足や通勤によるストレスから離れて、地方移住や2地域居住を決断する人も増えているということが、マスコミ等の報道でも様々なことが、事例が伝わっております。全国の自治体でも、様々な移住促進のための施策等を打ち出してきています。また、クラウドソーシング等、パソコンやスマホを使って子育ての合間に短時間のデータ入力やライティングなどの仕事をすることも可能となってきております。

そこで質問です。当町といたしましては、今後の移住促進や関係人口の創出をどう考えているのか、お尋ねいたします。

2番目といたしまして、こういった方たちが移住を決断するには様々な要因があります。しかし、大事なものは住むところ、住環境に加えて医療機関や子供の教育環境、町による福祉施策等が重視されている、こういったことがテレビのニュース、報道番組等の報道の中でも、特集の中でも明らかになってきております。どこの町、市町村でも、こういったことをこれからやっていくと思いますけれども、当町としては、ウェブサイトでの、インターネットのサイトでの情報提供や個別の問合せに対してきめ細かに案内できるか、こういった重視されている項目をきちんとご案内することができるかどうか。また、移住した後もいろいろな相談にしっかり対応できるかというようなサポート体制が必要と考えますが、どうお考えになっているかお聞かせいただきたいと思っております。

最後になりますけれども、今、アフターコロナの新しい働き方として、クラウドソーシング、クラウドワーキングというのがありますけれども、実際に、白河市では日本最大のクラウドソーシング企業と連携をいたしまして、クラウドソーシングの講習会などを開催しております。私もこれ勉強のために、実際にこの講習会へ参加させていただきましたけれども、そこには50人以上の方、定員を多く超えて人が集まっております。市民の方が集まっております、実際に登録して収入を得る市民が増えているというようなことも報告されております。当町でもこういった働き方を促進するために同様のことを行う考えはないか、お尋ねしたいと思います。

以上、大きな項目3点でありますけれども、ご答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（角田秀明君） それでは、答弁は今後1時からいただくというふうなことで、昼食のため暫時休議します。

再開は午後1時からということで、よろしくお願ひしたいと思います。

（午前11時51分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（角田秀明君） 午前に引き続き、13番、安井敬博君の一般質問を行います。

答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、13番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、ビッグデータ等の利活用についてのおただしであります。ビッグデータとは、一般的に巨大で複雑なデータの集合体のことであると捉えておりますが、総務省のホームページによると、事業に役立つ知見を導出するためのデータと定められております。

議員おただしのとおり、限られた人員、財源の中で住民の生活の質の維持向上を図るためには、地域の現状をデータにより明らかにし、データそのものを住民サービスに活用することが求められており、国では、データに基づく政策立案が推進されております。

現在、本町では、ビッグデータの活用例として、内閣府所管の地方創生推進交付金の実施計画書を作成する際に、RESAS地域経済分析システムを活用しまして、地域経済循環率などを参考にしながら政策立案等を行っております。ビッグデータの利活用につきましては、住民サービス及び職員の生産性向上につながる必要な指標の一つとして捉え、これからの行政経営やデジタル社会を見据えた分析ツールとして必要であり、活用方法について全庁的な推進を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひします。

次に、ビッグデータを活用するための分析力や政策立案に関する職員研修についてのおただしであります。職員研修につきましては、平成27年3月に制定した矢吹町新入人材育成基本方針に基づきまして、職員の能力開発及び向上を図るため、各年度当初に矢吹町職員研修計画を策定しております。

当該計画における政策形成能力関連の研修としては、ふくしま自治研修センターで開催される2つの研修がありまして、副主査3年目に受講する応用力アップ研修として「政策形成 実効性のある政策とするために」を、主査3年目では、実行力アップ研修として「政策形成 効果的な政策を実現するために」を受講しており、町民ニーズ、行政課題に的確に対応する政策形成能力の養成を図っております。

また、その他、国の研修機関であります市町村職員中央研修所や東北自治研修センター等の研修につきましては、職員より受講希望があった研修メニューに応じて、職員の能力開発に必要な研修を受講させております。

今年度開催のビッグデータを活用した行政課題解決に関連する研修といたしましては、8月に市町村職員中央研修所において、ICTによる情報政策が実施されましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、派遣を見送りました。全国市町村国際文化研修所におきまして、自治体職員のためのデータ分析の基本が令和3年2月に開催予定でございますので、新型コロナウイルス感染症の収束状況を勘案しながら積極的に派遣していきたいという考えでございます。

今後も、社会情勢の変化等に対応し、各種データ分析に基づき行政課題を抽出する分析力、解決力を導き出し、政策立案する政策形成能力等、職員の能力開発に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ICT技術の活用やデータ分析を専門に行う部署についてのおたしでございます。

ICT技術の活用やデータ分析につきましては、住民サービス及び職員の生産性向上につながるものであり、これからの行政経営には必要不可欠であると認識しております。

現在、本町では、OJTや職員研修による個々の職員の能力向上を基本とし、各課においてICT技術の活用やデータ分析を行い、施策に反映させているところであります。しかしながら、国のデジタル化推進の方向性を踏まえると、限られた人材と財源をどこに投入するかを分析し、生産性を上げるためのICT技術の活用を検討する専門の部署が今後ますます必要になってくると感じております。

議員ご提案のとおり、各種データを分析し、少ない資源で最大の効果を出すための政策立案をする部署の設置について積極的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ソーラーシェアリングの導入や地域エネルギー会社の設立についてのおたしでございます。

国では、東京電力第一原子力発電所の事故後、太陽光などの安全・安心でクリーンな再生可能エネルギーについて導入を推進しておりまして、再生可能エネルギーは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーとして近年注目されております。

議員ご提案の営農型発電設備、いわゆるソーラーシェアリングにつきましては、営農を継続しながら同じ場所で太陽光発電を行う仕組みであり、二本松市では、営農や太陽光発電設備の管理などの新たな雇用を生み出し、地域内で資金を循環させるモデルの構築を目指しております。また、岩手県紫波町の熱供給事業につきましては、官民連携により設立しました紫波グリーンエネルギー株式会社が、町内の森林から集めた木質チップを燃料とし、紫波町庁舎や民間保育園、住宅など一定の地区内に暖房、冷房、給湯の熱供給を行っておりまして、エネルギーの地産地消という先進的な取組が実践されております。これらの取組につきましては、自然環境の保全や地域経済循環という視点から非常に模範的な取組であると考えております。

地域エネルギー会社の設立につきましては、本町で実践可能かどうか十分に調査を行う必要がありますが、地域経済の循環は地域経済の総量を大きくする、そして産業振興と、そして地元企業育成、町民所得の向上など、本町の財政基盤の強化に直結するという点で特に注力したいと考えておりますので、今後どのような取組が可能であり有効なのかを含め、鋭意調査検討してまいります。

また、議員ご指摘のとおり、地域経済循環分析ツールでは、本町はエネルギー代金が域外へ17億円流出していることや、買物や観光等で消費が8億円流出していることが示されておりまして、このことは大変重要な指摘であります。今後は流出を可能な限り抑えながら町全体の総所得を増やし、地域内循環が図られるよ

う対策を講じてまいりたいと考えております。

この地域内循環について、用語解説的にちょっと申し上げますと、私がよく皆さんにお話ししている、ある施設があると、その施設を造った、箱物を造ったときに、その造った工事等で、どういった業者がそれを発注し、そして、その業者が町内の業者さんであればその町内の方々に給料は払われ、その給料が町内の消費に使われ、あるいは税金が払われ、そしてまた、その工事に係る様々な仕入れ、仕込みも町内で使われる可能性が大変多いし、そして、その使われた業者がさらにお給料を払って町内の消費に使われていくと。言わば今回の矢吹の応援券のようなものが町内にいっぱい出されることになり、町内で使われることになる。しかし、一旦町内あるいは県外、あるいはもっと外の業者さんということであれば、それはざるのように、せつかく15億の金がほとんど外に出てしまっていて全く戻ってこないという、極端なことを言えばそういうことであります。

ぜひ私としましてはもちろん、その例えば工事であるとか建築、その他もろもろが、例えば町の業者さんが衰えてしまっていてなかなかできないんだという話は最近よく聞きますので、それは育てていくしかない。それは公平、平等な中でどうやって育てていくか考えていくしかない。しかし、地域内循環を図るといふことの準備はそういうことであると私は思っております、ぜひ地域内循環の中で、せつかく大きな事業を起こしても、全部ざるのように外に流れていってしまっていて戻ってこない、それでは町内の総所得は増えるどころか減る一方ですし、それからあとは企業も業者も育ちません。決してその業者をひいきするとか不正をするということではなくて、育てていくという観点からどのようにしていくかということとは極めて大切ではないかと。先ほどの企業誘致も大事。企業誘致をしてもらって、その企業さんに一生懸命稼いでもらう。それで従業員の皆さんに稼いでもらう。そして、町内で増やしてもらって様々な総所得と、それから給料で様々な買物をしてもらい、さらに増やしていくと。もう一つは、町内でどのような事業が起こったときに、それをどのような形でやっていくかということが非常に大切。

地域内循環が、先ほどのように、実はちょっとこれも用語解説ではちょっと言い過ぎていますが、一時非常にはやった里山資本主義の藻谷先生のお話だと、こういったのは地域でよくある話で、エネルギーの外への漏れ方と、それから消費の漏れ方が非常に激しい地域というのは地域によくあるパターンで、ここを抑えていかないと地域が豊かにならないというふうには私は考えておまして、ぜひ、その水漏れ、だだ漏れのところをある程度抑えていくと同時に、町内の業者、そして誘致して来る業者さん、様々な方に、一生懸命稼いで、それで町を豊かにしていただくことを一緒にやっていただきたいなというふうに思っております。

大変余計なことではありますが、地域内循環というものがどういうものかということではちょっとお話をさせていただきました。そういう意味で地域内循環を、今回お話いただいた質問につきましては、私はこのような考え方をしっかりと前向きに検討していく必要があるのかなというふうに思います。

ここについては以上であります。

次に、電子地域通貨の導入についてのおただしでございます。

静岡県西伊豆町では、新型コロナウイルス感染症の影響により主要産業である観光業や飲食業などが深刻な打撃を受け、地域経済を循環させるために、町独自の電子通貨サンセットコインの導入が図られております。導入の事業の内容につきましては、QRコードがついたカードまたはスマートフォンのアプリを通じて、住民1人につき1万円分のサンセットコインを配布しており、スーパーやガソリンスタンド、飲食店、旅館など、

町内100店舗以上で利用することが可能となります。また、本年9月より総務省が開始したマイナポイント事業と連動し、サンセットコインをキャッシュレス決済として選択した方に最大5,000円分の上乗せ還元を町独自で実施する取組も行われており、地域経済の循環を促す先進的で参考となる施策と考えております。

先ほどの答弁と重複いたしますが、私自身、地域経済の循環は非常に重要な視点であると考えておりまして、これからのまちづくりにおいては、消費等の地域外への流出を、これはもちろん正しい形ですが、抑えつつ、地域経済の総量を町全体として大きくし、要するに地域経済総所得を増やすことで、町民の皆様の所得向上、これは全体の所得向上と町民一人一人の所得向上という意味であります、に向けた仕組みづくりを検討しているところであります。

そのため、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画に重点プロジェクトとして位置づけた企業誘致促進事業をはじめ、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ地域経済の支援に注力するとともに、議員ご提案の電子地域通貨導入を含め、優良事例の調査研究を行い、本町の地域経済循環に効果的となる政策を検討し、住民福祉の向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹町くらし応援商品券についてのおただしであります。矢吹町くらし応援商品券につきましては、新型コロナウイルスの影響によって売上げが減少している町内の店舗や、新しい生活様式に対応するための各家庭の支援を目的として、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、町独自の経済対策として実施した事業であります。

本年10月1日現在の住民基本台帳に登録がある6,729世帯、そして1万7,233人、この方々に1人につき1万円分、総額として1億7,233万円分の商品券を配布したところであり、事業者の皆様や町民の皆様から、ありがたいことに大変好評をいただいていると聞いております。

商品券は、令和2年11月1日から令和3年1月31日までの期間内に町内の取扱加盟店で使用できるものとなっており、11月末現在の取扱加盟店として165の事業所が登録されているところであります。使用された商品券につきましては、事業所から町へ換金の請求書が提出されることから、どの事業所で何枚の商品券が使用されたかを確認することは可能であります。どのような商品の購入に使用されたかにつきましては、使用者が1度の会計で複数の商品に支払いをした場合や、事業所によっては会計時に商品一点一点をレジ打ちしない場合もあるため、正確な情報を把握することはなかなか難しいと考えてございます。

今回のくらし応援商品券につきましては、町内の事業所でのみ使用可能なことから、消費喚起を促すことで相当な経済効果が期待できるほか、消費動向につきましても貴重なデータが得られるものと考えており、今後、取扱加盟店に対して商品券の使用状況アンケート調査を実施するなどして、調査結果を集計、検証することで、町の経済対策等に反映し、町民の所得向上に寄与していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、移住促進や関係人口の創出についてのおただしであります。本町では、平成27年度に矢吹町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、矢吹町への交流・流入人口を増やすための施策の方向性として、本町の交通の利便性を生かし、地域資源を活用したタウンプロモーションを図ることで移住、定住を促進し、魅力ある地域づくり、郷土の誇りの醸成を図ることに取り組んでおります。

具体的には、本町の交通の利便性を生かし、来町者を増やし、移住、定住や2地域の居住を推進するため、

矢吹泉崎バスストップを整備し、また、首都圏で開催される各種イベント用として、移住希望者向けや観光案内のパンフレット等を新たに作成、配布することで、本町の魅力を町外に発信するタウンプロモーションを展開してまいりました。

今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により首都圏等で開催されるイベントのほとんどが中止となっておりますが、新聞等で報じられておりますように、今回のコロナ禍を契機にテレワークやオンライン会議等が本格的に導入されたことにより、東京一極集中を見直し、地方に拠点を移す企業や人々が増加しております。地方移住の動きはますます今後加速していくものと予想しております。このような状況下において、交通の便がよく、首都圏に2時間程度で行ける、また、大阪圏も福島空港を利用すれば容易に移動ができる本町にとって、これまで以上に移住者や関係人口を増加させるチャンスであると捉えております。

町といたしましては、これまでのタウンプロモーション事業を継続し、引き続き町の魅力、本町の魅力を発信していくとともに、今後はウィズコロナやアフターコロナにおける移住者の動向を見据え、重点プロジェクトに位置づけている企業誘致による働く場の確保、そして子育て支援の充実、そして負担軽減に配慮した魅力ある教育の推進など、多くの方に共感していただけるような政策を進めてまいります。そして、町の姿勢、取組に興味、関心を持っていただける、応援していただける方を関係人口として拡大していきながら、選ばれる町の実現を目指して、個人の移住と企業の移転等の増加を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、移住者への相談やサポート体制についてのおたただしであります。町では、これまで主に首都圏等で開催されている移住フェアなどに出展し、本町の交通の便のよさや穏やかな気候など、移住希望者の方に住みやすい生活環境についてアピールするとともに、移住者向けのパンフレット「矢吹暮らし」を作成し、町のホームページにも掲載することで、住宅や仕事探し、子育て支援等に関する町の支援制度を広く紹介し、移住者の増加及び支援に取り組んできたところであります。

また、昨年度は、実際に現地を見てみたいという方のために、移住者の支援を行っている町内の団体、NPO法人ふれっしゅ・すてーじと移住者支援業務に関する覚書を締結し、現地案内や面談等について連携を図り、きめ細かなサポート体制を構築したところでありますが、移住者数の増加には結びついていない状況であります。この背景といたしましては、移住に当たって生じる、仕事、子育て、住まいなど移住希望者の方が抱える様々な不安や悩みが十分に解消されていないため、移住に踏み切れないことが原因の一つと考えられております。そのような不安や悩みを解消するためには、議員おたただしとおり、移住前の相談や説明だけでなく、実際に移住してからのサポート体制を充実させていくことも重要であると考えております。

現在、本町では、産業振興課が移住、定住に関する業務を担当しておりますが、移住者の悩みや相談は個々によって異なり、福祉や子育てなど分野が多岐にわたることから、移住サポート体制を見直し、役場の中でも内外に横断的な連携や情報を共有しながら相談業務に取り組むべきであると考えております。

今後は、移住者の方から寄せられる移住後の悩みに迅速に対応できるよう、役場内をはじめとする移住サポート体制の見直しや整備を進めるとともに、関係機関等とも連携を深めながら移住者数の増加に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、クラウドソーシング講習会についてのおたただしでございます。

クラウドソーシングとは、不特定の人や群集を意味する crowd と、業務委託を意味する sourcing を組み合わせた造語で、企業が不特定多数の人に業務を委託する業務形態のことを指し、アウトソーシングの一種とされております。

クラウドソーシングにつきましては、導入する企業にとっては従業員を増員することなく専門知識やスキルを活用できるということで、人件費などのコストを削減でき、また、子育てや介護などで時間を取られ、自宅から離れて働きに行くことができない方、働き方改革によって副業に挑戦する方にとっては、空いた時間に自宅などの好きな場所で業務に取り組めるため、近年、新しい業務形態として多くの注目を集めているところであります。

しかしながら、一方では、受注できる仕事の量が不安定で、受注できたとしても契約単価が安く、業務に費やした時間と比べて受け取れる報酬が少ない、また、契約や打合せを主にインターネット上で行うということで発注者側とトラブルに発展するケースがあるなど、様々な問題点も報じられております。

今般、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、働き方にも大きな変化が生じておりまして、東京圏、大阪圏等と地方の関係も大きく変わっております。先行する企業では、全国的にテレワークやオンライン会議を積極的に導入し、これまでのように毎朝決まった時間に全員が出勤して時間と空間を共有するという働き方を見直す動きが始まっておりまして、大きなうねりとなってきているとも報じられております。

町といたしましては、今後の社会情勢や雇用情勢の変化、さらには近隣市町村や地域の動向を見極めながら、クラウドソーシングを含め、時代に即した柔軟な働き方の情報について町民の皆様にお知らせすることなどを調査、検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、安井議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

マイクに近づいて発言してください。

○13番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、質問通告の順番に、順に再質問させていただきます。

まず、一番最初のデータを活用した行政課題の解決についてということで、ビッグデータの活用をこれまでどのように行ってきたかということ、お話をいただきました。政策立案等に地域経済循環率などを参考にしているということでありましたけれども、これすごく重要なことだと思っております。

ただ、これからデータの活用としては、もうあらゆる部署、あらゆる職員の方がデータを基にしていろんな政策立案していく、また、これからは住民の方も一緒にまちづくりを担ってもらおうということは重要になりますので、こういったデータを町民の方にも活用してもらおうことが必要な、そういったデータを提供することが必要なと考えるんですが、その点についてはどう考えておられるか、お聞かせください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

住民の方にいろんな町のデータを示していくということでございますが、総務省のほうでもオープンデータというところで、この取組を積極的に行うよう、そういった通知等も来ておりますので、町としてはどのデータを公表していくかというところについても今後検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） これから検討していただけるということでありますけれども、やはり例えば町民の方からよく聞かれるのは、いろいろ要望を出しても、町はお金がないんだとかと言われたとか、言葉尻だけを捉えるつもりはありませんが、そういったことも聞かれます。

そういった中で、町のお金がどういったように使われているとか、また、どういったところからお金が入っているんだかということ、また、例えば施設を造るのにはどういっただけの金額がかかります、ほかの自治体ではこういったお金の使い方をして造っています、そういったことだと思うんです、私は。何も個人情報とかそういったところではなくて、基本的なこの町の姿というものを俯瞰するのがデータだと思いますので、その辺については早く始めていただきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 13番、安井議員の再質問にお答えします。

今お話しになったビッグデータ等を使つての情報の使い方、それについては個人情報に関わることでなく、今おっしゃられたような、例えば町の構造とか町の今のありようを示すためのようなデータであれば、私は前広にぜひ出していきたい。ただ、準備がありますので、かつ今のところそれについての具体的な検討が、まだこれからのところがいっぱいございますので、時期については少しご容赦いただきたいと思うんですが、方向性としては私はやりたいことだと思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） 町長から直接ご答弁いただきまして、ぜひ検討を進めていただけるということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

関連して、この後にも同じような項目がありますので、この話は一旦置いておきます。

ビッグデータを活用するときに職員がツールを使いこなすことについてでありますけれども、今、町で行っている研修、示されました。ふくしま自治研修センターで開催される2つの研修があって、副主査になって3年目に受講する応用力アップ研修、主査3年目では実行力アップ研修として「政策形成 効果的な政策を実現するために」というものがあります。また、そのほか市町村職員研修所や東北自治研修センター等の研修については、受講希望があれば研修させるということでしたけれども、まず、この副主査3年目の研修、そして主査3年目の研修とありますけれども、となると、新しく入った、大学を卒業して入られた主事クラスの方、1

年目、2年目の研修、こういった中で、私はこのデータの活用、特にRESASのデータの実践的な使い方を扱えるような講座があると思うんですけども、そういったこと大事なと思うんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

RESASの活用についての研修ということでございますけれども、RESASのほうで資料を確認しますと出前講座もやっているということでございましたので、そういったところで、職員の派遣研修に加えて、そういった出前講座もできるかどうかについても今後検討していくべきであると考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） ありがとうございます。ぜひそれ出前講座、検討して進めていただきたいと思っております。

それで、今コロナという状況下にあつて、様々な研修、市町村職員の研修についてもコロナの感染拡大防止で見送りがあったというご答弁もありましたし、私たち議員の研修も様々な研修が今年は中止されている状況にあります。

ただ一方で、政府のホームページなんか見ますと、eラーニング講座、具体的には何を言っているかといいますと、地方創生カレッジというものがありまして、このeラーニング講座というのがあるんです。これは何も市町村職員ですとか議員だけではなくて、全てのどなたでもインターネット環境さえあれば受講ができました。様々なデータの活用ですとか、地方創生に関する様々な分野、人口対策ですとか、あとは医療ですとか、本当にいろんな施策にわたって講座があります。1回20分当たりの講座、20分とかそれぐらいの短い講座を月4回ほど受けると1つの学習が完了するというようなことがあります。そういったものを、いろいろ個人の能力を伸ばすのに職員個人が自らそういったこともやっていくことも大事かと思っておりますけれども、組織として取り組むことも大事なと思っておりますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

eラーニングについては現在も取り組んでいるところはあります。ただ、この地方創生カレッジというところでその講座を実施したかどうかは、ちょっと今把握はしておりませんが、そのような講座名、いろいろ出ていると思っておりますので、その中で、職員についてもこの講座について、積極的に私のほうからも情報発信は今後も努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） ぜひ情報発信に努めていただきたいなと思います。

それで、これは初期的な段階の研修なんですけれども、今後またさらに専門的に分析をするとか、そういったことも必要になってくる、そうするとスキルをもっと上げていく必要があるんですけれども、そういった場合に、例えばですけれども、東北芸術工科大学に公民連携プロフェッショナルスクールというものがあります。私も実は第1期生で5年前に受講しておりますけれども、この中でデータ活用ですとか、また、全国で様々なまちおこしとかまちづくりに取り組んでいる方たちが集まって、実際にそれをやってきた方々、オガール紫波の岡崎正信さんですとか、あとは学生のときに早稲田の商店街の再生をした木下さんですとか、そういった方たちが講師陣となっております、これ30万円で受講できるんです。私が受講した際も、自治体の職員の方とかが自費で来たりとかしていました。また、自治体の派遣で来られている方もいました。こういったことも考えられるかなと思います。

また、ここの先ほど言いました岡崎正信さん、オガール紫波のキーマンの1人でありまして、この方については、東洋大学の公民連携専攻講座というのがありまして、これ大学院なんですけれども、ここで、この教授陣では「朽ちるインフラ」ということで政府にもいろいろ働きかけて、公民連携とかを推進した方が中心になってつくっている大学院がありまして、ここも同様に、近隣では郡山市の職員の方なんかもこういったところに受講生として行っております。それから、先ほど言った岡崎正信さんも初めは受講生で行って、そこでいろんなことを学んで、オガール紫波のプロジェクトにつながっているわけなんですけれども、実際、職員であれば学費も半額ほど補助されるような制度もありますし、ぜひこれをこれから幹部となる職員の方に受けさせていただきたいなと思うんです。

本当になかなか、専門的なことを学ぶためには、専門的にこれを培ってきた方から学ぶことが必要であると考えています。でありますから、なかなか町だけでこういう教育を行うのは大変だと思いますので、ぜひこの辺を考えていただきたいと思います。その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

受講生として派遣するかどうかというところのおただしでございますが、今後の検討課題として受け止めさせていただきます、可能かどうか調査させていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） ぜひ検討していただきたいんですけれども、これ、ぜひ検討していただきたいという言葉、さっきから繰り返しておりますけれども、これもeラーニングでできるんです。大学院に通う必要はないんです。ただし、週に1回、スクーリングというのがありまして、土曜日ですけれども、大学のほうに、東

京に行って受講、ほかの生徒さんたちとディスカッションをしたりとかそういうことも必要になっておりました。ただ、eラーニングですので、職員が仕事終わった後、夜とかの時間を活用して、パソコンを使って、インターネット環境さえあれば、これ受講できるものです。

ただ、相当なご苦勞はあると思います。岡崎さんも話しておられましたけれども、岡崎さんと一緒に、町に、紫波町の藤原町長にこの話をしたときに、町長はぜひ職員を行かせるということで、当時、オガールプロジェクトを立ち上げる際に公民連携室というのをつくったんですけれども、その先駆けとなる、そのときに室長となる方を先駆けとしてこの大学院のほうに受講させておりました。ただ、本人も大変だったと思いますという話は聞いておりますが、役場の職員の方、すごく意欲を持っていらっしゃる、そしてまた、仕事が大変な中、いろんな災害も起こって大変な中、それを変えていきたいという意識は高いと思います。やはりお金のサポートはするべきだと思いますけれども、時間の保障ですとかそういったことでぜひ検討していただきたいなと思います。

質問といたしますのは、これで、その後どうするかという話なんです。ICTを活用した分析をすることが大事だと思うんですが、そういった部署もこれから検討していただけるということでありましたけれども、これ分析、プロセスとしますと、このRESASを使いこなせるようになった、そうすると様々な課題ですとか、人口の動態ですとか、あとはどこの会社がどこの会社と取引しているとか、そういったことまで分かるようになる。それを職員、これ全員ができるようになるのはなかなか大変だと思います、それぞれ専門の仕事ありますので。なので、そういったものを抽出して加工していく、また、分析したコメントをつけていく、いわゆる図書館における司書の役割、レファレンスをする役割かなと思うんですよ。そのデータ、職員の求めに応じたデータをちゃんと分析をして資料提供してあげるという、そういった部署が必要かなと思うんです。

このICT専門部署と、これ同僚議員からもこの話ありました、専門部署ありました。ICT技術を使って様々な、例えばAIを使っているような仕事やってもらおうとかそういったこともあると思いますけれども、これデータ分析の司書の役割をするような部署という意味で私申し上げておりますので、その辺は特に特化した部署が必要かなと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 13番、安井議員の再質問にお答えします。

そうですね、冒頭からのビッグデータ、そしてそのデータをどう使って、新しい役場としてどういう方向性という、また、その道しるべとしてどういう方をとかそういったことだと思うんですが、研修等についてはどんどんできるだけ行けるような形で考えるんですが、どういう組織をつくって、外部人材、内部人材をどう組み合わせというのは、これはちょっとこれからやっていく中でぜひ考えたいなと思います。

優秀な外部人材をどういう形で入れていくかというのも非常に、どういう形で入れるものかも非常にこれからかなり検討しなくちゃいけないと思います。ただ、そういった外の知恵をかなり入れていかなくちゃいけないというのは、もう間違いなく必要だと思っておりますので、それをどんな形で入れて、どういう組織をつくっていくかということについては、また様々に内部で検討させていただいて、ご相談していくことになるかと

思いますが、ただ、積極的にはやっていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

13番。

○13番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

これからいろいろご提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次のソーラーシェアリングですとか地域エネルギー会社の設立ということですがけれども、これ本当に今重要なことだと思います。特に、域内のお金が外に出ていくということを防ぐのに一番これ手っ取り早い方法かなと私は思っています。

今、目の前で言いますと、エネルギー代金で17億円流出しています。ただ、これは自動車のガソリンとか、そういった灯油ですとか、そういったものも含まれているというところで、ガソリンの生産、石油は日本ではなかなかつくれませんから、代替という方法もありますけれども、それよりも電気の流出、これが17億円のうち6億円ほどあったかと思っています。それ環境破壊伴っちゃ駄目なんですよ。大規模ソーラーだと、いわゆる言われているのが植民地型と言われていて、町外の大規模資本が入ってきて造る、それで森林も破壊するということもある。固定資産税等上がりますから、その土地を貸している方には若干その分の地代も入ってきたりとかして潤いますけれども、結果的には外に出ていってしまいますので、これ、この2つの例だけではありません。世田谷ですと、町の家を借りてそこにソーラーパネルを設置していくということもやってきました。それから土湯辺りですと、バイナリー発電といって、温泉の熱と、それから山の清水との温度差を利用して発電を行うというような、環境に非常に優しいこともやっておりますので、ぜひこの辺の研究をしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 13番の安井議員の再質問にお答えします。

今おっしゃったソーラーの話であるとか、片方で、再生エネルギーについてはかなり積極的な評価もなされるんですが、一方で、造るまでの、滝八幡であった騒音の問題であるとか、それから、実は私の近く、地元寺内の近くでもやっておりますが、山の形が一変してしまいました。実はこの間、土地改良区と一緒に回って、上から一気に水が下に来た場合の田んぼがどんな状況になるのかというようなことを見て回ったりしたんですが、やっぱりなかなか大変です、今後のことが。だから、一方では、年金的に地域のなかなか山を維持できないおじいちゃん、おばあちゃんのところに入収入が入るんですが、将来的なその問題、それからあとは、最終的に20年、25年、ソーラーパネルが駄目になった後に、どのような産廃がとか、その後の処理がどうなるかによって、大変な地域に問題を残しかねないという課題もございます。

ですから、そのような課題を十分に踏まえた上で、ただ、いい面も大分あると。ただ、見たところほとんどが例えば台湾の資本であるとか外部の資本であって、そこにさっきのような産廃をいっぱい残して20年たったら引き揚げてしまった、あるいは事業がうまくいかなかったら引き揚げてしまったというようなところをどうやって防ぐかということについて、なかなか課題解決がないので、そのようなことも、かなり解決について

のきちんとした対応を考えながら、ただし、再生エネルギーについてはしっかりとと思っています。

これは例えば再生エネルギーだと、例えばソーラーの問題がある、あるいは、一部福島県にも様々な提案が来ているようですが、水力とかです。風力はなかなか福島では、ちょっとなかなか海岸以外できないと思いますが、これらトータルで考えて、先ほどの地域の地域経済循環の中で、大きくはそれを見ながら、しかし個別問題がかなり大きいので、そのあたりの解決は今、恐らく試行錯誤の状況だろうと思われまので、その辺を踏まえながら、町としてもどのような対応をしていくかをきちんと検討をしていきたいと思っています。

まだ、トータルで問題点のメリット、デメリットも含めて、まだ捉え切れていないのかなというふうには私は思っています。1つは、やっぱり地域、ソーラーを受け入れている地域で高齢化が非常に進んでいるために、それらの地権者が当事者能力を今持っていないと、地権者組合もろくにつくれないような状態なので、その人たちが本当に当事者能力を持ち得るのかと、外国の資本なんかはどんどん入っている中で。その中で町の立ち位置、あるいは地域で当事者能力を持つ組織がなかなかないというところで、非常に難しい課題かと思っております。そのあたりも含めて検討をしながら、また、これについての位置づけとかそういったものについて考えていきたいと思っております。

以上でよろしくをお願いします。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

13番。

○13番（安井敬博君） ソーラーについては、やはりこのエネルギーの流出を解決するには一番早い方法かなと思います。そして所得向上にも即決する問題だと、効果のあることだと思いますので、様々な問題解決しながら、ぜひ検討を進めていただきたいなと思います。特に、町民出資で1人1万円とか2万円とかの株を発行して、町民出資でみんなで造れば、当事者も町民になるわけですから、そういった方法もできるかなと思いますので、ぜひご検討を加えていただきたいなと思います。

今回の商品券の使用状況、これ地域内乗数効果を検証するのに本当に、単純にどのお店で幾ら使われたかだけでも、これ乗数効果の検証になります。ただ、さらに精度を高めるためにアンケート、やはり必要になるかなと思うんです。これ、ほかの課題とも併せて、全町民に対して1度アンケートをやるのも一つの手かなと思います。その中で、1万円をどのお店に、何に使いましたかと、なかなか正確には覚えていない方もいる、いるかどうか分かりませんが、その辺もやってみることが大事かなと。同僚議員からもありました、施設の活用とかそういったものを加えてやってみたらいかかなと思います、お考えを伺いたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 13番、安井議員の再質問にお答えします。

矢吹町のくらしの応援券のどのように使われたかということについては、ぜひアンケート、基本的にはやはり加盟店中心のものになるかと思えます。ただ、いつだかやったときに、ほとんどが例えばヨークベニマルとか、町外の基本的に資本のところは7割方使われたというようなこともありますので、先ほどの地域の経済循環からすれば、ヨークベニマルは完全な外ということではないかと思えますけれども、町内にどれだけのメリ

ットがあったかというのはしっかりと押さえておきたいというふうに思いますので、そのような観点からは行いたいと思います。なかなか完全な形でアンケートとすることができるかどうか分かりませんが、不十分な形でも、次につながる情報を何とか把握しておきたいなと思いますので、そのような形だと思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 残り20秒ですけれども。

13番。

○13番（安井敬博君） ありがとうございます。ぜひご検討を加えていただきたいと思います。

あと、クラウドワークについては白河市さんで先行しておりますので、ぜひホームページ調べていただいて、事例を見ていただきたいなと思います。決してマイナスのことばかりではありません。本当に主婦の方がお金を稼いでいる、そういったこともありますので、ぜひ検討を加えていただく。すぐにでも所得を高められる策かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのことを申し上げまして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、13番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は2時10分をお願いします。

（午後 1時57分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 2時10分）

◇ 青山英樹君

○議長（角田秀明君） 通告7番、11番、青山英樹君の一般質問を許します。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは。

また、傍聴にお越しになられました傍聴者の方には、毎回ありがたく、そして心より敬意を表し感謝を申し上げます。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、財政についてお尋ねいたします。

広報やぶき10月号、11月号と2か月にわたり矢吹町の財政が連載されております。広報やぶき、結構読んでいる方がおまして、誤字、脱字やら毎回毎回指摘を受けているところなんですけれども、電話よこす方がおりますが、今回、複数名の方からこの財政に関する広報について、意見と申しますか、連絡をいただいたところでございます。

中でも、町債についての施設を将来使う世代にも建設費を負担してもらうことができるという表現があったり、町では無理なく返せる範囲の金額を借りている、また、基金については、令和元年度末にはおよそ21億円

もの貯金があつて、震災前よりも残高が増えているといった表記、また、実質公債費比率と将来負担比率に関しては、減少傾向で町の財政が改善されている、さらに、町民の皆様が豊かに暮らせる町を目指していますというような表記がありました。

これらを見た町民の方々から、複数名なんですけれども、やはりちょっときつい表現ではありますけれども、ちょっとお叱りめいたお言葉をいただきまして、将来の子供たちに負担をかけるということに対して、どういふことなんだといったような意見をいただいております。将来負担する子供のことを考えろ、よく町内でも町民の方に言われます、お年寄りからも言われます。子供、孫に負担はかけたくない、そんな話も聞かれているところございまして、そういうものと相まっての町民の皆さんの反応の意見なのかなというふうに思ったりもします。人口減少なり社会保障費の高騰とかも意見が出ておりまして、安易に広報でもって書かれたことが、何か悪く理解されているような印象がございました。

そのような内容でもって、実際に町民の皆様方、我々議員もそうですが、何かを要望しながら、実際に何とかならないかという話をしますと、予算が取れないとか金がないというような返事になってくるわけです。先ほど申し上げましたように、財政的には実質公債費比率、将来負担比率が基準の数字を下回っているから健全だということを言われつつ、また、何かを要望しても、予算がない、金がないことを言われる町民にとってみれば、やはり単純に何を言っているんだというような、そういう感情的になるのもやむを得ないのかなと思ったりするところでございます。

このような財政に関しましては確かに難しい内容ではございますが、公会計ということで、現金主義で矢吹町の場合には主に説明されているところでございますが、もう一つ、財務諸表4表というのがございます。地方公会計については、自治体が分かりやすい情報公開を行い説明責任を果たすこと、それによって行財政の信頼性向上と改革・健全化の推進を図ることを目的に、およそ14年前になりますか、平成18年5月に新地方公会計制度研究会報告書が公表されているわけでございます。その後、総務省は地方行革新指針というものを示しまして、財務諸表4表の作成、公表に取り組むこととなっております。

矢吹町もそれに従って公開されてはいるんですが、主立って議会のほうでもそれについての説明はなく、まして町民に対しても説明はない状況でございます。ホームページで公開されている内容を見ましても、中身に対して見ますと、どうも町民が分かるような内容にはなっておりません。私も議員が読んでもおよそ分からずに、何だこれはというふうに思ってしまうような内容です。そういうことにおきまして、やはり分かりやすく説明責任を果たさなくちゃいけない、そういう観点から質問をすることにいたしました。

まず、(1)としまして、通告書にございますが、当町における財務諸表4表、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書による財務関係の情報を分かりやすい内容で公開し、説明責任というものを果たしているのか、また、それに伴って行財政の信頼性を向上させているというそのような認識を持っておられるのかを伺うところでございます。

(2)番としましては、町民1人当たりの資産額、純資産額、負債額、純経常行政コスト等の経年的推移、また、プライマリーバランス、基礎的財政収支である公共事業に係る行政経費用等を借金をしないでどの程度賄っているかを示す指標などの経年的分析においては、どのような判断をされているのか。町民の皆様に分かりやすく示されるようお願いをし、お尋ねする次第でございます。

次に、大きな質問項目の2番目としまして、行政について、健康センターについてお尋ねしたいと思います。

平成26年度末に健康センターのあゆり温泉施設改修が行われました。入場者増につながる、魅力ある施設に資するとの判断で施設改修を町は承諾しているところでございます。当時、今以上のサービスを提供できる施設にするための可能性を追求、また、利用者の皆様にゆっくりとくつろいでいただく、食をキーワードにし町の復興のシンボルとして町の特産物を活用する、あゆり温泉の名物料理が提供できるよう、さらに魅力ある癒しの施設とするため、町の新たな情報発信基地としての施設改修であったはずであります。

これらの内容につきまして、(1)として、入場者数にあっては年間14万人の入場を指標に挙げて施設改修を行ったわけではありますが、結果的には伸び悩み下落しているのが実情です。この原因というものがどのようなものであるのか、どのような考察の下に検証内容を行っているのかを伺いたいと思います。

また、健康センターの指定管理者に対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による休業、一部制限での営業再開に関しまして、財政的に補填を行うとの説明が過日ありました。

これに関しましては、(2)としまして、財政的補填をする根拠は、申合せ事項や協定等によるものなのか、または指定管理者制度そのものの措置であるのか、その理由を明確にお示し願いたいと思います。

(3)としまして、健康センターの運営においては、指定管理制度に基づく事業運営と、指定管理者独自の事業運営、自主事業があると思われまます。その有無と今回の補填内容、積算の考え方並びに適正性をご説明いただきたいと思ひます。

大項目の3番目としては、同僚議員からもありましたが、民意というものの捉え方等についての質問となります。

行政全般になりますが、町民からは様々な要望が聞かれているのが実情です。ことぶき大学議会懇談会のアンケートでは39個の質問や要望がなされております。また、これら以外にも日常の生活に密着した、歩道の段差や歩道が車道側に傾斜している危険歩道の解消、駅のエレベーター設置要望、また、パークゴルフ場整備要望、あゆり大橋下の地下道43個ある電灯のうち28個の電灯が球切れしていたものに対するの改善要望など枚挙にいとまがございません。

町政を営む上では、夢ある町政が望まれているという方々も多いわけでございますが、暮らしの質を高めて穏やかに生活することを願う町民も多くおります。そういう中にあるには、多様性そして寛容性が必要であり、大きなキーワードとなりますが、財政は健全であると広報にて周知される矢吹町において、これら町民の声をどのように受け止めて実現していくのかをお尋ねいたします。

以上、よろしく答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、11番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、財務情報に関する説明責任と信頼性向上の認識についてのおただしでございますが、広報やぶき10月号と11月号に掲載しました矢吹町の財政につきましては、町の財政状況として、決算状況や健全化判断比率、基金や町債等の内容について公表したところでございます。紙面では、イラストやグラフを用いることにより、

より多くの方に理解していただけるよう努めながら説明をさせていただいたものであります。

また、健全化判断比率の財政指標とともに、比率の主な算定要素となる基金や町債についての解説を加えることにより、まだまだ改善の余地はあるものの、比率がよい方向に進んでいるという根拠として、より具体的な数値をお示ししながら、行財政の信頼性を向上させていけるように努めております。

さらに、町債については、町債が持つ、一般的に言われております主な機能でございます住民負担の世代間の公平のための調整及び財政支出と財政収入の年度間調整について解説しておりますが、この機能によって財政のバランスを保つことが可能となります。当然、将来世代の負担増を容認することではなく、町債が本来持つ機能に基づき、適正かつ公平な財政運営のための手法の一つとして、大切な役割を果たしていると認識しております。

なお、町債の発行に伴う道路等の整備や改修については、町民生活にとって身近なものであるため、事業計画と財政負担のバランスを考慮しながら、継続して実施しなければなりません。今後も、計画的かつ着実に事業を推進し、過度な財政負担が生じないよう行財政運営に取り組んでまいります。

また、財務諸表4表につきましては、国が地方公会計の意義として示しているとおり、地方公共団体の限りある財政状況の中で財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たすとともに、財政の適正化、効率化を図るため、現金主義、単式簿記による予算決算制度を、こういった、率直に言えば欠点等を、足りない面を補完するものとして財務書類の開示を推進することとなっております。

本町においても、平成23年度から平成30年度決算までの8か年分について、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務諸表4表を作成し、町のホームページで公開しております。

各表の作成に当たっては、国の定める会計基準に基づき、貸借対照表の場合には、町の保有する建物や道路等の固定資産や基金の残高、地方債の残高等を明記しております。その他の財務諸表についても、それぞれの会計基準に基づき算出しており、各種数値が網羅されております。

しかしながら、その目的に応じた利活用につきましてはまだまだ課題はあり、役割を果たし正当性を確保するためには、今後も十分に情報の把握と検証を深めながら改善していく必要があると考えております。これは、財務諸表4表と、それから今の地方自治体の中での制度的な問題の、今後も現在検討中ということ、ちょっと余計なことではありますが、ということでもあります。

なお、今後の行財政運営につきましては、自主財源の確保及び若い世代に選ばれる町を目指し、町民の皆様所得向上等、地域経済の循環を促す政策に積極的に取り組むなど、町民の皆様のご意見、声をしっかりと聞き、必要なもの、求められるものの優先順位をしっかりと見極め、説明を尽くしながら施策に反映し実行していきたいと考えております。

いずれにしても、本町の財政状況について、より多くの町民の方に理解していただけるよう、財務関係の説明内容や周知方法等について、さらに検討を進めながら行財政の信頼の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、財政指標の経年的推移や分析の判断についてのおただしでございます。

貸借対照表における資産額、純資産額、負債額及び純経常行政コストについて、各年度における3月31日現在の人口により算出した町民1人当たりの数値は、資産額が平成23年度、町民1人当たりの数値です、この

資産額。平成23年度が174万5,000円、平成24年度170万1,000円、平成25年度177万6,000円、平成26年度190万1,000円、平成27年度196万7,000円、平成28年度198万2,000円、平成29年度144万4,000円、平成30年度147万8,000円となっております。

純資産額は、平成23年度が113万1,000円、平成24年度112万6,000円、平成25年度120万3,000円、平成26年度132万1,000円、平成27年度136万6,000円、平成28年度138万4,000円、平成29年度82万5,000円、平成30年度84万7,000円となっております。

負債額は、平成23年度61万4,000円、平成24年度58万7,000円、平成25年度58万8,000円、平成26年度58万円、平成27年度60万1,000円、平成28年度59万9,000円、平成29年度61万9,000円、平成30年度63万1,000円となっております。

純経常行政コストが、平成23年度38万4,000円、平成24年度43万1,000円、平成25年度36万5,000円、平成26年度36万4,000円、平成27年度40万1,000円、平成28年度34万8,000円、平成29年度34万円、平成30年度36万2,000円となっております。

なお、平成29年度から資産額や純資産額の数値が減少している要因としましては、国が定める会計基準である統一的な基準、これへの変更がなされたことに起因するものであります。具体的には、固定資産の評価が取得原価を原則になったこと、それから耐用年数も資産ごとに用途や構造に応じた年数になるなど、固定資産の評価基準等が大きく変更になったことの影響を受けまして、貸借対照表上の資産総額が減少しております。

また、プライマリーバランスにつきましては、地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを計るものであり、公共事業に係る行政経費を借金をしないでどの程度賅っているか、これを示す指標であります。一般的には、ゼロあるいはプラスの場合には持続可能な財政運営だということで、このように判断されるものであります。これらは、平成23年度が2,427万6,000円プラス、平成24年度3億8,898万8,000円プラス、平成25年度4億9,498万5,000円プラス、平成26年度がマイナス8,823万9,000円、平成27年度がプラス6,732万2,000円、平成28年度がマイナス844万7,000円、平成29年度がプラス4億2,505万2,000円、平成30年度が805万4,000円となっております。

これら財政指標における経年的分析としましては、資産額及び純資産額については増加傾向で推移しており、震災からの復興への投資に伴い増加しているものと捉えております。純経常行政コストにつきましては、復興事業に係る物件費等に伴い増減しているものの、おおむね30万円台を維持しながら推移しております。

なお、プライマリーバランスは8か年のうち2か年を除きプラスの数値となっておりますが、マイナスとなった要因は、復興に係る繰越事業の増加によって前年度繰越金が多額であったということと分析しております。また、数値の大きな変化の要因は、繰越事業の増減とともに地方債発行額や交付税措置額の年度間での増減が大きく影響していると分析しております。

このようなことから、復興関連事業に係る基金の取崩しや地方債の発行が伴う中であって、依然として課題はあり改善の余地はあるものの、持続可能な財政運営の観点から、おおむね一定の数値は維持できたのではと捉えております。

なお、矢吹町まちづくり総合計画に基づく政策、施策の取組と、よりよい行政サービスを継続的に提供するためには健全な財政状況が前提となります。今後も、財政規律の堅持と投資のバランスを図りながら、計画的

な財政運営に努めるため、様々な財政指標の検証により、どのように改善していくのかしっかりと調査検討を深め、指標の健全性だけでなく、町民の皆様が豊かさを、そして幸せを実感できる町政運営に努めてまいります。

また、財務諸表4表につきましては、財政運営や政策形成、資産、債務管理、政策評価等の基礎資料として有効に活用していくとともに、財政情報の公表として、町民の皆様により分かりやすく理解いただけるものとなるようこれからも改善を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、あゆり温泉の平成26年度の施設改修及び入館者数減少の原因についてのおただしでございます。

平成26年12月に指定管理者より、あゆり温泉の厨房を含む食堂等の設置に伴う施設改修について協議があり、平成27年1月に、改修に伴う費用及び食堂運営に係る経費については指定管理料を充てないこと等の条件を付して承諾し、改修工事を経て、平成27年4月に指定管理者の自主事業としてあゆり食堂が開設されました。

なお、毎月の報告書で運営状況について報告を受けており、指定管理料の会計状況と自主事業の会計状況に分けて、それぞれ適正な会計管理が行われていることを確認しております。

この施設改修に至った理由としましては、東日本大震災以降入館者数の減少があり、施設でのサービスの限界に加え、近隣温泉施設の大規模改修などの状況から、利用者離れの対策として、今以上のサービスを提供できる施設になる可能性を追求し、安全・安心な食と魅力ある癒しを提供できる施設とすることで、町の復興のシンボルの一部となり、町の特産物、名物を提供し、町の新たな発信基地として取り組むために改修が行われました。

施設改修の効果としましては、食による集客を最大の効果と期待し、入館者数の減少を食い止め、将来的に年間入館者数14万人の達成を目標としておりました。

あゆり温泉の入館者につきましては、平成27年度の入館者数が11万249人、平成28年度の入館者数が10万8,309人、平成29年度の入館者数が11万2,089人、平成30年度の入館者数が10万6,470人、令和元年度の入館者数が9万340人となっております。平成29年度をピークに減少傾向となっております。令和元年度はそれまで毎月第4火曜日のみを休館日としておりましたが、働き方改革の一環として、健康センター施設条例のとおり休館日を5月より毎週火曜日に変更したこと、新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月10日より臨時休館としたことにより、年間の入館者数が減少したものと捉えております。

食堂等の開設効果及び施設入館者数の指標といたしましては、本年11月に実施した健康センターに関するアンケート調査より、あゆり温泉の魅力として、特産品販売12.8%、食事5.6%の回答があり、一定の効果はあるものと捉えております。食堂等の営業につきましては、施設利用者の方々へのサービスの向上を目的とした指定管理者の自主事業として営業しており、食堂等の開設により年間14万人の入館者数を目標に掲げていたところであります。

施設の老朽化や近隣の温泉施設の大規模改修といった要因もあり、入館者数の推移にどのような影響を及ぼしているか検証が難しいところではありますが、令和元年11月の入館者数8,099人のうち、町外の方が4,732人で58.4%、令和2年11月の入館者数4,885人のうち町外の方が2,830人で57.9%となっております。このように、町外からも多くの方があゆり温泉にお越しいたしていることは、施設改修をはじめ魅力あるサービスを提供している指定管理者の努力が一つの要因になっているものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いい

たします。

次に、新型コロナウイルスに関する指定管理者への財政的補填についてのおたただしでございます。

本定例会に関連予算案を上程しておりますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の予防策として、本年3月10日から5月31日まで臨時休館すること、さらに6月1日から営業再開するに当たり、入館者への検温、手指消毒、利用時間の制限及び大広間、食堂等の利用休止などの一部制限を設けることにつきまして町が要請していることから、減収となった施設使用料を補填することといたしました。

経過につきましては、指定管理者との毎月の定例会の中で、指定管理者より施設使用料収入が減少しており、運営に影響が生じていることから、補填等についての協議がありました。

また、新型コロナウイルス感染症に関しては、町も指定管理者も予想することができなかった事象であり、健康センターの管理に関する基本協定書第28条別記4の責任分担表の「不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、その他の町又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能」に該当するものと判断したものであります。この場合、負担者は町と規定しております。

なお、近隣市町村における類似する施設の指定管理者への支援、補償等の状況を調査したところ、コロナ過における施設利用者の減少に伴う料金収入の減少に対し、指定管理者へ補償等を行う事例を確認しております。

これらのことから、指定管理者からの協議を受け、町では補填の考え方を整理し決定したところであります。関連予算案を上程したものでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、指定管理者への補填内容と積算の考え方、適正性についてのおたただしでございます。

初めに、指定管理者独自の事業運営の有無であります。食堂、売店の営業を行っております。先ほどの答弁のとおり、食堂、売店の営業につきましては指定管理者の自主事業となっており、自主事業に関する経費は指定管理者の自主財源によって賄われ、収支の状況につきましては町へ毎月報告することとなっております。

また、新型コロナウイルス感染症に関する補填につきましては、通常営業した際の施設使用料収入から実際の施設使用料収入を差し引いた金額に、検温や施設内の消毒清掃を行う新たな人員の件数を加え、休館中、シルバー人材センター等へ実際に支出していない経費を差し引くことで一月当たりの補填額を算出しております。

そのため、本年3月から9月の実績に基づく金額及び10月から令和3年3月までの見込額の合計額を本定例会に予算案として上程しております。

6月の営業再開時から、新型コロナウイルス感染拡大防止のため食堂の利用につきましては休止と要請しておりますが、今回の補填の内容に食堂に関する費用は含まれておりません。

議員おただしの今回の補填の適正性につきましては、先ほどの答弁と繰り返しとなりますが、健康センターの管理に関する基本協定書に基づき町が負担するものと判断しており、適正な支出と捉えております。

なお、東日本大震災時における臨時休業につきましても、今回と同様の考え方により指定管理者へ支出した経過もございます。

今後も、新型コロナウイルス感染者数の動向や近隣の類似施設の一部制限の実施状況を注視するとともに、新たな生活様式やウィズコロナを踏まえ、あゆみ温泉の一部制限の緩和や、大広間や食堂等の利用再開につい

でも検討し、指定管理者による最大限のサービスによって施設利用者の癒しの場、交流の場として町内外から多くの方が訪れ、皆様に愛される適正な施設運営を心がけてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは最後に、町民の声や要望への対応についてのおただしであります。ご承知のとおり、今後は税収等の大幅な増加は難しい状況にあり、行政だけで地域の公共サービスを支えることがますます難しい状況になると考えております。また、公共的なサービスにも多様な選択肢が求められており、行政が主体となるサービスは公平性と平等性が求められますので、ニーズや価値観にきめ細かく応えることも課題となります。

財政状況につきましても、改善している状況にはありますが、一部財政調整基金の残高が類似団体と比較して低い傾向にもありますので、町民所得を増やすための税収の増や自主財源の確保も課題となります。今後、限られた財源で多様なニーズに応えていくためには、町民、行政区、活動団体、事業者、行政等の地域の複数の主体が地域の課題や情報を共有し、地域のニーズに沿ったまちづくりを行う必要があります。

本町では、第6次矢吹町まちづくり総合計画において総合計画を中心としたまちづくりを目指しており、行政はまちづくり総合計画に基づいた行政運営を行い、政策や事務事業等をオープンにして、開かれた役場の実現を目指すこと、町民、行政区、町民活動団体、事業者等は住民主体のまちづくりを目指し、協働を実現できる仕組みを目指すこと、議会は基本計画の追加、変更を議決案件とすることで政策形成の合意を図るなど、総合計画を中心とした町民、行政、議会が一体となったまちづくりを目指しております。

現在も町民の皆様から多くのご意見やご要望をいただいておりますが、全てを実現することは困難でございますので、住民ニーズを的確に把握した上で、優先順位をつけた上で事業化を図ってまいりたいと考えております。

今後も行財政改革に積極的に取り組み、財源の確保に努めるとともに、町政に関する要望についてはスピード感を持って丁寧な対応を行うなど、町民の皆様との信頼関係を築きながら町民本位のまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、11番、青山議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） それでは再質問をさせていただきます。

まず、財政について、説明責任というものに関して、また、その説明の度合いですね、分かりやすくという部分についてのお考えをお聞きしたいと思います。

特に今回の財務諸表4表に関しましては、ホームページで見られると分かりますが、直近の2年分はいわゆる表が載っていて、数字が載っているだけなんです。一切合財説明がない。貸借対照表、その他の表が載っているだけなんです。その前の年度のやつはいわゆる総務省のモデルですけれども、それには若干用語等、基準等の説明がありますが、中身が全く分からないんです。

また、町でもって行った2か月にわたる財政に関する公開、公表されているもの、その表記に関しましても、先ほど申しあげましたように非常に一方的な目線が伺えるんです。いわゆる負債に関しましては、将来の世代にも建設費を負担してもらおうことができるのか、それって、町民目線から言いますと、えっ、何なんだと。こ

れ、将来の子供のある高校生にちょっと聞いたんですが、だったら私たちにも選択権を与えろとか、私たちは負担をしたいとは思わない、まして親を見ていて大変だからとか、そういった答えも返ってくるんです。

ですから、そのような中であって、今の公開している、財政を公表している在り方というものに関して、もう少し丁寧にかつ親切に分かりやすくという点については、いかがなご認識なのかをお尋ねしたいんです。

特に、例えば東京の国分寺市なんていうのは、健全化比率全て矢吹よりもよい状態で下回っております。この基準を下回れば、財政運営上問題がないということではありませんがという前置きをして、断りを入れたり、また、この国分寺市に関しましては、いわゆる平成20年度の実質公債費比率の計算算定基準が変わったときにも、従来よりも5%ぐらい良化しますと、今までよりもよくなりますと、18%だったら13%ぐらいというふうな数値になるんですよということで、ちゃんと断りを入れているんです。

それと比較しますと、矢吹町の場合には、健全であるという表記の下に、これ8月19日にいただいた庁議資料でいきますと、実質公債費率、健全とはいえワースト3、3番目。将来負担比率、健全であると言いつつワースト2なわけですよ。こういったことを町民の皆さんも、新聞報道とかを見ながら知っておられるんです。そうすると、町民の皆さんから見るとこの公表の仕方は本当にこれで正しいのかと、意図的に恣意的な意図を持って、いわゆる印象的な操作を行っているんじゃないかという不快の声が結構聞こえてくるんです。

ですから、この表記の仕方とかやはりもう少し、この財務諸表4表でも書いてありますけれども、町民の皆様に分かりやすく、その説明表記というものに変えることができないのかということにおいては、十分に今の、今回の10月、11月の公表の仕方でも、今申し上げました親切であり分かりやすくという部分に関して、要を得ているのかというような認識なのか、その表記等についてお尋ねをいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 11番、青山議員の再質問にお答えします。

今回の広報やぶきに載せました10、11月号についての、財政についての解説につきましては、矢吹の財政というのは、なかなか実際やってみると難しいものでありまして、まずは、高校生に負担させるというお話ありました。まさにそのとおりなんです、言わば建設国債だとかあいつたインフラとして世代間にわたって、例えばこの年にやったけれども、今後50年、何年もやっていくのを1つの世代で負担するのは不公平だということで、債権はまさにご考証のとおりそういうことなんでありますけれども、ただ、それを1つの建物で高校生の皆さんまで全部負担させるものかどうかということについては、恐らく意見が分かれるのかなと。

もう一つ大事なことは、その建物は高校生が望んでいた、町民が望んで造ったものかということの問題があるだろうと。そこは私は率直に言って分からないと。どういうことで造ったというか、これからの、ただ、私が思っているのは、それを引き継いだ者として最大限に活用して、それを世代にわたって負担し続ける方々の不満が出ないように私はやっていくしかないというふうに、私は思っているということでもあります。

それからあと、なかなか矢吹町の財政は難しいのは、私がよく職員の皆さんと話しているのは、こういう形で私が引き継いで一緒にやっていくからにはいい方向にもっていこうと。だから、いい方向に行っていることは、私は一応、今のところ流れとしては間違いないと思っていて、不要な箱物は造らない、そして、その過程

で必要なものは、昨日から今日にかけて答弁しておりますように、例えばハンデのある方、高齢者のための様々な必要なものとされる、そして、かつ矢吹町を選ばれる町にするために必要な投資はやっていくと、全くこれは違う話で、そこはやっていくが、必要な投資はやるけれども、それについて町民の支持が得られないようなものは造らないという形で、できるだけ財政をよくしていく。あとは、職員とそれから町民の様々なパフォーマンスを上げるための投資、これはどんどんやっていくということです。

今日お話ししていた新田園都市構想だとか企業融資だとか、様々それに関わることもそういったことでやっていく、だから、町が要するに稼げる、みんなが稼げる、それで総所得が上がる、町全体として総所得が上がり、そしてまたそれぞれの個人への所得も上がっていく形というものは、それはやはり必要な投資だろうと。ただ、これまではそうでないものがかなり多かったのではないかというふうに、これは私見ですが。

ですから、ちょっと話がそれましたが、ちょっと戻します。10月、11月のほうについて言うと、言葉足らずのことが多かったと私は思っています。そこについて、やはり丁寧な説明と正確な説明がもうちょっと必要。もう一つは、議員ご考証のとおり、こういった公会計のところは企業会計なんかと違って、バランスシートの持ち方とか様々な点について違いがあります。その点についての、一応財務4表等で補完しようとしています。制度上、私が見たところ、まだまだそこはうまくつながっていないなと私は思うんです。そのところのつなぎ方がうまくできていないので、説明についても非常に不十分だったり、何の説明もなしにぼんと出しただけになっていると。そのあたりを十分に改善しながら出していこうと思っています。

ただ、今回の10、11月号については、一方で分かりやすかったという声もあります。それがいい方向に改善しているからこれでよかった、それから、言わば最低限の、あるいは平均点を取ったからこれでよかったと。でも本当はそうじゃなくて、ある程度潤沢になったり、いい方向に来て初めて、議員がおっしゃるような様々なことについて、電気があそこがいっぱい切れているとか、道路がこうだからというのを全てやっていくには相当潤沢な財源が必要だと。そこから言うと、そのレベルには恐らく全く達していないということかと思っています。

ちょっと余計なことをいっぱい話してしまいましたが、結論としては、いい方向にあるけれども、方向はいい、ベクトルはいいけれども水準としては全然まだまだだというふうに私は思っております。そのことが2か月にわたってなった中で、要するに水準の問題と方向性の問題がややごっちゃになっている、そういう書き方が誤解を招いたのではないかというふうに思っております。そこら辺は次第に皆さんとよく話しながら認識を共通化するとともに、統一するとともに、しっかりと是正していきたいと思っております。

ちょっと余計な話が入っちゃいましたけれども、以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 高校生の話も出ましたけれども、一つの事例としての意見という程度でお話をしたわけなんです。

やはり表記に関して、やはり今回も答弁の中でもって、町債というものは住民負担の世代間の公平のための調整ということで、純資産というのは今の我々現役世代が負担してきた部分でありまして、それと、これから負担の度合いを見るのが、先ほど申しあげました町債という部分がございますけれども、その純資産と町債の

関係が、それを公平とした場合においては、過去から現在までの現役世代が負担してきたんだから、その水準まで公平に将来負担も上げなくちゃいけないということに誤解されることもあり得ますので、いわゆる世代間の公平というふうにした場合、過去に我々が負担してきた部分、純資産等での負担額と、これからの子供たちが、将来の子供たちが負担する負担額を公平にとった場合には、何か同じような水準で進んでいくのかというような誤解も生じかねないので、そういった部分ももう少し親切にお書きいただければありがたいかなと思っております。

また、町債が本来持つ機能に基づき、適正かつ公平な財政運営のための手法の一つとして役割を果たしていると認識しているというふうに答えているんですけども、町債が本来持つ機能というものに関しては、これは何を意味するのかちょっと分からないんですが、実務的な部分ですので、課長さんのほうからでもよろしいですから、分かるのであればご説明いただきたいと思います。これ、2ページ目。

議長、後でお答えいただければ、お願いします。

〔「ちょっと、質問の趣旨がよく分からなかった」と呼ぶ者あり〕

○11番（青山英樹君） 2ページの下から8行目に、「町債が本来もつ機能に基づき」とありますけれども、この「町債が本来もつ機能」というのはどういうことなのかということを知りたいわけです。具体的に何を意味するのか。機能です、機能。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、質問に答えます。

通常、町債が本来持つ機能というのはまさに1つの、例えば建設国債のようにはっきりしたものなんでしょうが、その事業をやる際に、その年度だけに大きな負担がかからないように、長期間にわたって負担を分散するという、まさにそういう機能、これはその機能ということでよろしいかと思っているんですが。

要するに、将来世代の負担増を容認するというよりは、1つの町の施設なりなんなりが建設する際に、その負担をその時代の特定的な方の負担にするのではなく、将来世代にわたっても負担してもらおうということかと思っています。その機能で、それは例えば高校生の皆さんが、残念ながら選挙権等はない高校生もいますけれども、その恩恵をずっと受けていくということで、フラットに負担を受けると。そういう形になるということで、私はよろしいかと思いますが。

○11番（青山英樹君） 広く薄くという部分。

○町長（蛭田泰昭君） そういう部分かと私は思います。

これはよく財政等で言われるように、建設国債等ですと、償却期間が35年とか50年とかそういったものもありますので、そういったものを一時の借入れとか一時の時期払いで払った場合には特定の世代にだけ大変な負担が行きますので、それをならすために、その建物あるいは様々なインフラを造ったときに債権を発行する。これは借金するのも同じようなことなんですけど、特に債権の場合、長期間のほうが多いんで、それでもって世代間のバランスとか、負担する方の……

○11番（青山英樹君） 単純に償還期間を長くすれば、シェアされて、要するに負担は軽減されるということ

ですか。

○町長（蛭田泰昭君） それで私はいいかと思っております。

○11番（青山英樹君） 分かりました。ちょっと後でまた。

○町長（蛭田泰昭君） また後で、よろしく願います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） それでは、内容的にちょっとお聞きしますが、財務諸表4表に関しては、先ほど申し上げましたが、ホームページを見ても表があるだけで全く中身書いていないですね。そうしますと、これ説明にならないんですよ。ですから、そういったその表記、ただただ、先ほどもそうですが、答弁を見ても年度と数字が返ってくるだけで中身が全く分からないんです。

ですから、公会計にはない財務諸表4表のメリットというのがございまして、例えば、今回も頂きました中では、例えば、資産が経年的にいきまして28年を境にして財務諸表の書式が変わったわけですけども、そこを無視してしまいますと、平成23年から30年度末でかなり、25%ぐらい資産額が下がっているんです。これは統一的基準に変えてからが2年間しかないのので何とも比較できないのかもしれませんが、これは総務省改訂モデルあるいは統一基準ということで、もう一回書き換えて比較できることは可能か、可能でないかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

今、統一的基準のほうで全て算定をしております。それを以前の形でやり直すということは、ただいまのところは考えてはおりません。

以上です。

○11番（青山英樹君） 一応私はできるかできないかを聞いたんで、どっちなんですか。やらないということですか。できないとやらないは違うんですが。

○企画総務課長（佐藤 豊君） すみません、言葉足らずで申し訳ありませんでした。

できるかできないかも、今のところは全然考えていなかったんで、これからちょっと考えさせてください。

以上です。

○議長（角田秀明君） 11番、今、考えさせてくださいということの答弁ですけども、よろしいですか。

○11番（青山英樹君） 考えるんでしょうね、はい、結構です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

11番。

○11番（青山英樹君） ちょっと関連しますが、例えば貸借対照表がございしますが、総資産の推移を見ることによって何が分かるのか、それが矢吹町の場合、この数年間どうなっているのかというものはどのように判断されるのか、伺います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

総資産の推移というところで、どう捉えているかというところでございますが、平成29年、30年ということで、統一的な基準というところで変わったばかりでありまして、今後この統一的な基準、積み重ねていく上で改めてそういった推移が把握できるのかなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） これから先のことに関して、統一的基準に変わって2年ということで、これから先のことを申し上げましたが、過去から今までのこの経年的な部分においてどうであったのかということを考えていかないと、ある程度これからのシミュレーションをつくったりとか読み込みってできないんです。

そういう意味で、2種類ある、この統一的の基準に沿ったものと総務省モデルでもとこう2種類あるので、そこは統一してできないかということで、考えるというふうに答弁いただきましたが、ここはひとつ要請として、何としても1つの方式にして、できれば統一的基準がよろしいかと思っております、比較ができるので。類似団体とも比較できます。そういうことで、そういった策定を要請しておつくりいただきたいように思いますが、いかがでしょうか。それに関してはできるのかできないのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

それも含めてご検討させていただきます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 非常に大事なことでありまして、資産であればインフラの資産、生活する上で非常に大事な、生活に密着した資産とかインフラ資産がございます。また、施設等に関する有形固定資産ですね、それからあと出資金等の投資的資産とか、現金とか未収金の流動資産、どれぐらいお金があるとか分かるわけで、これが経年的にどう変動してきたかということを知っていかないと、やっぱり財政分析にならないんです。

負債なんかもそうですね。地方債の未償還元金などの将来負担しなければならないもの、こういったものも、この資産を形成する財源として見た場合に、負債は将来世代が負担する部分というのは理解できますし、考えることができます。それがどのような推移をたどっていくのかということも考えなければならない。これに関しては、統一的基準あるいは総務省モデルに関しても、負債に関してはそんなに中身としては違ってはいない

んじゃないでしょうかね。これを見ると、10年前と今では、一時下がりつつV字回復して、今、平成23年と同じぐらいの数値ではないかと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

整理しますと、町民1人当たりの負債額でございますけれども、今おっしゃったとおり平成23年度が61万4,000円です。平成30年度が63万1,000円というところで、その間も一部減少して、上がって、下がったりというところで、23年度と大体同様程度の額と平成30年度はなっております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） お答えありがとうございました。

今お答えいただいたようなことを公表していただけると、ちょっとは中身が見えてくるものだと思いますので、ぜひそのような形でお願いしていきたくと思います。

時間がないので次に行きたいと思います。

次に、あゆり温泉、健康センター、あゆり温泉に関する健康センターの補填に関してでございます。

補填に関して、これはしなければならぬ根拠というものでお示しいただいた内容があります。特に、協定書の28条の別記の4で、責任分担表の不可抗力に伴う施設整備の修復による経費の増加及び事業履行不能に該当するものと判断したとありますが、ここはどのように判断するのでしょうか。

文言の問題ですが、いわゆる、もう一度お読みしますが、別記4の責任分担表のところで、「不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、その他の町又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）に伴う、」ここで句点が入ります、点、句点が入ります。そして、「施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能」とありまして、この事業履行不能というところに根拠があるというふうにおっしゃるのかもしれませんが、こここのところの読み込みなんです。いわゆる「不可抗力に伴う、」、ここで句点があります。「施設、設備の修復による経費の増加」、ここには句点がなく「及び」となっているんです。「及び」の前と後ろでは、これは並列ではないのでしょうか。

そうしますと、「施設、設備の修復による経費の増加及び施設、設備の修復による事業履行不能」というふうに解釈するのが通常ではないかと思いますが、その不可抗力というのみにばかり終結する解釈でよろしいのかどうか、確認をいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 青山議員のご質問にお答えをいたします。

協定書の28条の解釈というふうなことだと思いますが、町としましては、不可抗力ということで事業履行不

能というふうなことで、こちらの条項を引用したというふうな、根拠としたというふうなことでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 町としてはそう解釈したということで、これはどこまで行っても平行線で終わると思います。文言の読み込みの解釈の相違ということになるのでしょうか。

ただし、このところでこれは責任分担表というだけであって、不可抗力という理由がありますが、ここでもって、補填しなければならないという明示があるんですか、ないんですか、確認いたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 青山議員のご質問にお答えをいたします。

責任の分担ということでございます。責任は町ということですので、費用負担は町にあるというふうに町は解釈しております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 責任分担は、いわゆる営業が継続できなくなった場合に対する責任であります。イコール賠償とかあるいは補填という規定はないはずですか。いかがでしょうか、この見解についてお答えいただけますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 青山議員のご質問にお答えをいたします。

別記4の責任分担表の右側に負担者というふうに表示がございまして、負担者ということで、費用の負担だろうというふうに解釈しております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 第36条に指定管理業務の継続が困難となった場合の措置等ということで書いてありまして、これは簡単に言えば継続、指定管理業務の継続の可否について協議するというふうになっているわけですね。

ですから、いわゆる業務の継続に関しての部分に関しての規定が36条にありまして、何度も申し上げますが、不可抗力のためにとということで負担をするということですが、「不可抗力に伴う、」で、さっき申し上げましたが句点で切れているんです。ですからあくまでも、これ内容を見ても、防風、豪雨、洪水、地震、落盤、火

災というように、いわゆる物的なもの等に関しての施設、設備の修復による経費の増加、つまり、それらによる事業履行不能というふうになっているわけでありまして、いわゆる不可抗力全てがというような文言ではないと。句点が入っているんですよ。そこにおいて解釈をしたときに、負担を前提として解釈せず、中身をもう少し精査されてご判断いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 11番、青山議員の再質問に答えます。

今のお話で、責任の分担のところの第28条1項のところがちよっと疑問があるということであれば、第2項の前項に定める事項で疑義がある場合または同項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は甲乙両で協議の上、責任の分担を決定すると、こちらで、もし第1項のほうで大変疑問があるということであれば、こちらで考えるという道を取るのかなというふうに考えておりますが。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 時間がないということもございますが、公金の使い方という点なんです。結局、アンケートを取りましたけれども、町外の利用者が五十数%ですか、ありますね。そうすると、矢吹町民はやはり温泉、町民の何%ぐらいが使っているのか、利用しているのかという部分なんです。と同時に、この件に関しましても、町民が多く利用している、どれぐらいの割合なのか、また、それによって税金を納めている町民の皆さんの負担というのは考えなくちゃいけないわけですよ。

ですから、そこにおいて正しいアンケート、データを基にして、町民の合意を得ているかどうかという点も踏まえて再考を要請していきたいと思っております。町民の意見の一つとして、もう一度ご検討願えるかどうか、ご判断をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 11番、青山議員の再質問にお答えします。

今、青山議員からのご質問ございましたが、町民から様々な声があると。ただ、この件につきましては、やはり特に今回の場合はコロナウイルス対策として町のほうから様々に入場制限あるいは入湯制限、そういうことをしていった結果のことでございますので、それについて補填をしない、補償をしないということについては、なかなか難しいというふうに私としては考えております。これはちょっと自己責任であるとか、それからそういった範疇から大分外れていることなのかなというふうに思っておりますので、これについてはご理解をいただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 以上で、11番、青山英樹君の一般質問は打ち切りにします。

○11番（青山英樹君） ありがとうございます。

○議長（角田秀明君） それでは暫時休議いたします。

再開は3時45分からにします。

（午後 3時31分）

◎会議時間の延長

○議長（角田秀明君） それでは、ここで再開いたしますが、時間を延長することについて皆さんにお諮りいたします。

一般質問及び会議をこのまま続けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

ご異議なしと認め、時間を延長させていただきます。

それでは、一般質問をそのまま継続したいと思います。

（午後 3時45分）

◇ 三 村 正 一 君

○議長（角田秀明君） 通告8番、8番、三村正一君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

そして、傍聴においでの方皆さん、傍聴にありがとうございます。

最後の一般質問になりました。時間をいただきます。

まずは、全国的に陽性者が拡大している、第3波襲来と言われる新型コロナウイルス感染拡大防止のために日夜ご努力をいただいている医療関係者、そして保健所をはじめとする行政の皆様へ感謝と敬意を表しますとともに、ウィズコロナに向けた新しい生活様式の実現の必要性を実感しております。また、年末年始は人との接触機会が増加しますので、感染者が増えないことを祈っております。

それでは、質問させていただきます。

通告いたしました1、子ども・子育て支援について。

第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画では、町長の選挙公約を反映したものとして、5つの重点プロジェクトの中に、待機児童解消加速化事業が取り入れられております。また、7つの分野の中では、未来の矢吹を担う子供たちを育てるため、子育てに適した環境を提供し、子供たちが心豊かに学び、成長するまちづくりをしますと。さらに、子供を安心して産み育てることができるまちをつくります。そして、子育て支援の充実、幼稚園保育園の充実が計画されております。

町民の皆様、特に子育て世代の皆様やそのご家族様にとっては、早急な取組を求める声が数多く寄せられております。それらの観点から質問をさせていただきます。

令和2年1月時点で、保育園の入所申込みをしても入れない待機児童が34名おりましたが、保育園の現在の状況と令和3年度の申込状況とそれの解消対策についてお尋ねをいたします。

それから、矢吹町で子供を育てたいとして頑張っております子育て世代の父母にとっては、保育所の入所許可は生活の基盤を左右する非常に大きな要素であります。皆さん命がけで子育てをしております。今が大事なときです。そういった面で支援策はありますか。

3歳以上の幼稚園、保育園については保育料が無償化となりましたが、零歳児、1歳児、2歳児の保育料は無償化されておられません。このことについてのご認識と、無償化に向けた取組についてのお考えをお尋ねいたします。

それから、3番目でございますが、本年4月時点で、矢吹小21名、善郷小25名の合計46名の放課後児童クラブ待機者がおりましたが、現在の利用状況と令和3年度待機児童解消策についてお尋ねをいたします。

大きな2つ目でございますが、健康センターの運営についてお尋ねをいたします。

あゆり温泉や温水プール等、健康センターは健康増進と交流の場として多くの町民が利用しております。町民の、町のかげがえのない財産として町民の皆様の誇りとなっていると私は認識しております。そして、私も利用者の一人として、なくしてはならないものと考えております。しかしながら、あまりにも多くの経費をかけて運営となりますと、町民の理解が得られないと思っております。そのような観点から質問をいたします。

本年9月議会終了後、全員協議会で、指定管理者の選定について、あゆり温泉の様々な課題、建築基準法不適合となっている擁壁工事の時期について、新型コロナウイルス感染症による施設利用者の激減等により施設運営に深刻な課題があり長期見通しを立てることが困難な状況にある、それから、次期指定管理料の積算など慎重に対応しなければならない状況であり、検討中で具体策はまとまっていないとの説明がありましたが、どのような検討を行い、どのように決定して今回の募集になったのかをお尋ねいたします。

2番でございますが、現在の指定管理者との委託契約が令和3年3月末となっておりますが、次期指定管理者の募集について、前回の募集要項と変更された事項についての考えをお尋ねいたします。

3番目でございますが、あゆり温泉と温水プールの指定管理者を分けて募集することにより、町内の事業者や小規模法人等が応募可能になると想定されますが、それらについてのお考えをお尋ねいたします。

大きな質問の3番ですが、まちなかを巡回するバスの設置についてお尋ねをいたします。

第6次まちづくり総合計画後期基本計画の重点プロジェクトの一つである公共交通推進事業についてお尋ねをいたします。

16の政策や34の施策の中に、公共交通推進事業についての取組が私には見受けられませんでした。人にやさしい住みよいまちづくりを進める上で、車を持たない高齢者の病院通いや買物等で早急な対応が必要と思われます。取組についてのお考えをお尋ねいたします。

それから、行き活きたクシー事業、現在行っておりますが、それについての利用状況と予算、実績について及びそれらについての課題等について、どのように把握をしているのかをお尋ねいたします。

3つ目の質問ですが、近隣市町村では、市内、村内を巡回する巡回バスを運行し、域外の矢吹町内まで商業施設や病院の利用者の利便を図っております。中には、矢吹の温水プール等や温泉を使うために、近隣のそのバスを使っておいでになっている方もおると聞いております。我が町内においても、多くの町民の方からこの

町内を巡回するバスの設置が望まれております。まちなか巡回バスの設置は喫緊の課題と私は捉えております。町の認識と対策の考えをお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、8番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画に基づく子育て支援関連事業の早急な取組についてのおただしであります。公約の実現にも直結いたします本計画の5つの重点プロジェクト、公共交通推進事業、企業誘致促進事業、そして待機児童解消加速化事業、学校給食運営事業、（仮称）新田園都市構想事業につきましては、その実現に向け各事業を確実に実行していく考えであります。

中でも、待機児童の解消は喫緊の課題であり、今後最優先で取り組んでいくべき案件であることはもちろん、この課題解消の遅れは、重点プロジェクトの一つである企業誘致促進事業にも影響が懸念されます。企業誘致により安定した雇用の場が生み出されたとしても、子供の預け先を確保できず、就業を断念するようなことがあれば、進出企業の人材確保に影響を与えることとなります。また、待機児童の解消、子育て支援策の充実、子育て世代を呼び込み、定住人口の増加につながるものと考えられ、持続可能なまちづくりを進めていくための重要な取組と位置づけております。

このため、子育て世代が仕事と家庭を両立できる環境整備、子育て支援策のさらなる充実を進める必要があり、次年度へ向けて検討を進めているところであります。特に、待機児童の解消についてはできる限りの対策を講じているところであり、取組の詳細は後ほど教育長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

そのほかにも、学校給食運営事業では給食費の無償化に向けて現在検討を進めており、子育て世代のニーズに即した町独自の子育て支援施策を拡充させるとともに、子育てしやすいまちの構築を進め、若い世代に選ばれたまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康センターにおける様々な課題について、9月議会終了後にどのような検討を行ったかのおただしでございます。

9月24日の議会終了後の全員協議会において、健康センター及び保健福祉センターの次期指定管理期間、指定管理者の選定方法、指定管理者選定時期について説明させていただきました。

9月の議会全員協議会終了後の検討内容であります。初めに、擁壁の改修工事の時期についてですが、福島県県南建設事務所に3月27日に提出しております建築基準法第12条第5項報告におきましては、令和5年度までに工事を完了することとしております。しかしながら、改修工事の費用は約1億5,000万円と多額の費用を要することから、財政状況を見据えた上で、完成年度の延期などについて県南建設事務所と協議してまいります。擁壁の改修工事に着手するまでの間につきましては目視点検などを定期的に行い、施設利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症による施設利用者の状況についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止策としまして、3月10日から5月31日まであゆみ温泉温水プールについて臨時休館し、6月1日か

らの営業再開後につきましても入浴時間や大広間等の利用について一部制限を設けた営業とし、現在も継続しております。この影響によりまして、あゆり温泉の10月における入館者数は、前年と比較しまして63.7%、温水プールにつきましても88.0%の入館者数となっております。

今後におきましても、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にあることから、感染拡大防止策につきましては継続していくこととしております。

次に、次期指定管理期間における指定管理料の積算等の検討であります。新型コロナウイルス感染症による入館者減少状況及び感染拡大防止経費の状況、次期指定管理者募集要項等の策定について協議いたしました。これらの協議、検討を進めていく中で、町民の皆様、特にふだんから施設を利用されている皆様の意見を今後の施設運営に反映することが重要と考え、11月4日から15日まで、健康センターに関するアンケート調査を高齢者団体や施設利用者を対象とし実施しました。

このアンケート調査の結果を踏まえ、令和3年度から令和5年度の3年間において、これまで同様、指定管理者による施設運営とし、定休日の追加、営業時間の短縮等による人件費の抑制を図った上で、指定管理料の積算、指定管理者募集要項の策定を行いました。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館及び一部制限を設けての営業につきましては、先ほど青山議員への答弁のとおりであります。指定管理者への施設使用料減収に対する補填について検討し、その支払見込額及び支払方法等について協議し、関連予算案を本議会に上程いたしました。

議員おただしのとおり、健康センターは本町における健康増進施策にとって非常に重要な施設であり、多くの方の交流、憩いの場としてなくてはならない施設と認識しております。今後も町民ニーズを捉えた施設運営を心がけてまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、健康センター指定管理者募集要項の前回との変更事項についてのおただしでございます。

健康センター指定管理者募集要項につきましては、健康センターに関するアンケート調査の結果を参考に、指定管理者制度の継続や定休日の追加、営業時間の短縮といった経費削減案について一定程度の理解が得られたものと判断し、次期指定管理期間におきましても指定管理制度を継続し、経費削減案を試行的に運用する形で、健康センター指定管理者募集要項を策定いたしました。

議員おただしの前回平成29年の公募時の募集要項との変更事項であります。休館日のうち、火曜日に水曜日を加え、利用時間のうち、老人福祉センター、あゆり温泉、屋内ゲートボール場、温泉スタンド及びふれあい農園につきまして、午前9時から午後9時までを午前10時から午後8時30分までに変更しております。この変更は、施設利用者への影響を最小限にとどめ、少しでも指定管理料を抑えるために変更した内容であります。

また、募集要項に記載している指定管理料はあくまで通常の業務運営に係る経費であることから、新型コロナウイルス感染症に起因する入館者数の減少による施設使用料収入の減収等につきましては、別途協議の上、補償することを明記しております。

さらに、町と指定管理者の責任の分担について、金利の変動など物価変動に伴う経費の増加は指定管理者が負うところですが、シルバー人材センターの単価改定、燃料費等単価改定等といった社会的要因による経費の増加が町の経費等支出試算額に比べ20%以上の増加となった場合は、別途協議の上、指定管理料の再算定を行うこととしております。

また、利用者の減少に伴う使用料の減収など、需要の変動についても指定管理者が負うところではありますが、新型コロナウイルス感染予防対策等、町の指示による休業等や町の料金収入の試算に比べ20%以上の減収となった場合、別途協議の上、補償することを加えております。

さらに、指定管理者指定申請者の資格要件についてであります。前回の募集要項は、矢吹町に主たる事務所または事業所を置く法人等と規定しておりましたが、今回の募集要項では、温泉、公衆浴場、観光業または屋内外プールの分野において運営等実績がある法人等を追加し、町外の事業者であっても申請が可能となるように拡大いたしました。

次に、あゆり温泉と温水プールの指定管理者を分けて募集することについてのおただしでございます。

健康センターの施設としまして、あゆり温泉、老人福祉センター、温水プール、屋内ゲートボール場、温泉スタンドがあり、健康センターの指定管理者にふれあい農園の管理も併せて担っていただいております。

あゆり温泉の温泉浴場及び露天風呂と、温水プールのプールバス及びプール水の熱交換への給湯配管は1本の管路となっております。あゆり温泉側の送水バルブの開閉により、それぞれの施設への湯量を調整しております。このため、両施設は連絡を密に取り合いながら、湯量の調整やプール水の温度管理を行っていることから、全ての施設を一体的に管理することが望ましいと考えております。

議員おただしのあゆり温泉と温水プールを分けて指定管理者を募集することにつきましては、あゆり温泉と温水プールは共に健康増進施設としての整備であります。あゆり温泉は公衆浴場、老人福祉施設、温水プールは体育施設であり、使用用途が異なること、他の自治体における類似施設の運営状況等から、分けて指定管理者を募集することにより、それぞれの業種を専門的に行っている事業者等の応募が容易になることが考えられます。

しかしながら、今回の公募につきましては12月1日から手続を開始しており、現在の募集状況を注視し、結果的に応募される方がいなかった場合は、募集説明会等における質疑等の検証や再公募の検討、三村議員からの意見等も参考とさせていただき、募集要項の変更等について検討してまいります。

健康センターにつきましては、長く町民に愛される施設とするため、町民ニーズを的確に捉えた施設の運営を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、高齢者の交通手段の取組についてのおただしであります。初めに、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の重点プロジェクトに位置づけております公共交通推進事業につきましては、本計画の34の施策の人口減少対策プロジェクトの推進の中に位置づけされておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、現在、本町で高齢者を対象として実施している公共交通につきましては、行き活きタクシー利用料金助成事業があります。本事業は、移動手段を持たない高齢者の方々の公共交通制度として平成31年2月より実証実験を開始し、本年4月からは本格実施しております。対象者は75歳以上で運転免許証を保有していない方、町税等の未納がない世帯の方で、助成内容は、タクシー運賃の700円を超えた分を町で助成するため本人負担は700円までとなります。また、利用回数は月に4回、往復で2回までとなり、運行範囲は町内で、自宅、商店、公共施設、金融機関、医療機関、駅等となっております。

今後、本町における高齢者の移動手段の必要性はますます高まることが予想されることから、本事業の拡充と利用促進に向けた取組を行ってまいります。

なお、加藤議員への答弁と重複いたしますが、令和4年度中に公共交通に関する実証実験が行えるよう、令和3年度にかけて、町民の皆様のニーズの把握及び近隣市町村または先進的な自治体の事例を調査しながら、巡回バスや10人乗りのワンボックスタイプの車両の運行など、本町に合った様々な交通手段を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、行き活きタクシー事業の利用状況等についてのおたただしでございます。

行き活きタクシー事業の登録者数は、令和2年11月末現在で245人でありまして、今年度の月平均利用件数は65件で、前年度の平均62件とほぼ同数で推移しております。また、1人当たりの月平均助成額は713円で、前年度の平均614円と比較して上昇しており、コロナ禍においても一定の利用実績となっております。本事業に係る予算は委託料として104万円を計上しまして、10月末までに34万8,000円を支出しております。

なお、本事業の課題としましては、1つ目に、高齢者に対するさらなる周知活動が必要であること、2つ目に、これまでの登録者へのアンケート結果より、利用料金助成制度に関する年齢要件、自己負担額、利用上限回数、行き先の指定などの緩和に関する要望が寄せられていることから、制度の見直しが必要であるとの認識をしております。

今後は、これらの課題解決に取り組み、運転免許証を保有しない、いわゆる交通弱者の方々が本事業をより利用しやすくなるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、巡回バスの設置についてのおたただしでございます。

本町では、近年の高齢化の状況を踏まえると、巡回バスの設置に関する町民、特に高齢者のニーズは少なくないと考えておりまして、巡回バスの運用を現在検討しております。本町では、行き活きタクシー事業だけではなく、巡回バスや10人乗りのワンボックスタイプの車両の運行など、様々な交通手段を選択することができる仕組みは、高齢者だけでなく幅広い年齢層の方々も利用することができることから、人口減少対策にもつながる住みやすいまちづくりに大きな役割を担うものと考えております。

また、効果的な交通手段を決定するために最も重要なことは、町民の皆様の公共交通に関するニーズ及び各地域の特性の把握であると考えております。

つきましては、公共交通に関する法制度、近隣市町村及び先進的な自治体の事例などを確認しながら、令和4年度中に公共交通に関する実証実験が実施できるよう公共交通施策を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） それでは、8番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、待機児童解消対策についてのおたただしではありますが、現在の待機児童の状況は、今年度4月入所の申込みが大幅に増加したことに加え、年度途中の入所申込みもあり、12月1日現在、ゼロ歳児9人、1歳児9人、2歳児7人の合計25人となっております。そのため、今年度新たに、待機児童解消のために施設改修が必要な場合、改修費に対する補助を行う町独自の制度を創設いたしました。

本制度を活用した施設改修を認定こども園野のはなが行い、8月から12月までの間に、ゼロ歳児4人、2歳児3人の合計7人の子供の受入れを実施いたしました。また、矢吹町ひかり保育園では、年度途中に保育士を1名採用したことにより、11月にゼロ歳児3人を受け入れております。そのほか、今後の予定としましては来年4月に小規模保育事業所が開所予定であり、新たにゼロ歳児から2歳児の受入枠19人分を確保できる見込みとなっております。

保育士の確保につきましても、各施設で採用募集を行っております。町内保育施設及び施設に採用された保育士の方から好評をいただいております。本町の保育士確保助成事業の効果もあり、来年4月に学校法人聖和学園では新卒者4名、矢吹町ひかり保育園では経験者3名が内定しており、保育士の確保に伴い、受入可能人数が増えるものと見込んでおります。

次に、令和3年度の保育園等入所申込状況についてであります。10月末現在、ゼロ歳児15人、1歳児33人、2歳児17人、3歳児7人、4歳児1人、5歳児2人の合計75人となっております。昨年度同時期の申込みはゼロ歳児29人、1歳児38人、2歳児15人、3歳児6人、4歳児2人、5歳児ゼロ人の合計90人でしたので、比較しますと15人減となっております。

来年度の待機児童の解消の見通しにつきましては、現在、期間中に申込みをされた方の第1希望での入所利用調整を行っていること、また、4月1日入所申込みは来年2月末まで受け付けており、今後も申込みの見込みがあることから、現時点での明確な答弁は控えさせていただきたいと存じます。

しかしながら、前述のとおり、教育委員会では喫緊の課題である待機児童の解消に向けて様々な対応策に取り組んでまいりました。これにより待機児童の解消に向け大きく前進するものと考えております。今後も待機児童ゼロを目指し全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ゼロ歳児から2歳児の保育料無料化についてのおただしであります。現在、国の幼児教育・保育の無償化により、ゼロ歳児から2歳児の保育料につきましては、住民税非課税世帯を対象に無償化されております。また、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、ゼロ歳児から2歳児までの第2子は半額、第3子以降は無償となっております。なお、年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問わないものとなっております。

このほか、町独自の軽減として、平成19年4月より矢吹町第3子以降児童の保育料無料化事業を実施しております。対象児童は、町内に住所を有し、保育園、認定こども園等の施設に入園している第3子以降の児童としており、世帯の所得制限はなく、申請に基づき保育料の無料を決定するものとなっております。

このように、町では、これまで町立保育園の民営化により財政効果を高め、それにより生み出された予算で、国よりも先行して幼稚園、保育園を段階的に無償化し、さらに3歳児から5歳児までの副食費の補助を行うなど、町独自の子育て世代に寄り添う支援策を展開してまいりました。

しかしながら、ゼロ歳児から2歳児に対するさらなる町独自の保育料無料化の拡充をした場合の課題といたしましては、単に保育料のみの財政負担にとどまらないことが予想されます。現在、保育園を利用しているゼロ歳児から2歳児約170名の保育料を無料化した場合の財政負担は年間約3,200万円となりますが、無料化により新たな保育ニーズが掘り起こされ、保育園等へ入園できない児童が急増する弊害が予想されます。また、新たな保育ニーズに対応するための施設整備等を行う場合、その分の負担が生じるほか、保育施設が増えること

で施設の運営費に係る町の負担も増えることとなります。

このため、ゼロ歳児から2歳児の保育料無料化の拡充につきましては、今後の保育希望者数の変化や周辺自治体の動向等を踏まえながら慎重に検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、放課後児童クラブの待機児童解消対策についてのおたただしであります。本町では、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の開始により、入所対象児童がこれまでの3年生までの小学生から6年生までに拡大されたことから、平成27年度より児童クラブの定員を増やして児童を受け入れてまいりました。

しかしながら、令和2年4月入所申込みでは、矢吹小学校及び善郷小学校児童クラブの申込数が定員を大幅に超えたため、優先的に低学年の児童を入所決定したことから高学年の待機児童が発生いたしました。

待機児童への対応のため、緊急的な対応として、4月より中畑公民館内に臨時児童クラブを開設し、両小学校から12名の児童が入所し、12月1日現在で7名が利用しております。臨時児童クラブについては、必要な設備や物品を整備し、さらには開所日数や開所時間など、他の児童クラブと同じ基準により開所しておりますので、運営上の大きな課題等はなく児童を受け入れております。しかしながら、兄弟が小学校と中畑公民館に分かれて利用している一部の保護者の方にあつては、送迎時の負担があるものと考えております。

このため、臨時児童クラブの開所は今年度限りとし、次年度以降は、定員を上回る入所申込みが予想される矢吹小学校と善郷小学校、それぞれの学校内に教室を確保することとしました。矢吹小学校では2階パソコン教室を、善郷小学校では学校と児童クラブの共用として3階パソコン室、視聴覚室を児童クラブ教室として利用することで了承をいただいております。これらの教室を利用した場合、両児童クラブではそれぞれ40名の受入れが可能となるため、待機児童の解消が図られ、児童は他の施設に移動することなく、自分が通う学校内の児童クラブに安全に通うことができることとなります。

新たな児童クラブ教室の整備については、必要な経費を今議会の補正予算に計上しており、施設の改修や物品を購入し、来年4月からの受入れに向けて準備を進めてまいります。今後も児童クラブの利用ニーズを把握し、子供たちの安全で良好な環境の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

8番。

○8番（三村正一君） どうもご答弁ありがとうございました。

そして、特に保育園、それから子育ての関係でいろいろな対策をして、待機児童解消に努めておられることの説明、ありがとうございました。

一番心配な点からいたしますと、昨年34名あった方が現在12月の時点では25名だというようなことでございますが、その方が全員入ることができるような施設になっているのかどうか、町内にある4つ、5つの施設ですか、それらについての認定の定員と利用可能定員を教えてくださいたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、国井淳一君。

〔子育て支援課長 国井淳一君登壇〕

○子育て支援課長（国井淳一君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

来年度の利用定員については、現在各施設のほうでまだ保育士の体制等が決まっておきませんので、利用定員についてはまだ未確定なところはあります。

今年度の利用定員をベースにして比較しますと、今年度の利用定員、全部で346人でございます。こちらはサンライズキッズ保育園、新たに来年度4月1日に設置されます保育園も含めた定員でございます。今現在のゼロ歳から2歳児の利用申込みが167人で、利用定員のうちゼロから2歳児の受入人数が173。おおむね入所はできるのかなというふうには考えてはおりますが、まだ来年度の、先ほど説明しましたとおり来年度の利用定員は未確定なところがありますし、今後の申込みも予想されますので、今現在、明確に待機児童の解消が図られるということはちょっと説明ができない状況でございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） なかなか明確な答弁は控えたいというようなことなんですけれども、今現在、足りていきますと、25名がいるところで、12月1日現在で25名が待機児童がいる中で19名が確保された。今度のサンライズキッズで確保されるということになりますと、差が6名ですか、6名が今のところ難しいというような状況なのかなというふうに思っているんですが、ぜひ、ひとつお願いなんです、いろいろ採点の、入所の際の点数方法なんです、去年から1年間待機している方について、ある程度プレミアムをつけた点数をつけるようなわけにはいかないかということで、ひとつお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、国井淳一君。

〔子育て支援課長 国井淳一君登壇〕

○子育て支援課長（国井淳一君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

入所の順位を決めるための点数つけというところでは、町の規定上、定められたものがございます。今のところ見直す予定というところは考えてはおりませんが、まずは保育士の確保であったりとか、様々な待機児童の解消策に取り組んでおりますので、そちらをまず優先して取り組むということで考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） 保育士の確保というところで、ご答弁の中に町内保育施設及び施設に採用された保育士の方から好評をいただいておりますということのご答弁あったんですが、何について保育士から好評をいただいていたのか、あれば私もPRをしていきたいと思っておりますので、そのところをお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、国井淳一君。

〔子育て支援課長 国井淳一君登壇〕

○子育て支援課長（国井淳一君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

町では、保育士確保のために様々な就職準備金であったり給付金を支給しております。新卒者への就職準備貸付金としまして30万円、人材確保給付金としまして、こちらは保育士の経験がある方に対して10万円の給付、あとは宿舍借上げ支援ということで、毎月の宿舍の費用を町で負担しているということで、こちらの取組については保育事業者のほうでかなり有効だということで、今後も継続していただきたいというようなご要望をいただいているものでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 町立の保育園を民営化することによって財政効果を高めて、それで生み出された予算を国よりも先行して幼稚園、保育園を段階的に無償化してきたというようなことでございますが、それらの無償化の、民営化の成果というものはどのぐらいの財政効果があったのかをお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、国井淳一君。

〔子育て支援課長 国井淳一君登壇〕

○子育て支援課長（国井淳一君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

これまで民営化してきました財政的な効果額としましては、こちら計算の方法がちょっと難しいところはあるんですが、平成28年度の歳入歳出、こちら民営化前の状態と、民営化後の状態を比較しまして、歳入歳出差額としまして5,590万円の効果が出ているものと見込んでおります。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

8番。

○8番（三村正一君） 5,590万円の財政効果があるということで、これは毎年度、大体その程度の減額の効果があるのかということをお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、国井淳一君。

〔子育て支援課長 国井淳一君登壇〕

○子育て支援課長（国井淳一君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

こちら5,590万円の効果額については、毎年計算はしておりませんが、おおよそ毎年このぐらいの効果が見込まれております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

8番。

○8番（三村正一君） 毎年5,000万以上の効果が民営化によって生み出される。それと、国よりも先行して保育料の無料化等を行ってきたということですが、今現在は国が無償化ということで交付金措置があるのかなと

思っております。そういった面では、効果の財源については町がその分のことを、自由裁量の枠が増えるのかなというふうに思っておるわけですが、それで、答弁の中にございました保育料、ゼロ歳児から2歳児の170名の保育料を無料化した場合、3,200万でできるというようなご答弁ありました。こちらへ、全額とは言わないまでも、ある程度の負担軽減を子育て中の皆様に支援するようなそういったお考えがあるのかどうかお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長（鈴木健生君） 8番、三村議員の再質問にお答えします。

3,200万円、ゼロ歳から2歳児までの無償化にかかるというような見込みなんですけれども、5,590万円のいわゆる益が出ているというふうに考えると、今後、施策の一つとして検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 前向きなご答弁、ありがとうございます。ぜひ早い時期にそういった施策を、対策をお願いしたいと思います。

それから、放課後児童クラブ関係でございますが、これ、前は46名全部が中畑公民館での児童クラブで利用されるのかなと思ったところ、意外に12名ということで少なかったわけなんです、これらの原因はどのような原因だったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、国井淳一君。

〔子育て支援課長 国井淳一君登壇〕

○子育て支援課長（国井淳一君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

矢吹小学校、善郷小学校で待機が出ておりましたが、まず矢吹、善郷小学校のほうでの定員枠には低学年を優先して入所させました。高学年につきましては、中畑の臨時児童クラブにご案内したところ、やはり高学年というところで、そこまでなくても家で大丈夫だというようなご意見はいただいておりますので、そういった関係で、全ての方が入所しなかったと考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

8番。

○8番（三村正一君） 中畑公民館の臨時児童クラブをやめて、今度、各矢小、善郷小内で整備なさるということで、前向きに対策を練っていただいております。ぜひ、そういった意味で子育て支援のほう、これからもお力添えをいただきたいというふうに思います。

それでは次に、ちょっと順序変わるんですが、まちなかの巡回バスについてお尋ねをしたいと思います。

まちなかの巡回バスについてご答弁ありましたが、巡回バスじゃなくて行き活きタクシーです、これらの対

象者、75歳以上で運転免許証を保有していない、町税等の滞納がない世帯でということですが、これらの運転免許証、75歳でそういった方々、対象者が何名ぐらいいらっしゃるのかをお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 三村議員の質問にお答えいたします。

まず、町で把握しております対象者、75歳以上ということでは、11月末になります。2,423名ということで把握してございます。

また、そのうち免許証を返還したという方については把握しておりません。

○議長（角田秀明君） 再質問ありますか。

8番。

○8番（三村正一君） ご答弁いただいた内容ですと、2,423名の大体該当者で、内訳ですけれどもその中で現在245名が登録をしていらっしゃる。毎月65件ぐらいが利用されていますよということなんです。やはり104万の予算で10月末までに34万8,000円と非常に少ない利用ということで、同僚議員の質問にもありましたように、町内の方の利用が非常に少ないのではないのかなというふうに私も感じております。そういった声も届いておりますので、そういった意味から、今後の行き活きタクシーの対策についていろいろ課題が出てきておりますが、どのような対応策を考えているのかお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

三村議員の現在の質問、課題ということで、町としましては、アンケートからも、まず年齢の要件あるいは自己負担額あるいは利用上限の回数、さらには行き先の指定など緩和に関する要望が寄せられておりますので、この辺の利用回数等を含めまして、令和3年度に向け、現在回数等を検討して協議してまいりたいというふうに思っております。

○議長（角田秀明君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） 私は、この行き活きタクシーの利用が少ないのは、やはり使いづらいから利用が少ないんじゃないのかなというふうに思っているんです。やはりもっと使い勝手のいい、タクシーと同じレベルの利用にしていくわけにはいかないのかなというふうに考えておりますが、その辺についての考えをお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

行き活きタクシーが使い勝手が悪いんじゃないかというようなご質問ですが、そんなところばかりではなく

て、まずよい点としましては、希望する時間に利用できるというところが1番。あと、自宅から乗車でき、目的地に乘車できるということで、高齢者の方、停留所に行くというのに非常にご不便を感じているというようなところですので、今後こういった点を行き活きタクシーについてはPRしてまいりたいというふうに思います。

○議長（角田秀明君） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一君） 今後検討していくというようなことですが、また、町のほうではワンボックスカーとか巡回バスも検討しているということですが、私、ホームページ見たらというか、最近見かけるのが、大信の地域自主運行のバスと中島の地域のバスなんですけれども、これ調べてみたら、大信のほうからは時間が決められて1日1回とか2回とか、矢吹駅と光南高校までの通学とか何かの利便性も考えたバスの運行をなさっているということなんです。

それから、泉崎は村内無料ということで無料のバスを設置して、無料でやっているところがございますし、中島村はこのパンフレットちょっと頂いてきたんですが、電話で登録をしておいて、電話で30分前ぐらいまでに予約をすればある程度お迎えに行くというような形で、村内は200円。それから矢吹まで来るときには片道300円、小学生は200円というような、そんな形のバスの運行をやっているんです。これは中島村の商工会が運行の補助を、村から補助を受けながらやっているということなんで、私は一般質問の中で巡回バスの考えはないかというようなことで質問しておったところなんです、矢吹のこれだけのエリアの小さい中では、そういった無料じゃなくて、タクシーのように電話で予約して使えるような乗合タクシーなんです、その代わり1人では乗れませんよと、10人乗りだからそっちの方面ぐるっと回って歩きますよというような形なんで、そういったやつもひとつ検討して。これだと、先ほど言ったように自宅からとかそういった面の利用が可能になったり、どこでも好きなところに行けるというような形、町内であればというような形で。

矢吹の場合は、わざわざ白河のほうとか須賀川、郡山まで行かなくても町内だけの運行で足りるのではないのかなと私は思っておりますので、その辺をぜひ、対応策の一つとして取り入れる考えはないかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 三村議員の再質問につきましてお答えいたします。

乗合タクシーなど検討の一つにしたらいいのではないかとということでご提案ありましたので、デマンドタクシーあるいはワンボックスタクシーあるいは巡回バスというような、様々な交通手段を検討してまいりたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） ぜひ早い時期に、実証実験でもよろしいですから、少し走らせてみるようなことをお願いしたいと。走らせて、実証実験を始めるようお願いをしたいと思います。

それでは、あゆり温泉についての質問をいたしたいと思います。

あゆり温泉、年間に温泉で9万人、それからプールで6万人ということで、私は、矢吹の持っている町有財産では一番皆さんが集まるところでないのかなというふうに思っております。なかなか両方の施設合わせて15万人も集まる施設というのは、町の公の施設の中ではないのではないのかなというふうに思っております。

そういった意味でやはりきちんとした運営、ただ、幾ら費用かけてもいいということになりますと町民の理解が得られないんじゃないかと。ましてや今回、財界ふくしまのほうにも西郷村のちゃぼランド、指定管理者が破綻したと、清算するというような記事が出ておりましたけれども、やはりそういった意味では、なるべく安い価格でサービス提供を行っていただくようなことが必要なのかなというふうに思っております。

それと、もう一つは安全性です。ご答弁にもありましたように、擁壁の工事が建築基準法に違反しているというような形でございましたけれども、この安全性について、ご答弁の中からですと、擁壁が建物に及ぼす影響が極めて小さいことを確認して、施設利用者の安全性について再確認しておりますということですが、誰がどのような方法で確認をされたのかをまずお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 三村議員の再質問にお答えをいたします。

誰がどのように確認したのかということでございます。町としての打合せですね、町長、副町長、それから所管課のほうで、あゆり温泉について幾度となく打合せを行っております。その中で、老人センターそれから温泉施設について、くいを打った上に基礎、それから建物が乗っかっている状況にあります。そういった図面、それから写真等でそのくい打ちの状況について確認をしております。建物自体はそのくいに乗っかっているような形になっておりまして、その建物の重みといたしますか、そういったものはくいで支えている、そのようなことで、建物が擁壁に及ぼす影響は極めて少ないというふうな答弁を町長のほうでしたというふうなことでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 私も、あゆり温泉の建物については東日本大震災を乗り切っておりますし、擁壁についても、指摘はあるものの乗り切っているから安全ではないのかなと思うところもございますので、そういった意味では安心して使えるのかなというふうに思いますが、今のスケジュールですと、令和5年頃までに擁壁工事を、建築基準法の適合をしていきたいというような流れの報告がございましたので、そういった面をこれからなるべく安く使えるようにしていただきたいなというふうに思います。

それから次にですが、今回の補正予算で、コロナ関係で補填の話がございました。コロナ関係でどのぐらいの費用が増えたのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 三村議員のご質問にお答えをいたします。

金額につきましては1,660万ということで補正予算に計上しております、12月議会のほうに上程している状況でございます。

中身につきましては、先日の議会の全員協議会のほうで資料として出させていただきました。検温、それから消毒関係の person 費の増額、それから平常営業した場合の収入を、過去平均と見込み実績との差額を出したということで、そういったもので積み上げまして1,660万という金額になってございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 指定管理者は平成27年、それから平成30年と3年刻みで協定書の更新、募集を行っているところでございますが、指定管理者の27年度の収入計画、27、28、29の収入計画と30年度の指定管理者に応募した際の収入計画をお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 三村議員の再質問にお答えをいたします。

平成27年度と平成30年度の収入計画というふうなことでございます。

まず、平成27年度でございますが収入合計が7,073万2,000円でございます。それから平成30年度が7,210万4,200円という金額でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 収入計画が、27年度が7,070万、30年度が7,200万というようなご答弁いただきましたが、収入は幾らになったのでしょうか、実際の収入。報告書に上がっている実際の収入。私のほうで言います。

収入が、計画が7,000万で収入の実績が8,200万で、27年度はね、1,100万の収入増なんです。計画より余計に収入が得られているんです。28年度も8,185万で1,100万増。29年度も1,100万で、50万6,000円収入計画から増えています。30年度も1,018万2,000円で増となっております。31年度は7,000万に対して7,692万8,000円ということで、いずれの年も指定管理者から上がった収入計画、それ以上の収入がやはり温泉とプールから上がっているんです。何で赤字なのかというと費用を使い過ぎているんです。計画で立てた費用以上の金額を支払いに回しているというか、そっちのほうなんです。ですから私は、普通、指定管理者となれば、立てた事業計画どおりの支出に向かって努力すべきじゃないのかなというふうに思います。

今回の補填についても、やはり基準は指定管理者が令和2年度、それから平成31年度、私のほうでは7,408万4,000円というふうな倍の、この申請書の中からは見ているんですけども、それよりも不足している部分は補填しなきゃならないなど。それにプラス、コロナ関係の、今回検温とか消毒をした関係の人たちの費用は、それは町のほうで負担しなきゃならないんだろうと思いますけれども、やはりベースになるものは、払った金額がベースじゃなくて、計画を立てた金額がやはりベースになって、それで協定を結んだわけですから、

7,400万で協定を結んで、3,980万とかという計画になっているので、やはりそこを基準にすべきでないかという
ことで、その辺のご検討をいただけるのかどうかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 三村議員の再質問にお答えをいたします。

今回上程しております1,660万円につきましては、あくまでもコロナでもって出た減収分の補填ということ
でございます。したがって、当初予定していた収入よりも多いからということではなく、あくまでも補填
という考えでございます。

それからもう一つなんですが、収支予算書、先ほどの平成27年度の7,073万2,000円という金額につきましては、
入湯税分について含まれていない金額でございます。したがって、7,073万2,000円に、おおよそです
が、1,000万ぐらい実際にはお客様のほうから預かっている収入がございます。ですから、こちらにつきま
しては、実際のところは8,000万近い金額というふうなことになるかと思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

8番。

○8番（三村正一君） 入湯税を含めた中でも、やはりきちんと計算した中で、今回入場者が減ったとか何かと
いう形の中の部分での補填も考えていらっしゃるということなんで、その際にはやはり、当初指定管理者側が
見積りを立てた、収入計画を立てたその金額までの補填でよろしいのではないかと。それにプラス、コロナの、
コロナというのは、コロナで増えた分は実際、検温とかそういった、掃除の人たちの部分ということで、私、
申し上げております。利用客が減った分とか何かじゃなくて、実際当初の予算になかった部分だけの増額だけ
の支払いにすべきではないかと思うんですが、その辺についてのお考えをお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 三村議員、予算委員会でないので、ここはそこまでの一般質問ではちょっと控えていた
できます。予算委員会でやってください。

○8番（三村正一君） じゃ、続けます。

あゆり温泉、非常に町民も、矢吹に来たらあゆり温泉に入っていけというようなそんな形で言われています
ので、ぜひ今後も健全経営の中で運営していただくようお願い申し上げます。質問を終わります。ありがとう
ございます。

○議長（角田秀明君） 以上で、一般質問を打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより町長から提出されました議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・請願・陳情の付託

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案・請願・陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第61号については、7名の委員をもって構成する第一予算特別委員会を、議案第62号、第63号、第64号、第65号、第66号及び第67号については、6名の委員をもって構成する第二予算特別委員会をそれぞれ設置し、それに付託の上、審査することにいたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、第一予算特別委員会、第二予算特別委員会を設置し、付託の上、審査をすることに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名をいたします。

ただいま配付をいたします。

皆さん、配付行きましたでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） それでは、第424回矢吹町議会定例会の予算特別委員会構成名簿のとおり指名をいたします。

お諮りいたします。議案第47号、第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号、第59号及び第60号につきましては、お手元配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

次に、11月25日までに受理した請願及び陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

誠にご苦労さまでございました。

（午後 5時15分）

令和2年12月15日（火曜日）

（第4号）

令和2年第424回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

令和2年12月15日(火曜日)午前10時開議

日程追加の議決

日程第 1 承認第15号 議案の撤回について

日程第 2 議案第48号・第49号・第50号・第51号・第52号

第54号・第56号・第58号・第59号

請願第3号

陳情第8号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 3 議案第47号・第53号・第55号・第60号

陳情第6号・第7号

審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 4 議案第61号

審査結果報告 第一予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 5 議案第62号・第63号・第64号・第65号・第66号・第67号

審査結果報告 第二予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第 6 同意第17号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 7 同意第18号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 8 発議第 9号 国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書
(案)

日程第 9 閉会中の継続調査の申出書について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	富永創造君	8番	三村正一君

9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	安井敬博君	14番	角田秀明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	藤田豊君
教育長	鈴木健生君	企画総務課長	佐藤豊君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	税務課長	三瓶貴雄君
会計管理者兼 総合窓口課長	小針良光君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐藤浩彦君	都市整備課長	福田和也君
教育次長兼 教育振興課長	阿部正人君	子育て支援 課長	国井淳一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏家康孝	副局長	加藤晋一
--------	------	-----	------

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

○議長（角田秀明君） 初めに、会期中に町長から議案の撤回についての申出がありましたので、概要説明による全員協議会を、そして引き続き、その取扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。よろしく申し上げます。

（午前10時00分）

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午前10時51分）

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） 町長より提出されました議案の撤回についての取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆さん、こんにちは。

議会運営委員会から報告いたします。

本日、町長から提出のありました承認1件について、企画総務課長及び議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。

その結果、お手元に配付の変更日程表のとおり、本日の議事日程の冒頭に追加し、当初予定されていた日程は順次繰り下げ、審議をすることに協議が成立いたしました。

皆さんのご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（角田秀明君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、当初予定していた日程を順次繰り下げ、議題にすることに決定しました。

なお、変更後の日程表については、お手元に配付しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎承認第15号の上程、説明、採決

○議長（角田秀明君） 日程第1、これより承認第15号 議案の撤回についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、説明をさせていただきます。

承認第15号 議案の撤回についてでございます。

令和2年12月4日に議案第57号として提出いたしました矢吹町債権管理条例につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大している状況にあるため、同議案を撤回したいので、矢吹町議会会議規則第20条第1項の規定により議会の承認を求めるものであります。

このたびのことにつきましては、議案として提案し、ご審議いただいたにもかかわらず、撤回をお願いすることになり、誠に申し訳ございません。

どうぞご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 本件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第15号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議事日程の報告

○議長（角田秀明君） 次に、去る12月8日の本会議において、各常任委員会、第一及び第二予算特別委員会に付託しました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第54号、第56号、第58号、
第59号、請願第3号、陳情第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより議案第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第54号、第56号、第58号、第59号及び請願第3号、陳情第8号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、4番、藤井源喜君。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 議場の皆さん、こんにちは。

総務教育常任委員会審査報告書ということで、報告させていただきます。

第424回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

なお、議案第57号 矢吹町債権管理条例につきましては、先ほど撤回が承認されましたので、お手元の審査報告書から当該議案に係る審査経過及び結果部分をご削除願います。

報告の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第54号、第56号、第58号、第59号及び請願第3号、陳情第8号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第48号 矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号 矢吹町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、令和2年度より中畑公民館内に開設した中畑公民館児童クラブの設置及び廃止について、また、令和3年度より矢吹小学校及び善郷小学校児童クラブの受入定員を増やすことについて、条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号 矢吹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設等との連携に関する基準等を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号 矢吹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等との連携に関する基準等を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号 矢吹町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例。

本案は、国の無償化制度において、預かり保育料の無償化上限額を月額上限450円に利用日数を乗じた額としており、町で規定している月額料金の場合、利用日数によっては利用者の自己負担額が発生することとなるため、全額が無償化の対象となるよう月額料金に改め、預かり保育を利用する保護者の負担軽減を図るものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和3年1月1日に施行されることに伴い、国民健康保険

税の減額に係る所得の基準等について、基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げる等、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号 矢吹町議会議員及び矢吹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

本案は、町村議会議員選挙及び町村长選挙における選挙公営の拡大のため、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年12月12日に施行されることに伴い、矢吹町議会議員選挙及び矢吹町長選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成が公費負担の対象となったことから、候補者の負担を軽減し、立候補しやすい環境を整備するため、本条例を制定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号 矢吹町税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例。

本案は、租税特別措置法及び地方税法等の一部改正に伴い、延滞税等の割合の引下げ、一部文言の変更等、関連する5つの条例について、一括して所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号 矢吹町屋内外運動場の指定管理者の指定について。

令和3年3月末で指定期間が満了する矢吹町屋内外運動場について、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定に基づき公募を行い、選定委員会で選定された株式会社フクシ・エンタープライズを指定管理者として指定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第3号 国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の送付を求める請願書。

本件は、国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書を関係機関に提出することを求める請願であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第8号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書。

本件は、日本政府に対し、核兵器禁止条約に署名、批准するよう求める意見書を提出することを求める陳情であります。

討論に入り、熊田委員から、本件は国政問題であり、国民に様々な考えがある状況なので、慎重に対応すべきことから継続審査とすべき意見があり、一方、青山委員から、過去に同等の内容で議決された経過があり、その状況を継続する必要があるため賛成する意見があり、富永委員から、唯一被害を被った日本人の一人として賛成する意見があり、挙手採決の結果、継続調査となっておりますが、継続審査に訂正してください。継続審査にすべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

13番。

○13番(安井敬博君) それでは、ただいま報告のありました内容で……

○議長(角田秀明君) 安井君、マスク取って。

○13番(安井敬博君) 失礼いたしました。

ただいま報告のありました内容で、陳情第8号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書に関して、質疑をさせていただきます。

核兵器が使用された場合に、矢吹町民の生命と財産に危険が及ぶことが考えられる、このことについて、このような議論がされたのか、質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

委員長。

○4番(藤井源喜君) 答弁します。

委員会の中では、そのような議論はされませんでした。

以上です。

○議長(角田秀明君) 質疑ありますか。

○13番(安井敬博君) 以上で終わります。

○議長(角田秀明君) ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(角田秀明君) 質疑なしと認め、これで質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(角田秀明君) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第48号 矢吹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 矢吹町放課後児童クラブの設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号 矢吹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 矢吹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号 矢吹町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 矢吹町議会議員及び矢吹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号 矢吹町税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号 矢吹町屋内外運動場の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号 国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書の送付を求める請願書を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情第8号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書については、委員長報告は継続審査であります。

◎議案第47号、第53号、第55号、第60号、陳情第6号、第7号の委員長報告、質疑、

討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案第47号、第53号、第55号、第60号及び陳情第6号、第7号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、8番、三村正一君。

〔8番 三村正一君登壇〕

○8番（三村正一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、産業民生常任委員会の審査の報告をいたします。

第424回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から7までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第47号、第53号、第55号、第60号及び陳情第6号、第7号の審査結果は、次

のとおりであります。

議案第47号 矢吹町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたため、印鑑の登録を受けることができない者の規定について、所要の語句を改正するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号 矢吹町集会施設条例の一部を改正する条例。

本案は、集会施設について、現在34の全ての施設において指定管理者として地域の行政区に維持管理業務を行っていただいております。令和3年3月末で指定期間が満了することから、指定管理の検証を実施したところであります。この検証結果を踏まえ、集会施設について、指定管理者制度に限らず行政区と町が協働により管理運営を行うため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例。

本案は、公園施設について、現在13施設において指定管理者として地域の行政区等に管理運営を行っていただいております。令和3年3月末で指定期間が満了する施設があることから、全ての公園施設について、これまでの業務内容に関するヒアリング及びアンケート等の検証を実施し、この検証結果を踏まえ、公園施設について、今後は各公園の特性に応じた管理形態を構築し、指定管理者制度に限らず行政区及び各種団体等と町が協働により管理運営を行うため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の指定について。

本案は、令和3年3月末で指定期間が満了する矢吹町保健福祉センターについて、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書の規定に基づき非公募とし、社会福祉法人矢吹町社会福祉協議会を指定管理者に指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、指定管理者制度導入当初より安定した施設運営を行い、利用者の安全・安心に配慮している姿勢が十分であること、中長期的な運営により住民サービスの向上が見込まれることなどから、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第6号 令和2年度西原地区内の現道舗装について。

本件は、西原地区内の現道舗装についての陳情であります。

討論に入り、鈴木隆司委員より、当該道路沿線に家屋が5件あり、整備の必要があるため賛成する意見がありました。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第7号 生活道路の舗装に関する陳情。

本件は、三城目上町地区内の現道舗装についての陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

12番。

○12番（熊田 宏君） ご報告ありがとうございます。

報告のうちの陳情第6号について、討論が1件のみ載っておりますが、声聞こえますか。

○議長（角田秀明君） 。

○12番（熊田 宏君） 反対討論がなく、賛成討論だけあったのかどうかの確認をお願いしたいと思います。

通常、反対討論あつての賛成討論だと思うんですが、この辺をお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

三村委員長。

○8番（三村正一君） 賛成討論があつて、反対討論等があつたのかというようなご質問でございますが、賛成討論のみで、反対討論はございませんでした。

○12番（熊田 宏君） 了解いたしました。

○議長（角田秀明君） そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第47号 矢吹町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号 矢吹町集会施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 矢吹町都市公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号 矢吹町保健福祉センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第6号 令和2年度西原地区内の現道舗装に関する陳情を採決をいたします。

お諮りをいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第7号 生活道路の舗装に関する陳情を採決をいたします。

お諮りします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第61号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより議案第61号を議題といたします。

本案に対し、委員長の報告を求めます。

第一予算特別委員会委員長、3番、高久美秋君。

〔3番 高久美秋君登壇〕

○3番（高久美秋君） 議場の皆さん、こんにちは。

第一予算特別委員会審査報告書。

第424回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第61号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第61号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ4,904万5,000円を減額し、総額を109億1,980万9,000円とするともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、県支出金998万円、繰入金2,613万円をそれぞれ増額し、国庫支出金6,997万6,000円、諸収入871万5,000円、町債620万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出予算の主な内容は、4月の人事異動に伴う一般会計と各特別会計間の職員の異動による補正を行ったほか、民生費が保育園業務運営事業等により1億2,573万6,000円の増額、土木費が主要町道道路整備事業等により4,716万3,000円の増額、商工費が新型コロナウイルス対応に係るフロンティア祭り等の事業の中止により4,718万3,000円の減額、教育費が新型コロナウイルス対応に係る中学生海外派遣事業等の事業の中止により1,837万8,000円の減額、災害復旧費が令和元年台風災害に係る災害廃棄物処理事業の完了により1億6,250万6,000円減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

12番。

○12番（熊田 宏君） では、質問させていただきます。

報告ありがとうございました。

本議案には、健康センターの町の指示による休業に対する補填1,660万が含まれていると思いますが、それに関する質疑、答弁等はどのようなものがあつたか教えてください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

第一予算特別委員会委員長、3番、高久美秋君。

○3番（高久美秋君） ございました。

それに関しましては、当初予算以上の請求がございましたので、それは違うんじゃないかというものであります。ですが、決算は3月ですので、7割までの補正で、あと3月に決算するということでした。

○12番（熊田 宏君） ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） それでは、質疑なしと認めます。これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認めます。これにて討論は終結いたします。

これより議案第61号 令和2年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第62号、第63号、第64号、第65号、第66号、第67号の委員長報告、質疑、
討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより議案第62号、第63号、第64号、第65号、第66号及び第67号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算特別委員会委員長、6番、鈴木浩一君。

〔6番 鈴木浩一君登壇〕

○6番（鈴木浩一君） 議場の皆様、こんにちは。また、傍聴にいらしていただきました皆様、ご苦労さまでございます。

それでは、第二予算特別委員会審査報告書について報告いたします。

第424回矢吹町議会定例会において当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から7までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第62号、第63号、第64号、第65号、第66号及び第67号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第62号 令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ93万3,000円を減額し、総額を17億5,837万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金419万8,000円を増額し、県支出金513万1,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費545万2,000円を増額し、保健事業費638万5,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号 令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,303万7,000円を追加し、総額を6億7,185万5,000円とするともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、国庫補助金4,211万2,000円、繰入金121万6,000円、繰越金115万8,000円、諸収入216万3,000円、町債4,640万円をそれぞれ増額し、県支出金1万2,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費52万8,000円、事業費9,250万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第64号 令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ52万円を減額し、総額を3億1,142万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金97万7,000円を増額し、繰入金149万7,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費52万円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第65号 令和2年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億73万円を追加し、総額を15億5,448万円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金1,920万2,000円、支払基金交付金2,245万5,000円、県支出金1,332万6,000円、繰入金74万9,000円、諸収入952万5,000円、繰越金3,497万3,000円、寄附金50万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費268万2,000円、保険給付費8,117万2,000円、地域支援事業費200万円、基金積立金1,487万6,000円をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第66号 令和2年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ47万4,000円を追加し、総額を1億8,983万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料331万2,000円、繰越金7万5,000円、国庫支出金82万5,000円をそれぞれ増額し、繰入金344万1,000円、諸収入29万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金338万7,000円を増額し、総務費261万6,000円、諸支出金29万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第65号 令和2年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）。

本案は、収益的収入については、既定の額から164万円を減額し、収入予算総額を4億711万2,000円とし、収益的支出については、既定の額から180万3,000円を減額し、支出予算総額を4億3,790万円とするものであります。

収入の内容については、営業収益164万円を減額し、支出の内容については、営業費用180万3,000円を減額するものであります。

また、資本的収入については、既定の額から4,600万円を減額し、収入予算総額を8,820万9,000円とし、資本的支出については、既定の額から4,850万円を減額し、支出予算総額を1億7,555万2,000円とするものであります。

収入の内容については、企業債4,600万円を減額し、支出の内容については、建設改良費4,850万円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

すみませんでした。議案の訂正をお願い申し上げます。

議案第65号ではなく、議案第67号でありました。訂正します。よろしく申し上げます。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第62号 令和2年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第63号 令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第64号 令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第65号 令和2年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第66号 令和2年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第67号 令和2年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで、会期中に町長から追加議案及び議員発議がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして引き続き、その取扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

（午前11時49分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 1時15分）

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） 本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆さん、こんにちは。

議会運営委員会からご報告いたします。

会期中に町長から提出のありました同意2件、議員から発議1件、閉会中の継続調査の申出1件について、企画総務課長及び議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。

その結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。

皆様のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（角田秀明君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定しました。
なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎同意第17号の上程、説明、採決

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより同意第17号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 皆さん、こんにちは。

それでは、説明をさせていただきます。

日程第6、同意第17号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。

本案は、現教育委員の任期が令和2年12月23日をもって満了となることから、矢吹町八幡町579番地3、星直樹氏を新たに任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

星氏は、家業の傍ら、矢吹町消防団、商工会青年部等に参加され、積極的に地域振興活動に貢献されるなど、地域からの人望も厚い方であります。

また、令和元年度には、矢吹町立中央幼稚園のPTA会長を歴任されるなど、保護者の視点から子供たちを見つめ、教育活動に対する貴重なご意見をいただくなど、教育行政の振興、発展にご活躍いただいたところでございます。

このような経験を生かされ、引き続き町教育行政の進展に寄与していただきたく、ここに提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意第17号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） 起立全員であります。

よって、同意第17号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

◎同意第18号の上程、説明、採決

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより同意第18号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明をさせていただきます。

日程第7、同意第18号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本案は、現教育委員の任期が令和2年12月23日をもって満了となることから、矢吹町善郷内291番地、佐藤光子氏を新たに任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

佐藤氏は、昭和45年4月に矢吹町役場に奉職され、中畑幼稚園長、矢吹幼稚園長、あさひ保育園長を歴任されるなど、長きにわたり本町の教育行政の振興、発展に貢献されました。

また、令和元年12月からは民生委員を務められ、地域福祉の向上にもご尽力いただくなど、人格、識見、地域からの信望も大変厚い方でございます。

このような経験を生かされ、町教育行政のさらなる進展に寄与していただきたく、ここに提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意第18号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） 起立全員であります。

よって、同意第18号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。ここで、同意されました星直樹様、佐藤光子様を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 1時22分）

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午後 1時24分）

◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第8、これより発議第9号 国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番、藤井源喜君。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） それでは、説明いたします。

発議第9号 国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書（案）についてでございますが、本案は、学校は一人一人の子供とじっくり向き合い、悩みに耳を傾け、個別の指導をするこ

とが大切であり、現在、新型コロナウイルス感染防止対策で、学校教育の現場でも身体的距離の確保が重要であることを踏まえ、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、教職員定数改善計画を立て、20人学級を展望し、少人数学級を実現することを要望する旨、地方自治法第99条の規定により政府関係機関に対して意見書を提出するものであります。

以上で趣旨説明とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。発議第9号 国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第9号の意見書は、提出することに決しました。

◎閉会中の継続調査の申出書について

○議長（角田秀明君） 日程第9、これより閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

お手元に配付しました申出書のとおり、議会運営委員会委員長から継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き1時40分から議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いします。

これにて第424回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

ご苦労さまでございました。

（午後 1時28分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3 年 3 月 17 日

議 長 角田 秀明

署 名 議 員 青山 英樹

署 名 議 員 熊田 宏